

## 第4章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに 調査、予測及び評価の手法



## 第4章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法は、「山梨県環境影響評価等技術指針」(平成11年2月22日環総第2-11号)を参考に、以下のように選定する。

### 4.1 環境影響要因の抽出

対象事業の実施に係る環境影響要因は、本事業に係る工事の実施(以下、「工事時」という。)、施設等の存在及び供用(以下、「存在・供用時」という。)において想定される事業活動による影響の内容を検討し、抽出した。

その結果を表4-1-1(ごみ処理施設[余熱利用施設を含む])、表4-1-2(最終処分場)、表4-1-3(ごみ処理施設[余熱利用施設を含む]+最終処分場)に示す。

また、「山梨県環境影響評価等技術指針」(平成11年2月22日環総第2-11号)(以下、「技術指針」という。)に示されている環境影響評価の項目を表4-1-4に示す。

表4-1-1 環境影響要因の抽出(ごみ処理施設[余熱利用施設を含む])

時 期	環境影響要因	想定される事業活動による影響の内容
工事時	造成等の工事による一時的な影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>掘削、盛土、整地、法面整形等による現況地形の形状及び土地利用の変化</li> <li>造成等の工事の実施による粉じんの発生</li> <li>造成等の工事期間中の降雨時における濁水の発生</li> <li>対象事業実施区域に存在する構造物の除去や樹木の伐採等による建設副産物の一時的発生</li> </ul>
	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設機械の稼働に伴う排出ガスの発生</li> <li>建設機械の稼働に伴う騒音の発生</li> <li>建設機械の稼働に伴う振動の発生</li> <li>建設機械の稼働(燃料の使用)に伴う温室効果ガスの発生</li> </ul>
	資機材の運搬車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事に必要な資機材を運搬するための車両(以下「資機材運搬車両」と称す)の走行に伴う排出ガスの発生</li> <li>資機材運搬車両の走行に伴う騒音の発生</li> <li>資機材運搬車両の走行に伴う振動の発生</li> <li>資機材運搬車両の走行(燃料の使用)に伴う温室効果ガスの発生</li> </ul>
存在・供用時	施設が存在	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地利用の変化</li> <li>新たな工作物(焼却熔融施設、リサイクル施設、余熱利用施設、防災調整池等)の出現</li> </ul>
	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の煙突からばい煙(排出ガス)の発生</li> <li>施設の稼働に伴う悪臭の漏洩</li> <li>施設(機械等)の稼働に伴う騒音の発生</li> <li>施設(機械等)の稼働に伴う空気振動(低周波音)の発生</li> <li>施設(機械等)の稼働に伴う振動の発生</li> <li>施設からの排水の発生</li> <li>プラント用水として地下水の揚水</li> <li>施設の稼働に伴う廃棄物の発生</li> <li>燃料等の使用による温室効果ガスの発生</li> </ul>
	廃棄物運搬車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>搬入される廃棄物の運搬車両(以下「廃棄物運搬車両」と称す)の走行に伴う排出ガスの発生</li> <li>廃棄物運搬車両の走行に伴う悪臭の漏洩</li> <li>廃棄物運搬車両の走行に伴う騒音の発生</li> <li>廃棄物運搬車両の走行に伴う振動の発生</li> <li>廃棄物運搬車両の走行(燃料の使用)に伴う温室効果ガスの発生</li> </ul>

表 4-1-2 環境影響要因の抽出（最終処分場）

時 期	環境影響要因	想定される事業活動による影響の内容
工事時	造成等の工事による一時的な影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>掘削、盛土、整地、法面整形等による現況地形の形状及び土地利用の変化</li> <li>造成等の工事の実施による粉じんの発生</li> <li>造成等の工事期間中の降雨時における濁水の発生</li> <li>対象事業実施区域に存在する構造物の除去や樹木の伐採等による建設副産物の一時的発生</li> </ul>
	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設機械の稼働に伴う排出ガスの発生</li> <li>建設機械の稼働に伴う騒音の発生</li> <li>建設機械の稼働に伴う振動の発生</li> <li>建設機械の稼働(燃料の使用)に伴う温室効果ガスの発生</li> </ul>
	資機材の運搬車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>資機材運搬車両の走行に伴う排出ガスの発生</li> <li>資機材運搬車両の走行に伴う騒音の発生</li> <li>資機材運搬車両の走行に伴う振動の発生</li> <li>資機材運搬車両の走行(燃料の使用)に伴う温室効果ガスの発生</li> </ul>
存在・供用時	最終処分場の存在	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地利用の変化</li> <li>現況河川(蟹沢川)の付け替え</li> <li>新たな工作物(埋立地、浸出水処理施設、防災調整池等)の出現</li> </ul>
	浸出液 <sup>1</sup> 処理設備からの処理水の放流	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物の埋立による埋立地からの浸出水の発生</li> <li>施設(浸出水処理施設)からの排水(浸出水処理水)の発生</li> </ul>
	施設(浸出液処理設備等)の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設(機械等)の稼働に伴う騒音の発生</li> <li>施設(機械等)の稼働に伴う振動の発生</li> <li>施設の稼働に伴う廃棄物の発生</li> <li>燃料等の使用、廃棄物の埋立処分による温室効果ガスの発生</li> </ul>
	埋立作業	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物の埋立による埋立地からの粉じんの発生</li> <li>埋立機械の稼働に伴う騒音の発生</li> <li>埋立機械の稼働に伴う振動の発生</li> <li>燃料等の使用による温室効果ガスの発生</li> </ul>
	施設(埋立地)からの悪臭の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物の埋立による埋立地からの悪臭の発生</li> </ul>
	廃棄物運搬車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物運搬車両の走行に伴う排出ガスの発生</li> <li>廃棄物運搬車両の走行に伴う悪臭の漏洩</li> <li>廃棄物運搬車両の走行に伴う騒音の発生</li> <li>廃棄物運搬車両の走行に伴う振動の発生</li> <li>廃棄物運搬車両の走行(燃料の使用)に伴う温室効果ガスの発生</li> </ul>

<sup>1</sup> 浸出液：浸出水とも言う。雨水などが埋め立てられた廃棄物の中を通過して、しみ出してきた水のこと。

表 4-1-3 環境影響要因の抽出（ごみ処理施設〔余熱利用施設を含む〕＋最終処分場）

時 期	環境影響要因	想定される事業活動による影響の内容
工事時	造成等の工事による一時的な影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>掘削、盛土、整地、法面整形等による現況地形の形状及び土地利用の変化【①、②】</li> <li>造成等の工事の実施による粉じんの発生【①、②】</li> <li>造成等の工事期間中の降雨時における濁水の発生【①、②】</li> <li>対象事業実施区域に存在する構造物の除去や樹木の伐採等による建設副産物の一時的発生【①、②】</li> </ul>
	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設機械の稼働に伴う排出ガスの発生【①、②】</li> <li>建設機械の稼働に伴う騒音の発生【①、②】</li> <li>建設機械の稼働に伴う振動の発生【①、②】</li> <li>建設機械の稼働(燃料の使用)に伴う温室効果ガスの発生【①、②】</li> </ul>
	資機材の運搬車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>資機材運搬車両の走行に伴う排出ガスの発生【①、②】</li> <li>資機材運搬車両の走行に伴う騒音の発生【①、②】</li> <li>資機材運搬車両の走行に伴う振動の発生【①、②】</li> <li>資機材運搬車両の走行(燃料の使用)に伴う温室効果ガスの発生【①、②】</li> </ul>
存在・供用時	施設の存在	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地利用の変化【①、②】</li> <li>現況河川(蟹沢川)の付け替え【②】</li> <li>新たな工作物の出現【①、②】</li> </ul>
	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の煙突からばい煙(排出ガス)の発生【①】</li> <li>廃棄物の埋立による埋立地からの粉じんの発生【②】</li> <li>施設の稼働に伴う悪臭の漏洩、埋立地からの悪臭の発生【①、②】</li> <li>施設(機械等)、埋立機械の稼働に伴う騒音の発生【①、②】</li> <li>施設(機械等)の稼働に伴う空気振動(低周波音)の発生【①】</li> <li>施設(機械等)、埋立機械の稼働に伴う振動の発生【①、②】</li> <li>施設からの排水の発生【①、②】</li> <li>廃棄物の埋立による埋立地からの浸出水の発生【②】</li> <li>プラント用水として地下水の揚水【①】</li> <li>施設の稼働に伴う廃棄物の発生【①、②】</li> <li>燃料等の使用、廃棄物の埋立処分による温室効果ガスの発生【①、②】</li> </ul>
	廃棄物運搬車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物運搬車両の走行に伴う排出ガスの発生【①、②】</li> <li>廃棄物運搬車両の走行に伴う悪臭の漏洩【①、②】</li> <li>廃棄物運搬車両の走行に伴う騒音の発生【①、②】</li> <li>廃棄物運搬車両の走行に伴う振動の発生【①、②】</li> <li>廃棄物運搬車両の走行(燃料の使用)に伴う温室効果ガスの発生【①、②】</li> </ul>

注) ①：ごみ処理施設に関連する、②最終処分場に関連する

表 4-1-4 山梨県環境影響評価等技術指針に基づく環境影響評価の項目

区 分	環境影響評価の項目
環境の自然環境的構成要素の良好な状態の保持のため調査、予測及び評価されるべき項目	大気汚染、悪臭、騒音、空気振動(低周波音)、振動、水質汚濁、水象、地盤沈下、土壤汚染、地形・地質、日照阻害
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全のため調査、予測及び評価されるべき項目	植物、動物、生態系
人と自然との豊かな触れ合いの確保のため調査、予測及び評価されるべき項目	景観・風景、人と自然との触れ合い活動の場
環境への負荷の量の低減のため調査、予測及び評価されるべき項目	廃棄物・発生土、大気汚染物質・水質汚濁物質、温室効果ガス等

## 4.2 環境影響評価の項目の選定

環境影響評価の項目(以下、「環境影響評価項目」という。)については、前項で抽出した環境影響要因、対象事業の事業特性及び当該地域の地域特性を照らし合わせ、環境影響要因と環境影響評価項目の関連について、影響の有無を検討し、環境影響評価項目を選定した。

なお、選定にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく生活環境影響調査とも対応するため、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部、平成18年9月)も踏まえて、環境影響調査項目を選定した。

表4-2-1にごみ処理施設(余熱利用施設を含む)に関する環境影響評価項目、表4-2-2にその選定・非選定理由、表4-2-3に最終処分場に関する環境影響評価項目、表4-2-4にその選定・非選定理由を示す。

また、表4-2-5には、ごみ処理施設(余熱利用施設を含む)及び最終処分場の共通項目(複合影響が生じる可能性のある項目)、表4-2-6には、ごみ処理施設(余熱利用施設を含む)及び最終処分場をあわせた全ての選定項目を示す。

表 4-2-1 環境影響評価項目の選定（ごみ処理施設 [余熱利用施設を含む]）

環境影響評価項目の区分		環境影響要因の区分			存在・供用時			
		工 事 時 る一時的な影響	資機材の運搬車両の走行	建設機械の稼働	施設の存在	施設の稼働	廃棄物運搬車両の走行	
環境の自然環境的構成要素の良好な状態の保持のため調査、予測及び評価されるべき項目	大 気 汚 染	二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )				◎		
		二酸化窒素(NO <sub>x</sub> )		○	○	◎	○	
		浮遊粒子状物質(SPM)		○	○	◎	○	
		塩化水素(HCl)				◎		
		ダイオキシン類				◎		
		粉じん	○					
		その他必要な項目( )						
	悪 臭	特定悪臭物質濃度または臭気指数(臭気濃度)				○	×	
	騒 音	騒音レベル		○	○	○	○	
	空気振動(低周波音)					▽		
	振 動		振動レベル		○	○	○	○
	水質汚濁	水 質	生物学的酸素要求量(BOD)			×	×	
			化学的酸素要求量(COD)					
			浮遊物質(SS)	○			×	×
			全りん(T-P)					
			全窒素(T-N)					
			ダイオキシン類					×
			その他必要な項目(環境基準健康項目)				×	×
			その他必要な項目(水道水質基準項目)					
		地 下 水 の 水 質	BOD 又は COD					
			SS					
	その他必要な項目(環境基準項目、ダイオキシン類)							
	水 底 の 底 質	COD				×	×	
		粒度組成	△			×	×	
		その他必要な項目(有害物質)	×				×	
	水 象	表 流 水				○		
		地下水位(地下水の流れ)				×	○	
地 盤 沈 下					×	○		
土 壌 汚 染	ダイオキシン類					△		
地 形 ・ 地 質	学術上等から注目される地形・地質	×						
日 照 阻 害					○			
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全のため調査、予測及び評価されるべき項目	植 物 ・ 動 物	陸 上 植 物	○			○		
		陸 上 動 物	○	△	△	○	△	△
		水 生 生 物	○			△	×	
生 態 系	地域を特徴づける生態系	○			○			
人と自然との豊かな触れ合いの確保のため調査、予測及び評価されるべき項目	景 観 ・ 風 景					○		
	人と自然との触れ合いの活動の場		×	×	×	○	×	×
環境への負荷の量の低減のため調査、予測及び評価されるべき項目	廃棄物・発塵土		○			○		
	大気汚染物質・水質汚濁物質			▽	▽	○	▽	
	温室効果ガス等			▽	▽	○	▽	

- ◎：環境影響評価を詳細に行う項目
- ：環境影響評価を標準的に行う項目
- △：環境影響評価を簡略化して行う項目
- ▽：一般的な環境保全対策で対応する項目
- ×：環境影響評価を行わない項目

表 4-2-2 環境影響評価項目の選定・非選定理由(ごみ処理施設)

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
大気汚染	粉じん	工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	対象事業実施区域周辺の現況は、住居等が存在しており、粉じんの大きな発生源はない。 ごみ処理施設(余熱利用施設を含む)の建設工事時においては、土地の造成(建設機械による掘削、整地等)・樹木の伐採等に伴い、粉じんが発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
	二酸化窒素(NO <sub>2</sub> ),浮遊粒子状物質(SPM)		建設機械の稼働	○	対象事業実施区域周辺の現況は、住居等が存在しており、道路を除き二酸化窒素、浮遊粒子状物質の大きな発生源はない。 ごみ処理施設(余熱利用施設を含む)の建設工事時においては、バックホウ、ブルドーザ等の建設機械の稼働に伴い排出ガス(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)を排出することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
		資機材の運搬車両の走行	○	対象事業実施区域周辺の想定される資機材運搬車両の運行経路沿道の現況は、住居等が存在しており、想定される運行経路の現況の交通量は少ない。 ごみ処理施設(余熱利用施設を含む)の建設工事時においては、大型車種の資機材運搬車両の走行に伴い排出ガス(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)を排出することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。	
	二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> ),二酸化窒素(NO <sub>2</sub> ),浮遊粒子状物質(SPM),塩化水素(HCl),ダioxin類	存在・供用時	施設の稼働	◎	対象事業実施区域周辺の現況は、住居等が存在しており、道路を除き大気汚染物質の大きな発生源はない。 ごみ処理施設(余熱利用施設を除く)の稼働においては、煙突排ガスを排出する。また、対象事業実施区域及びその周辺は、広域的な地形の状況を見ると、周辺が山地に囲まれた甲府盆地に位置し、接地逆転層が発生しやすい地域特性となっている。さらに、局地的な地形の状況を見ると、南東側に滝戸山があり対象事業実施区域は山斜面に面した地形の起伏が比較的ある立地条件となっており、煙突排ガスは地形の影響を受ける可能性も懸念される。 したがって、ごみ処理施設の稼働による影響については環境影響評価を詳細に行う項目として選定する。
二酸化窒素(NO <sub>2</sub> ),浮遊粒子状物質(SPM)	廃棄物運搬車両の走行		○	対象事業実施区域周辺の想定される廃棄物運搬車両の運行経路沿道の現況は、住居等が存在しており、想定される運行経路の現況の交通量は少ない。 ごみ処理施設(余熱利用施設を除く)の稼働において、廃棄物運搬車両の走行に伴い排出ガス(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)を排出し、また車両の運行経路沿道には住居等が存在することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。	
悪臭	特定悪臭物質濃度、臭気指数(臭気濃度)、または臭気強度	存在・供用時	施設の稼働	○	対象事業実施区域周辺の現況は、住居等が存在しており、悪臭の大きな発生源はない。 ごみ処理施設(余熱利用施設を除く)の稼働においては、煙突から排出する悪臭、施設から漏洩する悪臭が発生するおそれがあることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			廃棄物運搬車両の走行	×	対象事業実施区域周辺の現況は、住居等が存在しており、道路沿道も含め悪臭の大きな発生源はない。 廃棄物運搬車両から漏洩する悪臭については、道路沿道環境に対し車両は通過するのみである。また、大気汚染物質においては広域的に存在している物質濃度に車両からの影響が付加されるのに対し、悪臭については広域的に存在している悪臭物質はなく、車両からの影響は悪臭源としての影響が小さいと考えられることから環境影響評価項目として選定しない。



環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
騒音	騒音レベル (Leq、Lx)	工事時	建設機械の稼働	○	対象事業実施区域周辺の現況は、住居等が存在しており、道路を除き騒音の大きな発生源はない。 ごみ処理施設（余熱利用施設を含む）の建設工事時においては、掘削工、杭工等における建設機械の稼働に伴い建設作業騒音が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			資機材の運搬車両の走行	○	対象事業実施区域周辺の想定される資機材運搬車両の運行経路沿道の現況は、住居等が存在しており、想定される運行経路の現況の交通量は少ない。 ごみ処理施設（余熱利用施設を含む）の建設工事時においては、大型車種の資機材運搬車両の走行に伴い道路交通騒音が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
		存在・供用時	施設の稼働	○	対象事業実施区域周辺の現況は、住居等が存在しており、道路を除き騒音の大きな発生源はない。 ごみ処理施設（余熱利用施設を除く）の稼働においては、ごみ処理施設の施設騒音が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			廃棄物運搬車両の走行	○	対象事業実施区域周辺の想定される廃棄物運搬車両の運行経路沿道の現況は、住居等が存在しており、想定される運行経路の現況の交通量は少ない。 ごみ処理施設（余熱利用施設を除く）の稼働においては、廃棄物運搬車両の走行に伴い道路交通騒音が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
空気振動 (低周波音)		存在・供用時	施設の稼働	▽	対象事業実施区域周辺の現況は、住居等が存在しており、空気振動（低周波音）の大きな発生源はない。 ごみ処理施設（余熱利用施設を除く）の稼働においては、送風機、空気圧縮機及びポンプ類から低周波音が発生する可能性が考えられるが、機器類からの低周波音の発生要因は、多くの場合、機械、構造物が正常な状態ではなく、共振等特異な稼働状態、若しくは機械の構造上・使用方法上の問題から発生する場合が多いと言われている。 したがって、一般的な環境保全対策で対応する項目として選定する。
振動	振動レベル (Lx)	工事時	建設機械の稼働	○	対象事業実施区域周辺の現況は、住居等が存在しており、道路を除き振動の大きな発生源はない。 ごみ処理施設（余熱利用施設を含む）の建設工事時においては、掘削工、杭工等における建設機械の稼働に伴い建設作業振動が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			資機材の運搬車両の走行	○	対象事業実施区域周辺の想定される資機材運搬車両の運行経路沿道の現況は、住居等が存在しており、想定される運行経路の現況の交通量は少ない。 ごみ処理施設（余熱利用施設を含む）の建設工事時においては、大型車種の資機材運搬車両の走行に伴い道路交通振動が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
		存在・供用時	施設の稼働	○	対象事業実施区域周辺の現況は、住居等が存在しており、道路を除き振動の大きな発生源はない。 ごみ処理施設（余熱利用施設を除く）の稼働においては、ごみ処理施設の施設振動が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			廃棄物運搬車両の走行	○	対象事業実施区域周辺の想定される廃棄物運搬車両の運行経路沿道の現況は、住居等が存在しており、想定される運行経路の現況の交通量は少ない。 ごみ処理施設（余熱利用施設を除く）の稼働においては、廃棄物運搬車両の走行に伴い道路交通振動が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由	
水質汚濁	水質	浮遊物質量(SS)	工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	対象事業実施区域に近接する公共用水域としては、農業用水等に利用されている間門川、蟹沢川があり、現在、対象事業実施区域付近は、大きな排水の流入はみられない。 ごみ処理施設（余熱利用施設を含む）の建設工事時には、土地の造成期間に降雨に伴う水の濁り（濁水）が発生し、公共用水域へ放流することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
		生物化学的酸素要求量(BOD)、浮遊物質量(SS)、環境基準健康項目(重金属、低沸点有機塩素化合物など)	存在・供用時	施設の存在	×	対象事業実施区域に近接する公共用水域としては、農業用水等に利用されている間門川、蟹沢川があり、現在、対象事業実施区域付近は、大きな排水の流入はみられない。 施設の存在は、現況と土地利用状況が異なり、公共用水域の集水域に変化に伴う流量が変化することが考えられるが、対象事業実施区域周辺においては、大きな排水の流入はなく、流量の変化により、水質が変化する可能性はないと考えられることから、環境影響評価項目として選定しない。
		生物化学的酸素要求量(BOD)、浮遊物質量(SS)、ダイオキシン類、環境基準健康項目(重金属、低沸点有機塩素化合物など)		施設の稼働	×	対象事業実施区域に近接する公共用水域としては、農業用水等に利用されている間門川、蟹沢川があり、現在、対象事業実施区域付近は、大きな排水の流入はみられない。 ごみ処理施設の稼働に伴うプラント排水、生活排水、余熱利用施設からの排水については、全て場内で再利用を行うか、若しくは下水道への放流とし公共用水域への放流を行わないことから、環境影響評価項目として選定しない。
水底の底質		粒度組成	工事時	造成等の施工による一時的な影響	△	ごみ処理施設（余熱利用施設を含む）の建設工事時には、土地の造成期間に降雨に伴う水の濁り（濁水）が発生し、公共用水域へ放流することから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。
		有害物質			×	ごみ処理施設（余熱利用施設を含む）の建設工事時には、土地の造成期間に降雨に伴う水の濁り（濁水）が発生するが、対象事業実施区域の土地利用は、大部分が樹林地及び農耕地であり、工場や事業場などの土壤汚染の可能性のある地歴がないこと、鉱山跡といった自然起因による重金属の偏在がないことから、土壤汚染物質の流出は考えられない。 したがって、環境影響評価項目として選定しない。
		化学的酸素要求量(COD)、粒度組成	存在・供用時	施設の存在	×	施設の存在は、現況と土地利用状況が異なり、公共用水域の集水域の変化に伴う流量が変化することが考えられるが、対象事業実施区域周辺においては、大きな排水の流入はなく、流量の変化により、水質が変化する可能性はないと考えられ、底質への影響もないと考えられることから環境影響評価項目として選定しない。
		化学的酸素要求量(COD)、粒度組成、有害物質		施設の稼働	×	ごみ処理施設の稼働に伴うプラント排水、生活排水、余熱利用施設からの排水については、全て場内で再利用を行うか、若しくは下水道への放流とし公共用水域への放流を行わないため、底質への影響はないと考えられることから環境影響評価項目として選定しない。

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
水象	表流水	存在・供用時	施設の存在	○	土地利用の変化に伴い表面流出率が変化し、また対象事業実施区域の下流域には、農耕地があり農業用利水が行われているため、下流域の水象へ影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
	地下水位(地下水の流れ)	存在・供用時	施設の存在	×	対象事業実施区域は南北に尾根が分布し、西側に開いた谷の形状を示しており、地下水位面は地形に沿って、尾根部で地下水位が高いものの低地部は間門川、蟹沢川の高さに地下水位があるものと考えられる。そのため、ごみ処理施設の造成・掘削工事は尾根部が主体であり、低地部の水位面付近の改変はほとんどないことから、低地部における地下水位の変化は小さいものと想定される。 したがって、ごみ処理施設(余熱利用施設を含む)の存在による地下水位への影響は小さいと考えられるため、環境影響評価項目として選定しない。
	施設の稼働		○	ごみ処理施設の稼働に伴うプラント用水等は、地下水を利用する計画であることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。	
地盤沈下		存在・供用時	施設の存在	×	上記に示したように、施設の存在による地下水位の低下は小さく、造成に伴う地盤沈下発生の可能性も小さいものと考えられるため、環境影響評価項目として選定しない。
			施設の稼働	○	ごみ処理施設の稼働に伴うプラント用水等は、地下水を利用する計画であり、現時点で揚水量や使用する地下水の位置は決定していないことから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
土壌汚染	ダイオキシン類	存在・供用時	施設の稼働	△	ごみ処理施設(余熱利用施設を除く)の稼働においては、煙突排ガスを排出し、排ガスは処理を行うものの排ガス中には基準値以下のダイオキシン類が含まれると考えられる。 煙突排ガス中に含まれるダイオキシン類については、排ガス処理を行い、法律の規制基準を遵守することから、土壌へ著しい影響は及ぼさないものと想定されるが、ダイオキシン類の土壌への蓄積による影響が懸念される。 以上のことから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。
地形・地質		工事時	造成等の施工による一時的な影響	×	既存資料により学術上等から注目される地形・地質の分布状況を把握した結果、対象事業実施区域周辺では、北西側約2kmの位置に曾根丘陵の新期断層変位地形、北東側約2~14kmの位置に一宮町周辺の扇状地群があるが、対象事業実施区域には学術上等から注目される地形・地質は分布していない。 したがって、ごみ処理施設(余熱利用施設を含む)の造成工事等の実施による地形・地質への影響はないと考えられるため環境影響評価項目として選定しない。
日照阻害		存在・供用時	施設の存在	○	対象事業実施区域の北側は、農耕地として利用されており、ごみ処理施設(余熱利用施設を含む)の建築物の出現により日照阻害の影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
植物・動物	陸上植物	工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	対象事業実施区域周辺は、現在、田畑、果樹園等の農地及び樹林地が大きく占め、その他、住居、小河川が存在しており、既存資料において保全すべき植物は確認されていない。 ごみ処理施設（余熱利用施設を含む）の建設工事時には、土地の改変に伴い対象事業実施区域及びその周辺に重要な種及び群落が存在した場合、生育地の消失等の影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
		存在・供用時	施設の存在	○	対象事業実施区域周辺は、現在、田畑、果樹園等の農地及び樹林地が大きく占め、その他、住居、小河川が存在しており、既存資料において保全すべき植物は確認されていない。 土地利用の変化に伴い対象事業実施区域及びその周辺に重要な種及び群落が存在した場合、日照条件の変化、土壌の乾燥化等の影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
陸上動物	陸上動物	工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	対象事業実施区域周辺は、現在、田畑、果樹園等の農地及び樹林地が大きく占め、その他、住居、小河川が存在しており、既存資料において保全すべき動物は確認されていない。 ごみ処理施設（余熱利用施設を含む）の建設工事時には、土地の改変に伴い対象事業実施区域及びその周辺に重要な種及び注目すべき生息地が存在した場合、生息地の消失、生息環境の変化(生息地の分断、採餌環境の変化)等の影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			建設機械の稼働	△	ごみ処理施設（余熱利用施設を含む）の建設工事時には、工事時の建設機械の稼働に伴い建設作業騒音・振動が発生し、それらが陸上動物の生息に間接的な影響を及ぼす可能性が考えられることから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。
			資機材の運搬車両の走行	△	ごみ処理施設（余熱利用施設を含む）の建設工事時には、資機材運搬車両の走行に伴い道路交通騒音・振動が発生し、それらが陸上動物の生息に間接的な影響を及ぼす可能性が考えられることから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。
		存在・供用時	施設の存在	○	対象事業実施区域周辺は、現在、田畑、果樹園等の農地及び樹林地が大きく占め、その他、住居、小河川が存在しており、既存資料において保全すべき動物は確認されていない。 土地利用の変化に伴い対象事業実施区域及びその周辺に重要な種及び注目すべき生息地が存在した場合、生息環境の変化(生息地の分断、採餌環境の変化)等の影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			施設の稼働	△	ごみ処理施設（余熱利用施設を除く）の稼働においては、施設騒音・振動が発生し、それらが陸上動物の生息に間接的な影響を及ぼす可能性が考えられることから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。
			廃棄物運搬車両の走行	△	供用時の廃棄物運搬車両の走行に伴い道路交通騒音・振動が発生し、それらが陸上動物の生息に間接的な影響を及ぼす可能性が考えられることから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
水生生物	工事時	造成等の施工による一時的な影響		○	<p>対象事業実施区域に近接する公共用水域としては、農業用水等に利用されている間門川、蟹沢川があり、現在、対象事業実施区域付近は、大きな排水の流入はみられない。</p> <p>ごみ処理施設（余熱利用施設を含む）の建設工事時には、土地の造成期間に降雨に伴う水の濁り（濁水）が発生し、公共用水域へ放流することから、水生生物の生息環境の変化等の影響が生じる可能性がある。</p> <p>したがって、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。</p>
	存在・供用時	施設の存在		△	<p>対象事業実施区域に近接する公共用水域としては、農業用水等に利用されている間門川、蟹沢川があり、現在、対象事業実施区域付近は、大きな排水の流入はみられない。</p> <p>対象事業実施区域より下流域の間門川、蟹沢川については、ごみ処理施設（余熱利用施設を含む）の存在によって水象へ影響を生じる可能性があるが、両河川とも護岸された小河川であり、人工的要素が含まれた環境である。</p> <p>対象事業実施区域周辺の水田も水が滞留する時期があるが季節的なものであり、生息する種は調査を実施する河川との出入りに依存するものと考えられ、河川における調査により保全すべき種の確認が可能と考えられる。</p> <p>対象事業実施区域南東側境界付近の湿地については、常に水が滞留しているような場所は確認されていないため水生生物の調査地点としては設定しないが、陸上植物、陸上動物の調査時に水の滞留状況等を確認することが可能であるとされる。</p> <p>以上のことから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。</p>
	存在・供用時	施設の稼働		×	<p>対象事業実施区域に近接する公共用水域としては、農業用水等に利用されている間門川、蟹沢川があり、現在、対象事業実施区域付近は、大きな排水の流入はみられない。</p> <p>ごみ処理施設の稼働に伴うプラント排水、生活排水、余熱利用施設からの排水については、全て場内で再利用を行うか、若しくは下水道への放流とし公共用水域への放流を行わないことから、環境影響評価項目として選定しない。</p>
生態系	工事時	造成等の施工による一時的な影響		○	<p>対象事業実施区域周辺は、現在、田畑、果樹園等の農地及び樹林地が大きく占め、その他、住居、小河川が存在している。また、対象事業実施区域北西側の水田は圃場整備が行われてなく、樹林地も近いことから、里山的な環境となっている。</p> <p>ごみ処理施設（余熱利用施設を含む）の建設工事時には、土地の改変に伴い対象事業実施区域及びその周辺の植生や動物の生息基盤が変化するため、地域を特徴づける生態系へ影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。</p>
	存在・供用時	施設の存在		○	<p>対象事業実施区域周辺は、現在、田畑、果樹園等の農地及び樹林地が大きく占め、その他、住居、小河川が存在している。また、対象事業実施区域北西側の水田は圃場整備が行われてなく、樹林地も近いことから、里山的な環境となっている。</p> <p>土地利用の変化に伴い対象事業実施区域及びその周辺の植生や動物の生息基盤が変化するため、地域を特徴づける生態系へ影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。</p>

環境影響評価項目	時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
景観・風景	存在・供用時	施設が存在	○	<p>対象事業実施区域周辺は、田畑、果樹園等の農地、周辺に広がる樹林地が大きく占め、その合間に小さな集落、小河川があり、周辺に自然景観資源、名勝は存在していないが、対象事業実施区域北西側の水田は圃場整備が行われていないことから里山的な風景を呈している。</p> <p>存在・供用時においては、対象事業実施区域内に新たな工作物としてごみ処理施設（余熱利用施設を含む）が存在し、周辺地域の主要な眺望点からの眺望の状況が変化する可能性があることから環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。</p>
人と自然との触れ合いの活動の場	工事時	造成等の施工による一時的な影響	×	<p>現在の対象事業実施区域内の利用は、主に農地、樹林地、住居であり、間門川、蟹沢川も人と触れあうような整備はされていないため、対象事業実施区域には人と自然との触れ合いの活動の場は存在していない。</p> <p>このため、事業の実施により、人と自然との触れ合いの活動の場を直接改変することはなく、人と自然との触れ合いの活動の場に関する影響は生じないと考えられることから環境影響評価項目として選定しない。</p>
		建設機械の稼働	×	<p>対象事業実施区域に最寄りの人と自然との触れ合いの活動の場としては、甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園があるが、対象事業実施区域から約 600m と離れており、甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園と対象事業実施区域との間には、対象事業実施区域周辺において大気、騒音、振動等の比較的大きな発生源である国道 358 号が通っている。その他の対象事業実施区域に近い人と自然との触れ合いの活動の場は、1.5km 以上離れた位置にある。</p> <p>また、対象事業実施区域周辺には、笛吹市のレクリエーションの場としての散策コース等は存在していない。</p> <p>このため、建設機械の稼働により発生する騒音・振動等により、人と自然との触れ合いの活動の場に対する利用環境への影響は生じないと考えられることから環境影響評価項目として選定しない。</p>
		資機材の運搬車両の走行	×	<p>資機材運搬車両の運行経路になると考えられる国道 358 号、県道鶯宿中道線沿いには、主要な人と自然との触れ合いの活動の場として甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園、左右口の里、藤袋の滝があるが、いずれもアクセス手段は主に自動車であり資機材運搬車両によるアクセスの阻害はないと考えられる。</p> <p>また、対象事業実施区域周辺には、笛吹市のレクリエーションの場としての散策コース等は存在していない。</p> <p>以上のことから、人と自然との触れ合いの活動の場に関する影響は生じないと考えられることから環境影響評価項目として選定しない。</p>
	存在・供用時	施設が存在	○	<p>対象事業実施区域に最寄りの人と自然との触れ合いの活動の場としては、甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園が対象事業実施区域から約 600m の位置にあり、また、対象事業実施区域から南側及び東側約 1.5km の位置に左右口の里、藤袋の滝があるが、左右口の里、藤袋の滝からは対象事業実施区域は見えない状況である。</p> <p>存在・供用時においては、対象事業実施区域内に新たな工作物としてごみ処理施設（余熱利用施設を含む）が存在し、最寄りの人と自然との触れ合いの活動の場である甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園からの景観の変化の可能性があるので、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。</p>

環境影響評価項目	時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
		施設の稼働	×	<p>対象事業実施区域に最寄りの人と自然との触れ合いの活動の場としては、甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園があるが、対象事業実施区域から約 600m と離れており、甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園と対象事業実施区域との間には、対象事業実施区域周辺において大気、騒音、振動等の比較的大きな発生源である国道 358 号が通っている。その他の対象事業実施区域に近い人と自然との触れ合いの活動の場は、1.5km 以上離れた位置にある。</p> <p>また、対象事業実施区域周辺には、笛吹市のレクリエーションの場としての散策コース等は存在していない。</p> <p>このため、人と自然との触れ合いの活動の場に関する影響は生じないと考えられることから環境影響評価項目として選定しない。</p>
		廃棄物運搬車両の走行	×	<p>廃棄物運搬車両の運行経路になると考えられる国道 358 号、県道鷲宿中道線沿いには、主要な人と自然との触れ合いの活動の場として甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園、左右口の里、藤壘の滝があるが、いずれもアクセス手段は主に自動車であり廃棄物運搬車両によるアクセスの阻害はないと考えられる。</p> <p>また、対象事業実施区域周辺には、笛吹市のレクリエーションの場としての散策コース等は存在していない。</p> <p>以上のことから、人と自然との触れ合いの活動の場に関する影響は生じないと考えられることから環境影響評価項目として選定しない。</p>
廃棄物・発生土	工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	<p>ごみ処理施設（余熱利用施設を含む）の建設工事時において、建設発生土（残土）、伐採樹木などの建設副産物が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。</p>
	存在・供用時	施設の稼働	○	<p>ごみ処理施設（余熱利用施設を除く）の稼働に伴い廃棄物（飛灰、残さ）が発生する。</p> <p>したがって、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。</p>
大気汚染物質・水質汚濁物質	工事時	建設機械の稼働	▽	<p>ごみ処理施設（余熱利用施設を含む）の建設工事時においては、建設機械の稼働に伴い大気汚染物質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）を排出するが、工事期間中の一時的な要因であること、また全国的に排出ガス対策型建設機械の使用が進められていることから、一般的な環境保全対策で対応する項目として選定する。</p>
		資機材の運搬車両の走行	▽	<p>ごみ処理施設（余熱利用施設を含む）の建設工事時においては、資機材運搬車両の走行に伴い大気汚染物質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）を排出するが、工事期間中の一時的な要因であること、また大気汚染防止法により排出ガス規制が進められていることから、一般的な環境保全対策で対応する項目として選定する。</p>
	存在・供用時	施設の稼働	○	<p>ごみ処理施設（余熱利用施設を除く）の稼働に伴い煙突から大気汚染物質を排出する。</p> <p>したがって、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。</p>
		廃棄物運搬車両の走行	▽	<p>廃棄物運搬車両の走行に伴い大気汚染物質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）を排出するが、大気汚染防止法により排出ガス規制が進められていることから、一般的な環境保全対策で対応する項目として選定する。</p>

環境影響評価項目	時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
温室効果ガス	工事時	建設機械の稼働	▽	ごみ処理施設（余熱利用施設を含む）の建設工事時においては、建設機械の稼働に伴い温室効果ガスを排出するが、工事期間中の一時的な要因であること、またごみ処理施設の稼働に伴う温室効果ガスの発生量に対し非常に少ないことが想定されることから、一般的な環境保全対策で対応する項目として選定する。
		資機材の運搬車両の走行	▽	ごみ処理施設（余熱利用施設を含む）の建設工事時においては、資機材運搬車両の走行に伴い温室効果ガスを排出するが、工事期間中の一時的な要因であること、またごみ処理施設の稼働に伴う温室効果ガスの発生量に対し非常に少ないことが想定されることから、一般的な環境保全対策で対応する項目として選定する。
	存在・供用時	施設の稼働	○	ごみ処理施設（余熱利用施設を除く）の稼働に伴い、温室効果ガスが発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
		廃棄物運搬車両の走行	▽	廃棄物運搬車両の走行に伴い温室効果ガスを排出するが、ごみ処理施設の稼働に伴う温室効果ガスの発生量に対し非常に少ないことが想定されることから、一般的な環境保全対策で対応する項目として選定する。



表 4-2-3 環境影響評価項目の選定（最終処分場）

環境影響要因の区分 環境影響評価項目の区分			工 事 時		存 在		供 用 時							
			的 な 影 響	造 成 等 の 施 工 に よ る 一 時	建 設 機 械 の 稼 働	資 機 材 の 運 搬 車 両 の 走 行	最 終 処 分 場 の 存 在	浸 出 液 処 理 設 備 か ら の 処 理 水 の 放 流	施 設 （ 浸 出 液 処 理 設 備 等 ） の 稼 働	埋 立 作 業	臭 の 発 生	施 設 （ 埋 立 地 ） か ら の 悪 臭	廃 棄 物 運 搬 車 両 の 走 行	
環境の自然環境的構成要素の良好な状態の保持のため調査、予測及び評価されるべき項目	大気汚染	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )		○	○								○	
		浮遊粒子状物質 (SPM)			○	○								○
		粉じん	○								○			
	悪臭	特定悪臭物質濃度または臭気指数 (臭気濃度)										○	×	
	騒音	騒音レベル			○	○			○	○			○	
	空気振動 (低周波音)													
	振動					○	○			○	○			○
	水質汚濁	水質	生物化学的酸素要求量 (BOD)				×	■						
			化学的酸素要求量 (COD)											
			浮遊物質 (SS)	○				×	■					
			全りん (T-P)											
			全窒素 (T-N)											
			ダイオキシン類							■				
			その他必要な項目 (環境基準健康項目)					×	■					
			その他必要な項目 (水道水質基準項目)											
		地下水の水質	BOD 又は COD											
			SS											
	その他必要な項目 (環境基準項目、ダイオキシン類)												■	
	水底の底質	COD					×		■					
		粒度組成	△				×		■					
その他必要な項目 (有害物質)		×						■						
水象	表流水					○								
	地下水位 (地下水の流れ)					○								
地盤沈下						○								
土壌汚染	ダイオキシン類											△		
地形・地質	学術上等から注目される地形・地質	×												
日照阻害														
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全のため調査、予測及び評価されるべき項目	植物・動物	陸上植物	○			○								
		陸上動物	○	△	△	○			△	△			△	
		水生生物	○			△	×							
	生態系	地域を特徴づける生態系	○			○								
人と自然との豊かな触れ合いの確保のため調査、予測及び評価されるべき項目	景観・風景					○								
	人と自然との触れ合いの活動の場		×	×	×	○			×	×			×	
環境への負荷の量の低減のため調査、予測及び評価されるべき項目	廃棄物・発生土		○						○					
	大気汚染物質・水質汚濁物質				▽	▽		○					▽	
	温室効果ガス等				▽	▽				○	○		▽	

- ◎：環境影響評価を詳細に行う項目
- ：環境影響評価を標準的に行う項目
- △：環境影響評価を簡略化して行う項目
- ▽：一般的な環境保全対策で対応する項目
- ×
- ：現況把握のため調査のみを行う項目

表 4-2-4 環境影響評価項目の選定・非選定理由(最終処分場)

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
大気汚染	粉じん	工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	対象事業実施区域周辺の現況は、住居等が存在しており、粉じんの大きな発生源はない。 最終処分場の建設工事時においては、土地の造成（建設機械による掘削、整地等）・樹木の伐採等に伴い、粉じんが発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
	二酸化窒素(NO <sub>2</sub> ), 浮遊粒子状物質(SPM)		建設機械の稼働	○	対象事業実施区域周辺の現況は、住居等が存在しており、道路を除き二酸化窒素、浮遊粒子状物質の大きな発生源はない。 最終処分場の建設工事時においては、バックホウ、ブルドーザ等の建設機械の稼働に伴い排出ガス(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)を排出することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			資機材の運搬車両の走行	○	対象事業実施区域周辺の想定される資機材運搬車両の運行経路沿道の現況は、住居等が存在しており、想定される運行経路の現況の交通量は少ない。 最終処分場の建設工事時においては、大型車種の資機材運搬車両の走行に伴い排出ガス(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)を排出することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
	粉じん	存在・供用時	埋立作業	○	対象事業実施区域周辺の現況は、住居等が存在しており、粉じんの大きな発生源はない。 最終処分場の稼働にあたっては、廃棄物の埋立に伴い粉じんが発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
二酸化窒素(NO <sub>2</sub> ), 浮遊粒子状物質(SPM)	廃棄物運搬車両の走行		○	対象事業実施区域周辺の想定される廃棄物運搬車両の運行経路沿道の現況は、住居等が存在しており、想定される運行経路の現況の交通量は少ない。 最終処分場の稼働において、廃棄物運搬車両の走行に伴い排出ガス(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)を排出し、また車両の運行経路沿道には住居等が存在することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。	
悪臭	特定悪臭物質濃度、臭気指数(臭気濃度)	存在・供用時	施設(埋立地)からの悪臭の発生	○	対象事業実施区域周辺の現況は、住居等が存在しており、悪臭の大きな発生源はない。 最終処分場の稼働においては、廃棄物の埋立に伴い悪臭が発生するおそれがあることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			廃棄物運搬車両の走行	×	対象事業実施区域周辺の現況は、住居等が存在しており、道路沿道も含め悪臭の大きな発生源はない。 廃棄物運搬車両から漏洩する悪臭については、道路沿道環境に対し車両は通過するのみである。また、大気汚染物質においては広域的に存在している物質濃度に車両からの影響が付加されるのに対し、悪臭については広域的に存在している悪臭物質はなく、車両からの影響は悪臭源としての影響が小さいと考えられることから環境影響評価項目として選定しない。
騒音	騒音レベル(Leq, Lx)	工事時	建設機械の稼働	○	対象事業実施区域周辺の現況は、住居等が存在しており、道路を除き騒音の大きな発生源はない。 最終処分場の建設工事時においては、掘削工等における建設機械の稼働に伴い建設作業騒音が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			資機材の運搬車両の走行	○	対象事業実施区域周辺の想定される資機材運搬車両の運行経路沿道の現況は、住居等が存在しており、想定される運行経路の現況の交通量は少ない。 最終処分場の建設工事時においては、大型車種の資機材運搬車両の走行に伴い道路交通騒音が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由	
		存在・供用時	施設（浸出液処理設備等）の稼働、埋立作業	○	対象事業実施区域周辺の現況は、住居等が存在しており、道路を除き騒音の大きな発生源はない。 最終処分場の稼働においては、浸出水処理施設の施設騒音、埋立機械の作業騒音が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。	
			廃棄物運搬車両の走行	○	対象事業実施区域周辺の想定される廃棄物運搬車両の運行経路沿道の現況は、住居等が存在しており、想定される運行経路の現況の交通量は少ない。 最終処分場の稼働においては、廃棄物運搬車両の走行に伴い道路交通騒音が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。	
振動	振動レベル (Lx)	工事時	建設機械の稼働	○	対象事業実施区域周辺の現況は、住居等が存在しており、道路を除き振動の大きな発生源はない。 最終処分場の建設工事時においては、掘削工等における建設機械の稼働に伴い建設作業振動が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。	
			資機材の運搬車両の走行	○	対象事業実施区域周辺の想定される資機材運搬車両の運行経路沿道の現況は、住居等が存在しており、想定される運行経路の現況の交通量は少ない。 最終処分場の建設工事時においては、大型車種の資機材運搬車両の走行に伴い道路交通振動が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。	
		存在・供用時	施設（浸出液処理設備等）の稼働、埋立作業	○	対象事業実施区域周辺の現況は、住居等が存在しており、道路を除き振動の大きな発生源はない。 最終処分場の稼働においては、浸出水処理施設の施設振動、埋立機械の作業振動が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。	
			廃棄物運搬車両の走行	○	対象事業実施区域周辺の想定される廃棄物運搬車両の運行経路沿道の現況は、住居等が存在しており、想定される運行経路の現況の交通量は少ない。 最終処分場の稼働においては、廃棄物運搬車両の走行に伴い道路交通振動が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。	
水質汚濁	水質	工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	対象事業実施区域に近接する公共用水域としては、農業用水等に利用されている間門川、蟹沢川があり、現在、対象事業実施区域付近は、大きな排水の流入はみられない。 最終処分場の建設工事時においては、蟹沢川の付け替え工事期間及び土地の造成期間に降雨に伴う水の濁り（濁水）の発生が考えられ、公共用水域へ放流することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。	
			生物化学的酸素要求量 (BOD), 浮遊物質量 (SS), 環境基準健康項目 (重金属, 低沸点有機塩素化合物など)	存在・供用時	×	対象事業実施区域に近接する公共用水域としては、農業用水等に利用されている間門川、蟹沢川があり、現在、対象事業実施区域付近は、大きな排水の流入はみられない。 施設の存在は、現況と土地利用状況が異なり、公共用水域の集水域に変化に伴う流量が変化すること、また、蟹沢川の付け替えにより流量が変化することが考えられるが、対象事業実施区域周辺においては、大きな排水の流入はなく、流量の変化により、水質が変化する可能性はないと考えられることから、環境影響評価項目として選定しない。
			生物化学的酸素要求量 (BOD), 浮遊物質量 (SS), ダイオキシン類, 環境基準健康項目 (重金属, 低沸点有機塩素化合物など)		■	対象事業実施区域に近接する公共用水域としては、農業用水等に利用されている間門川、蟹沢川があり、現在、対象事業実施区域付近は、大きな排水の流入はみられない。 最終処分場の稼働に伴い、浸出水処理施設から発生する浸出水処理水については、下水道への放流とし公共用水域への放流を行わないため、公共用水域への影響はないが、最終処分場の設置という事業特性から、当該地域の公共用水域の水質を把握することは重要であるため、調査のみ行う項目として選定する。

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
地下水の水質	環境基準項目, ダイオキシン類	存在・供用時	浸出液処理設備からの処理水の放流	■	埋立地から浸出水が発生するが、本事業では遮水工を設置し、浸出水の漏洩を防止する。このため、地下水水質への影響はないが、最終処分場の設置という事業特性から、当該地域の地下水の水質、水位を把握することは重要であるため、調査のみ行う項目として選定する。
	水底の底質	工事時	造成等の施工による一時的な影響	△	最終処分場の建設工事時においては、土地の造成期間に降雨に伴う水の濁り(濁水)が発生し、公共用水域へ放流することから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。
				×	最終処分場の建設工事時においては、蟹沢川の付け替え工事期間及び土地の造成期間に降雨に伴う水の濁り(濁水)が発生するが、対象事業実施区域の土地利用は、大部分が樹林地及び農耕地であり、工場や事業場などの土壤汚染の可能性のある地歴がないこと、鉱山跡といった自然起因による重金属の偏在がないことから、土壤汚染物質の流出は考えられない。 したがって、環境影響評価項目として選定しない。
	化学的酸素要求量(COD), 粒度組成	存在・供用時	最終処分場の存在	×	施設の存在は、現況と土地利用状況が異なり、公共用水域の集水域の変化に伴う流量が変化すること、また、蟹沢川の付け替えにより流量が変化することが考えられるが、対象事業実施区域周辺においては、大きな排水の流入はなく、流量の変化により、水質が変化する可能性はないと考えられ、底質への影響もないと考えられることから環境影響評価項目として選定しない。
化学的酸素要求量(COD), 粒度組成, 有害物質	存在・供用時	浸出液処理設備からの処理水の放流	■	対象事業実施区域に近接する公共用水域としては、農業用水等に利用されている間門川、蟹沢川があり、現在、対象事業実施区域付近は、大きな排水の流入はみられない。 最終処分場の稼働に伴い、浸出水処理施設から発生する浸出水処理水については、下水道への放流とし公共用水域への放流を行わないため、公共用水域の底質への影響もないが、最終処分場の設置という事業特性から、当該地域の公共用水域の底質を把握することは重要であるため、調査のみ行う項目として選定する。	
表流水			存在・供用時	最終処分場の存在	○
水象	地下水(地下水の流れ)	存在・供用時	最終処分場の存在	○	対象事業実施区域は南北に尾根が分布し、西側に開いた谷の形状を示しており、地下水位面は地形に沿って、尾根部で地下水位が高く、低地部は間門川、蟹沢川の高さに地下水位があるものと考えられる。 最終処分場の造成・掘削工事は尾根部が主体となるが、低地部の掘削も想定される。このため掘削による局所的な地形改変が、対象事業実施区域周辺の地下水位や地下水流れを変化させる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
地盤沈下		存在・供用時	最終処分場の存在	○	最終処分場が計画されている谷部には谷に分布する沖積層や田畑を構成する耕作土など未固結で軟弱な地層が分布する。最終処分場堰堤や廃棄物の加重により、圧密沈下が発生し、構造物に影響を与える可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
土壌汚染	ダイオキシン類	存在・供用時	埋立作業	△	最終処分場の稼働において、埋立対象廃棄物には、基準値以下のダイオキシン類が含まれる可能性があり、廃棄物の埋立に伴い、粉じんの飛散によってダイオキシン類の周辺土壌への影響が懸念される。 しかしながら、廃棄物の埋立にあたっては即日覆土を実施し廃棄物の飛散防止を行うことから、土壌へ著しい影響は及ぼさないものと想定される。 以上のことから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。
地形・地質		工事時	造成等の施工による一時的な影響	×	既存資料により学術上等から注目される地形・地質の分布状況を把握した結果、対象事業実施区域周辺では、北西側約2kmの位置に曾根丘陵の新期断層変位地形、北東側約2～14kmの位置に一宮町周辺の扇状地群があるが、対象事業実施区域には学術上等から注目される地形・地質は分布していない。 したがって、最終処分場の造成工事等の実施による地形・地質への影響はないと考えられるため環境影響評価項目として選定しない。
植物・動物	陸上植物	工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	対象事業実施区域周辺は、現在、田畑、果樹園等の農地及び樹林地が大きく占め、その他、住居、小河川が存在しており、既存資料において保全すべき植物は確認されていない。 最終処分場の建設工事時においては、土地の改変に伴い対象事業実施区域及びその周辺に重要な種及び群落が存在した場合、生育地の消失等の影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
		存在・供用時	最終処分場の存在	○	対象事業実施区域周辺は、現在、田畑、果樹園等の農地及び樹林地が大きく占め、その他、住居、小河川が存在しており、既存資料において保全すべき植物は確認されていない。 土地利用の変化に伴い対象事業実施区域及びその周辺に重要な種及び群落が存在した場合、土壌の乾燥化等の影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
	陸上動物	工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	対象事業実施区域周辺は、現在、田畑、果樹園等の農地及び樹林地が大きく占め、その他、住居、小河川が存在しており、既存資料において保全すべき動物は確認されていない。 最終処分場の建設工事時においては、土地の改変に伴い対象事業実施区域及びその周辺に重要な種及び注目すべき生息地が存在した場合、生息地の消失、生息環境の変化(生息地の分断、採餌環境の変化)等の影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			建設機械の稼働	△	最終処分場の建設工事時においては、工事時の建設機械の稼働に伴い建設作業騒音・振動が発生し、それらが陸上動物の生息に間接的な影響を及ぼす可能性が考えられることから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。
			資機材の運搬車両の走行	△	最終処分場の建設工事時において、資機材運搬車両の走行に伴い道路交通騒音・振動が発生し、それらが陸上動物の生息に間接的な影響を及ぼす可能性が考えられることから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。

環境影響評価項目	時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
	存在・供用時	最終処分場の存在	○	<p>対象事業実施区域周辺は、現在、田畑、果樹園等の農地及び樹林地が大きく占め、その他、住居、小河川が存在しており、既存資料において保全すべき動物は確認されていない。</p> <p>土地利用の変化に伴い対象事業実施区域及びその周辺に重要な種及び注目すべき生息地が存在した場合、生息環境の変化(生息地の分断、採餌環境の変化)等の影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。</p>
		施設(浸出液処理設備等)の稼働、埋立作業	△	<p>最終処分場の稼働の稼働においては、施設騒音・振動、埋立作業騒音・振動が発生し、それらが陸上動物の生息に間接的な影響を及ぼす可能性が考えられることから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。</p>
		廃棄物運搬車両の走行	△	<p>供用時の廃棄物運搬車両の走行に伴い道路交通騒音・振動が発生し、それらが陸上動物の生息に間接的な影響を及ぼす可能性が考えられることから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。</p>
水生生物	工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	<p>対象事業実施区域に近接する公共用水域としては、農業用水等に利用されている間門川、蟹沢川があり、現在、対象事業実施区域付近は、大きな排水の流入はみられない。</p> <p>最終処分場の建設工事時においては、土地の造成期間に降雨に伴う水の濁り(濁水)が発生し、公共用水域へ放流すること、蟹沢川の付け替えが行われることから、水生生物の生息環境の変化等の影響が生じる可能性がある。</p> <p>したがって、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。</p>
	存在・供用時	最終処分場の存在	△	<p>対象事業実施区域に近接する公共用水域としては、農業用水等に利用されている間門川、蟹沢川があり、現在、対象事業実施区域付近は、大きな排水の流入はみられない。</p> <p>対象事業実施区域より下流域の間門川、蟹沢川については、最終処分場の存在によって水象へ影響を生じる可能性があるが、両河川とも護岸された小河川であり、人工的要素が含まれた環境である。</p> <p>対象事業実施区域周辺の水田も水が滞留する時期があるが季節的なものであり、生息する種は調査を実施する河川との出入りに依存するものと考えられ、河川における調査により保全すべき種の確認が可能と考えられる。</p> <p>対象事業実施区域南東側境界付近の湿地については、常に水が滞留しているような場所は確認されていないため水生生物の調査地点としては設定しないが、陸上植物、陸上動物の調査時に水の滞留状況等を確認することが可能であるとされる。</p> <p>以上のことから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。</p>
		浸出液処理設備からの処理水の放流	×	<p>対象事業実施区域に近接する公共用水域としては、農業用水等に利用されている間門川、蟹沢川があり、現在、対象事業実施区域付近は、大きな排水の流入はみられない。</p> <p>最終処分場の稼働に伴い、浸出水処理施設から発生する浸出水処理水については、下水道への放流とし公共用水域への放流を行わないことから、環境影響評価項目として選定しない。</p>

環境影響評価項目	時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
生態系	工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	<p>対象事業実施区域周辺は、現在、田畑、果樹園等の農地及び樹林地が大きく占め、その他、住居、小河川が存在している。また、対象事業実施区域北西側の水田は圃場整備が行われてなく、樹林地も近いことから、里山的な環境となっている。</p> <p>最終処分場の建設工事時においては、土地の改変に伴い対象事業実施区域及びその周辺の植生や動物の生息基盤が変化するため、地域を特徴づける生態系へ影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。</p>
	存在・供用時	最終処分場の存在	○	<p>対象事業実施区域周辺は、現在、田畑、果樹園等の農地及び樹林地が大きく占め、その他、住居、小河川が存在している。また、対象事業実施区域北西側の水田は圃場整備が行われてなく、樹林地も近いことから、里山的な環境となっている。</p> <p>土地利用の変化に伴い対象事業実施区域及びその周辺の植生や動物の生息基盤が変化するため、地域を特徴づける生態系へ影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。</p>
景観・風景	存在・供用時	最終処分場の存在	○	<p>対象事業実施区域周辺は、田畑、果樹園等の農地、周辺に広がる樹林地が大きく占め、その合間に小さな集落、小河川があり、周辺に自然景観資源、名勝は存在していないが、対象事業実施区域北西側の水田は圃場整備が行われていないことから里山的な風景を呈している。</p> <p>存在・供用時においては、対象事業実施区域内に新たな工作物として最終処分場が存在し、周辺地域の主要な眺望点からの眺望の状況が変化するため可能性があることから環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。</p>
人と自然との触れ合いの活動の場	工事時	造成等の施工による一時的な影響	×	<p>現在の対象事業実施区域内の利用は、主に農地、樹林地、住居であり、間門川、蟹沢川も人と触れあうような整備はされていないため、対象事業実施区域には人と自然との触れ合いの活動の場は存在していない。</p> <p>このため、事業の実施により、人と自然との触れ合いの活動の場を直接改変することはないと、人と自然との触れ合いの活動の場に関する影響は生じないと考えられることから環境影響評価項目として選定しない。</p>
		建設機械の稼働	×	<p>対象事業実施区域に最寄りの人と自然との触れ合いの活動の場としては、甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園があるが、対象事業実施区域から約 600m と離れており、甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園と対象事業実施区域との間には、対象事業実施区域周辺において大気、騒音、振動等の比較的大きな発生源である国道 358 号が通っている。その他の対象事業実施区域に近い人と自然との触れ合いの活動の場は、1.5km 以上離れた位置にある。</p> <p>また、対象事業実施区域周辺には、笛吹市のリクリエーションの場としての散策コース等は存在していない。</p> <p>このため、建設機械の稼働により発生する騒音・振動等により、人と自然との触れ合いの活動の場に対する利用環境への影響は生じないと考えられることから環境影響評価項目として選定しない。</p>
		資機材の運搬車両の走行	×	<p>資機材運搬車両の運行経路になると考えられる国道 358 号、県道鶯宿中道線沿いには、主要な人と自然との触れ合いの活動の場として甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園、左右口の里、藤袋の滝があるが、いずれもアクセス手段は主に自動車であり資機材運搬車両によるアクセスの阻害はないと考えられる。</p> <p>また、対象事業実施区域周辺には、笛吹市のリクリエーションの場としての散策コース等は存在していない。</p> <p>以上のことから、人と自然との触れ合いの活動の場に関する影響は生じないと考えられることから環境影響評価項目として選定しない。</p>

環境影響評価項目	時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
	存在・供用時	最終処分場の存在	○	<p>対象事業実施区域に最寄りの人と自然との触れ合いの活動の場としては、甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園が対象事業実施区域から約 600m の位置にあり、また、対象事業実施区域から南側及び東側約 1.5km の位置に左右口の里、藤袋の滝があるが、左右口の里、藤袋の滝からは対象事業実施区域は見えない状況である。</p> <p>存在・供用時においては、対象事業実施区域内に新たな工作物として最終処分場が存在し、最寄りの人と自然との触れ合いの活動の場である甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園からの景観の変化の可能性があるので、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。</p>
		施設（浸出液処理設備等）の稼働、埋立作業	×	<p>対象事業実施区域に最寄りの人と自然との触れ合いの活動の場としては、甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園があるが、対象事業実施区域から約 600m と離れており、甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園と対象事業実施区域との間には、対象事業実施区域周辺において大気、騒音、振動等の比較的大きな発生源である国道 358 号が通っている。その他の対象事業実施区域に近い人と自然との触れ合いの活動の場は、1.5km 以上離れた位置にある。</p> <p>また、対象事業実施区域周辺には、笛吹市のリクリエーションの場としての散策コース等は存在していない。</p> <p>このため、人と自然との触れ合いの活動の場に関する影響は生じないと考えられることから環境影響評価項目として選定しない。</p>
		廃棄物運搬車両の走行	×	<p>廃棄物運搬車両の運行経路になると考えられる国道 358 号、県道鶯宿中道線沿いには、主要な人と自然との触れ合いの活動の場として甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園、左右口の里、藤袋の滝があるが、いずれもアクセス手段は主に自動車であり廃棄物運搬車両によるアクセスの阻害はないと考えられる。</p> <p>また、対象事業実施区域周辺には、笛吹市のリクリエーションの場としての散策コース等は存在していない。</p> <p>以上のことから、人と自然との触れ合いの活動の場に関する影響は生じないと考えられることから環境影響評価項目として選定しない。</p>
廃棄物・発生土	工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	<p>最終処分場の建設工事時において、建設発生土(残土)、伐採樹木などの建設副産物が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。</p>
	存在・供用時	施設（浸出液処理設備等）の稼働	○	<p>最終処分場の稼働に伴い浸出水処理施設から廃棄物(汚泥)が発生する。</p> <p>したがって、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。</p>
大気汚染物質・水質汚濁物質	工事時	建設機械の稼働	▽	<p>最終処分場の建設工事時においては、建設機械の稼働に伴い大気汚染物質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)を排出するが、工事期間中の一時的な要因であること、また全国的に排出ガス対策型建設機械の使用が進められていることから、一般的な環境保全対策で対応する項目として選定する。</p>
		資機材の運搬車両の走行	▽	<p>最終処分場の建設工事時においては、資機材運搬車両の走行に伴い大気汚染物質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)を排出するが、工事期間中の一時的な要因であること、また大気汚染防止法により排出ガス規制が進められていることから、一般的な環境保全対策で対応する項目として選定する。</p>



環境影響評価項目	時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
	存在・供用時	浸出液処理設備からの処理水の放流	○	最終処分場の稼働に伴い埋立地から浸出水(水質汚濁物質)が発生する。 したがって、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
		廃棄物運搬車両の走行	▽	廃棄物運搬車両の走行に伴い大気汚染物質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)を排出するが、大気汚染防止法により排出ガス規制が進められていることから、一般的な環境保全対策で対応する項目として選定する。
温室効果ガス等	工事時	建設機械の稼働	▽	最終処分場の建設工事時においては、建設機械の稼働に伴い温室効果ガスを排出するが、工事期間中の一時的な要因であること、また、最終処分場の稼働に伴う温室効果ガスの発生量に対し非常に少ないことが想定されることから、一般的な環境保全対策で対応する項目として選定する。
		資機材の運搬車両の走行	▽	最終処分場の建設工事時においては、資機材運搬車両の走行に伴い温室効果ガスを排出するが、工事期間中の一時的な要因であること、また、最終処分場の稼働に伴う温室効果ガスの発生量に対し非常に少ないことが想定されることから、一般的な環境保全対策で対応する項目として選定する。
	存在・供用時	施設(浸出液処理設備等)の稼働, 埋立作業	○	最終処分場の稼働(浸出水処理施設の稼働、埋立機械の稼働、廃棄物の埋立)に伴い、温室効果ガスが発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
		廃棄物運搬車両の走行	▽	廃棄物運搬車両の走行に伴い温室効果ガスを排出するが、最終処分場の稼働に伴う温室効果ガスの発生量に対し非常に少ないことが想定されることから、一般的な環境保全対策で対応する項目として選定する。

表 4-2-5 環境影響評価項目の選定（共通項目：複合影響が生じる可能性のある項目）

環境影響評価項目の区分		環境影響要因の区分		工 事 時			存在・供用時														
		大 気 汚 染	臭	騒 音	振 動	水 質 汚 濁	水 質	地 下 水 の 水 質	水 底 の 底 質	水 象	地 盤 沈 下	土 壌 汚 染	地 形 ・ 地 質	日 照 阻 害	植物・動物	生 態 系	景 観 ・ 風 景	環境への負荷の量の低減のため調査、予測及び評価されるべき項目			
環境の自然環境的構成要素の良好な状態の保持のため調査、予測及び評価されるべき項目	大 気 汚 染	二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )																			
		二酸化窒素(NO <sub>x</sub> )			○	○													○		
		浮遊粒子状物質(SPM)				○	○													○	
		塩化水素(HCl)																			
		ダイオキシン類																			
		粉じん		○																	
	その他必要な項目( )																				
	悪 臭	特定悪臭物質濃度または臭気指数(臭気濃度)																		○	
	騒 音	騒音レベル						○	○											○	
	空気振動(低周波音)																				
	振 動	振動レベル						○	○											○	
	水 質 汚 濁	水 質	生物学的酸素要求量(BOD)																		
			化学的酸素要求量(COD)																		
			浮遊物質(SS)				○														
			全りん(T-P)																		
			全窒素(T-N)																		
			ダイオキシン類																		
			その他必要な項目(環境基準健康項目)																		
			その他必要な項目(水道水質基準項目)																		
	地 下 水 の 水 質	BOD又はCOD																			
SS																					
水 底 の 底 質	COD																				
	粒度組成				△																
その他必要な項目(有害物質)																					
水 象	表流水																		○		
	地下水位(地下水の流れ)																				
地 盤 沈 下																					
土 壌 汚 染	ダイオキシン類																		△		
地 形 ・ 地 質	学術上等から注目される地形・地質																				
日 照 阻 害																					
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全のため調査、予測及び評価されるべき項目	植物・動物	陸上植物				○													○		
		陸上動物				○	△	△											○	△	△
		水生生物				○														△	
生 態 系	地域を特徴づける生態系				○														○		
人と自然との豊かな触れ合いの確保のため調査、予測及び評価されるべき項目	景 観 ・ 風 景																		○		
	人と自然との触れ合いの活動の場																		○		
環境への負荷の量の低減のため調査、予測及び評価されるべき項目	廃棄物・発生土					○															
	大気汚染物質・水質汚濁物質								▽	▽									▽		
	温室効果ガス等									▽	▽								○	▽	

- ◎：環境影響評価を詳細に行う項目
- ：環境影響評価を標準的に行う項目
- △：環境影響評価を簡略化して行う項目
- ▽：一般的な環境保全対策で対応する項目
- ×：環境影響評価を行わない項目

表 4-2-6 環境影響評価項目の選定（ごみ処理施設〔余熱利用施設を含む〕＋最終処分場）

環境影響評価項目の区分		環境影響要因の区分			工 事 時			存在・供用時		
		一時的な影響	建設機械の稼働	資機材の運搬車両の走行	施設の存在	施設の稼働	走行	廃棄物運搬車両の		
環境の自然環境的構成要素の良好な状態の保持のため調査、予測及び評価されるべき項目	大 気 汚 染	二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )				◎				
		二酸化窒素(NO <sub>x</sub> )		○	○	◎	○			
		浮遊粒子状物質(SPM)		○	○	◎	○			
		塩化水素(HCl)				◎				
		ダイオキシン類				◎				
		粉じん	○				○			
		その他必要な項目( )								
	悪 臭	特定悪臭物質濃度または臭気指数(臭気濃度)				○	×			
	騒 音	騒音レベル		○	○	○	○			
	空気振動(低周波音)						▽			
	振 動	振動レベル		○	○	○	○			
	水 質 汚 濁	水 質	生物化学的酸素要求量(BOD)			×	■			
			化学的酸素要求量(COD)							
			浮遊物質(SS)	○			×	■		
			全りん(T-P)							
			全窒素(T-N)							
			ダイオキシン類					■		
			その他必要な項目(環境基準健康項目)				×	■		
		その他必要な項目(水道水質基準項目)								
		地 下 水 の 水 質	BOD 又は COD							
			SS							
	その他必要な項目(環境基準項目、ダイオキシン類)						■			
	水 底 の 底 質	COD				×	■			
		粒度組成	△			×	■			
		その他必要な項目(有害物質)	×				■			
	水 象	表 流 水				○				
		地下水位(地下水の流れ)				○	○			
地 盤 沈 下					○	○				
土 壌 汚 染	ダイオキシン類					△				
地 形 ・ 地 質	学術上等から注目される地形・地質	×								
日 照 阻 害					○					
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全のため調査、予測及び評価されるべき項目	植 物 ・ 動 物	陸 上 植 物	○			○				
		陸 上 動 物	○	△	△	○	△	△		
		水 生 生 物	○			△	×			
生 態 系	地域を特徴づける生態系	○			○					
人と自然との豊かな触れ合いの確保のため調査、予測及び評価されるべき項目	景 観 ・ 風 景					○				
	人と自然との触れ合いの活動の場		×	×	×	○	×	×		
環境への負荷の量の低減のため調査、予測及び評価されるべき項目	廃棄物・発生土		○			○				
	大気汚染物質・水質汚濁物質			▽	▽	○	▽			
	温室効果ガス等			▽	▽	○	▽			

- ◎：環境影響評価を詳細に行う項目
- ：環境影響評価を標準的に行う項目
- △：環境影響評価を簡略化して行う項目
- ▽：一般的な環境保全対策で対応する項目
- ×：環境影響評価を行わない項目
- ：現況把握のため調査のみを行う項目

### 4.3 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の選定

環境影響評価に係る調査、予測及び評価の手法は、事業特性及び地域特性を勘案して選定した。環境影響評価項目別の調査、予測及び評価の手法並びに選定理由を以下に示す。

なお、環境影響評価方法書段階では、焼却溶融施設の処理方式は未決定であり、「焼却+灰溶融」または「ガス化溶融」方式の中から選定することから、処理方式の違いにより環境への影響が異なる項目については、それぞれの処理方式が採用された場合について比較を行いながら環境影響評価を実施していくこととする。

また、その他施設計画の内容についても、環境影響評価方法書段階では、未確定な要素があるため、これら事項については、今後の施設計画の中で、複数案の比較検討を行い、その結果を参考としながら環境影響評価を実施していくこととする。

複数案の比較検討の対象とする主要な項目は、以下に示すとおりである。

- ・ 焼却溶融施設の処理方式（「焼却+灰溶融」または「ガス化溶融」方式）
- ・ 煙突排ガスの排出濃度及び煙突高さ
- ・ 施設の配置及び煙突位置
- ・ 資機材運搬車両の運行ルート、ルート配分
- ・ 廃棄物運搬車両の運行ルート、ルート配分

#### (1) 事業計画の複数案の検討方針

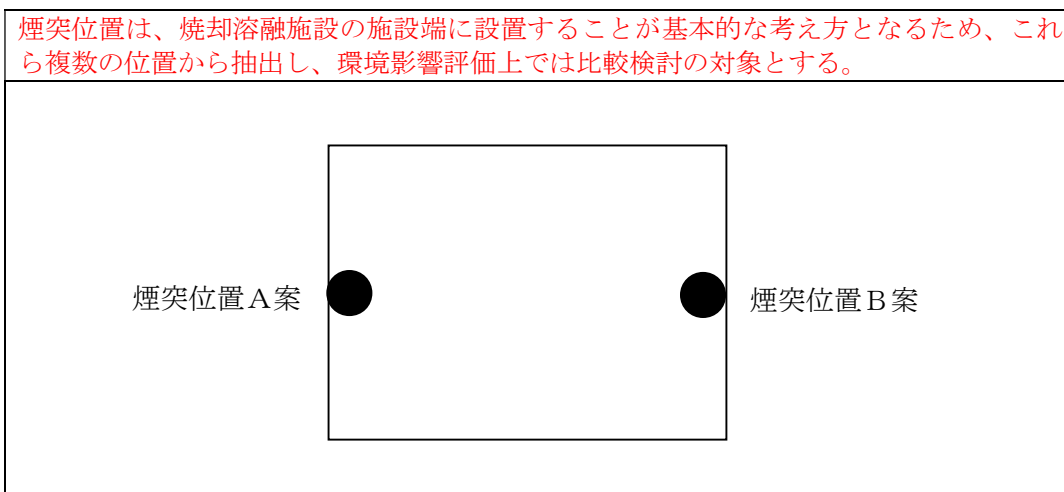
##### 1) 施設配置（及び煙突位置）の複数案の検討方針

施設配置（及び煙突位置）については、以下に示す複数案に基づき検討する方針である。なお、ごみ処理施設の施設配置においては、「管理棟」→「焼却溶融施設（熱回収施設）」→「リサイクル施設（リサイクルセンター）」の順に配置することが、作業上の効率性が確保されることから、その流れを基本として配置計画を検討する。

表 4-3(1) 施設配置の複数案の方針

配置A案	配置B案
配置A案の概略造成平面図は図-1に示すとおり。基本的には、西側から「管理棟」、「焼却溶融施設」、「リサイクル施設」の順に配置する案とする。	基本的には、西側から「リサイクル施設」、「焼却溶融施設」、「管理棟」の順に配置する案とする。

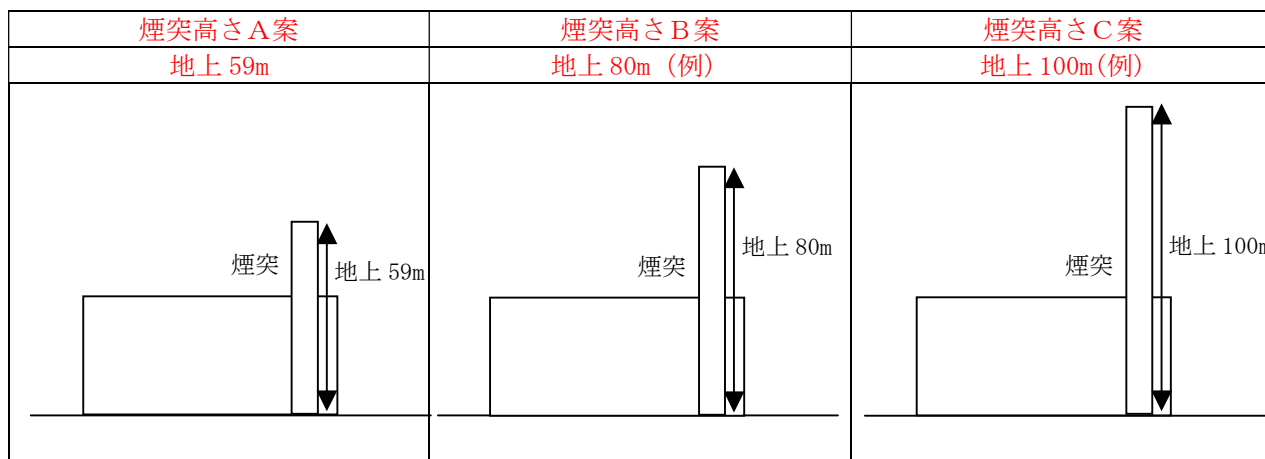
表 4-3 (2) 煙突位置の複数案の方針



2) 煙突高さの複数案の検討方針

煙突高さについては、地上 59m を基本とし、その他複数案（例：地上 80m、地上 100m）を検討し、これら煙突高さの違いによる比較検討を実施する方針である。

表 4-3 (3) 煙突高さの複数案の方針



3) 処理方式の複数案の検討方針

処理方式については、「焼却+灰溶融」又は「ガス化溶融」方式の中から選定する考えである。

そのため、各メーカーによって処理方式が異なるが、各メーカーへのヒアリング調査などを実施しながら、「焼却+灰溶融」方式、「ガス化溶融」方式による排ガス条件を設定し、それら予測結果を比較検討し、影響評価を実施する方針である。

表 4-3 (4) 処理方式の複数案の方針

処理方式 A 案 「焼却方式+灰溶融」方式	処理方式 B 案 「ガス化溶融」方式
湿り排ガス量：○○○Nm <sup>3</sup> /h/炉	湿り排ガス量：△△△Nm <sup>3</sup> /h/炉
乾き排ガス量：○○○Nm <sup>3</sup> /h/炉	乾き排ガス量：△△△Nm <sup>3</sup> /h/炉
排ガス温度：○○℃	排ガス温度：△△℃

#### 4) 煙突排出濃度の複数案の検討方針

排出濃度については、法規制値を前提として、今後実現可能な自主規制値を検討する考えである。法規制値と自主規制値の違いによる排出濃度について比較検討を行い、影響評価を実施する方針とする。

表 4-3(5) 排出濃度の複数案の方針

排出濃度A案	排出濃度B案
法規制値	自主規制値
硫黄酸化物：K 値 17.5 以下	硫黄酸化物：〇〇ppm 以下
窒素酸化物：250ppm 以下	窒素酸化物：〇〇ppm 以下
ばいじん：0.04g/Nm <sup>3</sup> 以下	ばいじん：〇〇g/Nm <sup>3</sup> 以下
塩化水素：430ppm 以下	塩化水素：〇〇ppm 以下
ダイオキシン類：0.1 以下	ダイオキシン類：〇〇以下

#### (2) 複数案の整理

「(1) 事業計画の複数案の検討方針」で示した各事業計画の複数案の検討方針を整理すると以下のとおりとなる。

環境影響評価準備書の段階では、これら複数案全ての組み合わせについて比較検討を行うか、若しくは環境影響評価の結果に特徴的な違いが得られたケースを抽出し、その結果を準備書で示す考えである。

表 4-3(6) 複数案の整理

項 目	複 数 案
施設配置 (及び煙突位置)	配置A案、配置B案、ets
煙突高さ	地上 59m、地上 80m、地上 100m など
処理方式	「焼却方式+灰溶融」方式、「ガス化溶融」方式
排出濃度	法規制値、自主規制値

#### (3) 予測及び評価の結果の整理と比較

予測及び評価にあたっては、「(2) 複数案の整理」で示した考え方にに基づき、抽出した各ケース毎の予測結果を整理し、比較検討を行う。

また、関連するその他環境影響評価項目についても比較対象とし、総合的な評価を示す考えである。

表 4-3(7) 予測及び評価の結果と比較方針

項 目	ケース①	ケース②	ケース③	ケース④	.....	
複数案	施設配置	配置A案	配置A案	配置A案	配置A案	.....
	煙突高さ	地上 59m	地上 59m	地上 80m	地上 80m	.....
	処理方式	「焼却方式+灰溶融」	「焼却方式+灰溶融」	「ガス化溶融」	「ガス化溶融」	.....
	排出濃度	法規制値	自主規制値	法規制値	自主規制値	.....
環境影響評価項目	大気汚染	〇〇〇ppm	〇〇〇ppm	〇〇〇ppm	〇〇〇ppm	.....
	景観・風景	(例) 煙突が視認できない	(例) 煙突が視認できない	(例) 煙突が視認できる	(例) 煙突が視認できる	.....
	.....	.....	.....	.....	.....	.....

4.3.1 環境の自然環境的構成要素の良好な状態の保持のため調査、予測及び評価されるべき項目

(1) 大気汚染

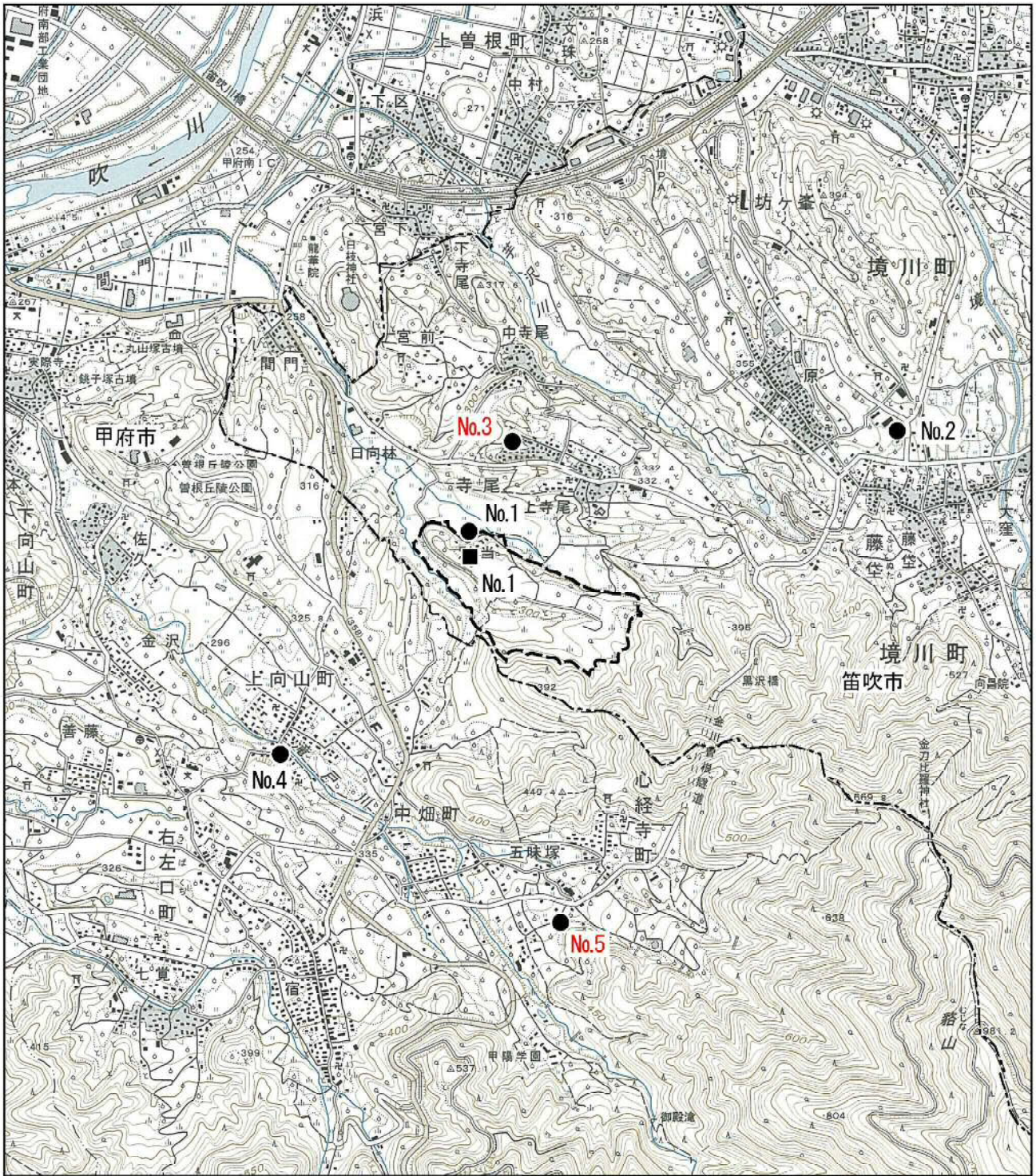
大気汚染に係る調査、予測及び評価の手法は、表 4-3-1-1 に示すとおりとする。

表 4-3-1-1(1) 大気汚染に係る調査、予測及び評価の手法

環境影響評価項目の区分		大気汚染	
環境影響要因の区分		工事時：造成等の施工による一時的な影響	
環境影響評価を行う事業		ごみ処理施設及び最終処分場	
項目	調査、予測及び評価の手法		選定理由
調査すべき情報の手法	調査すべき情報		<ul style="list-style-type: none"> <li>大気質の状況(降下ばいじん)は、造成工事に伴い発生する項目(粉じん)として選定する。</li> <li>地上気象は、大気質濃度の拡散計算を行うための基礎情報(拡散条件)として用いる項目として選定する。</li> </ul>
	項目	調査すべき情報	
	大気質	粉じん(降下ばいじん)	
	気象	地上気象(風向・風速)	
調査の基本的な手法	調査は、現地調査により調査すべき情報を収集し、その結果を整理・解析する。 現地調査の手法		<ul style="list-style-type: none"> <li>大気質の状況は、周辺地域で大気質(粉じん)の状況が把握されていないことから、現地調査により把握する。</li> <li>気象の状況は、周辺の気象観測所(古関、甲府)が対象事業実施区域から約 6~10km と離れていることから現地調査により把握する。</li> <li>粉じんの調査は、自治体等による調査で広く用いられている手法とする。</li> <li>気象の調査は、地上気象観測指針(気象庁、平成 14 年)に定められた方法に準拠した手法とする。</li> </ul>
	項目	細項目	
	大気質	粉じん(降下ばいじん)	ダストジャー等を用い、調査地点の屋外に一定期間設置した容器内に蓄積した粉じんの重量を測定する方法
	気象	地上気象	「地上気象観測指針」(気象庁、平成 14 年)に準拠し、調査地点の地上高さ 10m のポール上に微風向・風速計(風向 16 方位、風速 0.1m/s 単位)を設置し観測する方法
調査地域	<p>①大気質の状況</p> <p>調査地域は、建設機械が稼働する対象事業実施区域及びその周辺とする。</p> <p>②気象の状況</p> <p>調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺とする。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>大気質の状況は、対象事業実施区域周辺の一般環境(バックグラウンド濃度)の状況が把握できる範囲とする。</li> <li>気象の状況は、大気質濃度の拡散計算を行うための基礎情報を得ることから、大気質と同様の範囲とする。</li> </ul>
調査地点	<p>①大気質の状況</p> <p>調査地点は、図 4-3-1-1 に示す計 1 地点(別当地区)とする。</p> <p>②気象の状況</p> <p>調査地点は、図 4-3-1-1 に示す計 1 地点(対象事業実施区域)とする。</p> <p>現地調査地点</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>大気質調査地点は、影響を受ける恐れのある地域を代表する地点とする。</li> <li>気象調査地点は、大気質濃度の拡散計算を行うため、発生源(建設機械)周辺を代表する対象事業実施区域周辺とする。</li> </ul>
	項目	No.	
	大気質	No.1	別当地区
	気象	No.1	対象事業実施区域
調査期間等	大気質及び気象の調査期間等は以下のとおりとする。 調査期間等		<ul style="list-style-type: none"> <li>大気質の調査時期は、当該地域の季節変化が概ね把握できる時期として四季に実施とする。</li> <li>降下ばいじんの一季の調査期間は、降下ばいじんに係る評価の参考値が月単位であることから 1 ヶ月間とする。</li> <li>地上気象の調査期間は、大気質濃度の拡散計算で年平均値予測を行うため、1 年間の調査とする。</li> </ul>
	項目	調査期間等	
	大気質	春季、夏季、秋季及び冬季の 4 季、各季 30 日間	
	地上気象	通年(1 年間)	
予測の基本的な手法	<p>①予測項目</p> <p>予測項目は、造成工事等に伴い発生する粉じん(降下ばいじん)を対象とする。</p> <p>②予測方法</p> <p>「道路環境影響評価の技術手法」(財)道路環境研究所、2000 年)に準じて、季節別降下ばいじん量を求める方法とする。</p> <p>③気象条件</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>予測項目は、造成工事に伴い発生する項目として粉じん(降下ばいじん)を対象とする。</li> <li>予測方法は、一般的に広く大気拡散計算で用いられており、かつ左記のマニュアル等で示された手法である。</li> <li>気象条件は、対象事業実施区域における測定結果を用いることにより、実際の気象条件に合った予測が可能であると考え。</li> </ul>

環境影響評価項目の区分	大気汚染	
環境影響要因の区分	工事時：造成等の施工による一時的な影響	
環境影響評価を行う事業	ごみ処理施設及び最終処分場	
項目	調査、予測及び評価の手法	選定理由
	<p>予測に用いる気象条件は、現地調査による通年の測定結果を用いる。</p> <p>④その他条件 ごみ処理施設及び最終処分場の両施設に係る複合影響についても検討を行う。 バックグラウンド濃度は、現地調査による測定結果を用いる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>バックグラウンド濃度は、対象事業実施区域及びその周辺における測定結果を用いることにより、実際の大気質の状況に合った予測が可能であると考ええる。</li> </ul>
予測地域	<p>予測地域は、建設機械が稼働する対象事業実施区域及びその周辺とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測地域は、建設機械の稼働による影響が想定される範囲とする。</li> </ul>
予測地点	<p>予測地点は、対象事業実施区域周辺の民家等とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測地点は、対象事業実施区域に近接して通常生活する空間である民家等が存在しないため、一般の人が立ち入る代表的な地点を選定する。</li> </ul>
予測対象時期等	<p>予測対象時期は、造成工事の最盛期の時点とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>粉じんは、造成工事の最盛期が最も影響が大きいことから、この時期で代表できるものとする。</li> </ul>
評価の手法	<p>①環境影響の回避、<b>最小化</b>に係る評価 大気質の評価に関しては、現況に対する影響の変化の程度を明確にし、粉じん飛散防止対策としての散水の有無等の比較検討により本事業の実施が環境に与える影響についてどの程度回避、<b>最小化</b>、代償されるかを明確にする。</p> <p>②環境の保全に関する施策との整合性に係る評価 「道路環境影響評価の技術手法」（（財）道路環境研究所、2000年）に示される参考値(20t/km<sup>2</sup>/月)と、予測結果との整合が図れているかについて評価する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>降下ばいじん量が20t/km<sup>2</sup>/月以下であれば、不快感の目安（地域住民の中に不快、不健康感を訴えるものが増加する浮遊粒子状物質濃度：0.6mg/m<sup>3</sup>）を大きく下回ることが実測結果（浮遊粒子状物質による環境汚染の環境基準に関する専門委員会報告）から得られていることから20t/km<sup>2</sup>/月を評価指標とする。なお、評価は、工事により発生する降下ばいじん量と現地調査によるバックグラウンド濃度の合計に対して行う。</li> </ul>





注1) 平成16年10月12日,平成18年8月1日に旧石和町、旧御坂町、旧 宮町、旧八代町、旧境川村、旧春日居町、旧芦川村が合併し笛吹市となっている。  
 注2) 平成18年3月1日に旧甲府市、旧中道町、旧上九一色村の一部が合併し甲府市となっている。

凡 例	
	対象事業実施区域
	行政界
	大気質調査地点
	気象調査地点

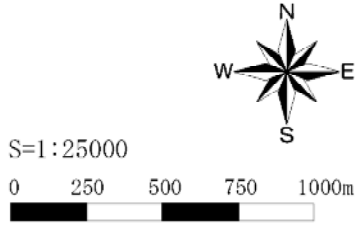


図4-3-1-1 大気質・気象の現地調査地点位置図

表 4-3-1-1(2) 大気汚染に係る調査、予測及び評価の手法

環境影響評価項目の区分	大気汚染										
環境影響要因の区分	工事時：建設機械の稼働										
環境影響評価を行う事業	ごみ処理施設及び最終処分場										
項目	調査、予測及び評価の手法	選定理由									
調査すべき情報の手法	調査すべき情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>大気質は、環境基準が定められている大気汚染物質のうち、建設機械の稼働に伴い排出され、影響が大きいと考えられる項目として二酸化窒素、浮遊粒子状物質を選定する。</li> <li>地上気象は、大気質濃度の拡散計算を行うための基礎情報(拡散条件)として用いる項目として選定する。</li> </ul>									
	<table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>調査すべき情報</th> </tr> <tr> <td>大気質</td> <td>二酸化窒素、浮遊粒子状物質</td> </tr> <tr> <td>気象</td> <td>地上気象(風向・風速)</td> </tr> </table>		項目	調査すべき情報	大気質	二酸化窒素、浮遊粒子状物質	気象	地上気象(風向・風速)			
項目	調査すべき情報										
大気質	二酸化窒素、浮遊粒子状物質										
気象	地上気象(風向・風速)										
調査の基本的な手法	調査は、現地調査により調査すべき情報を収集し、その結果を整理・解析する。 現地調査の手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>大気質の状況は、周辺地域で大気質の状況が把握されていないことから、現地調査により把握する。</li> <li>気象の状況は、周辺の気象観測所(古関、甲府)が対象事業実施区域から約 6~10km と離れていることから現地調査により把握する。</li> <li>大気質の調査は、環境基準の測定方法に準拠した手法とする。</li> <li>気象の調査は、地上気象観測指針(気象庁、平成14年)に定められた方法に準拠した手法とする。</li> </ul>									
	<table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>細項目</th> <th>調査手法</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">大気質</td> <td>二酸化窒素</td> <td>「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)に準拠し、調査地点に自動計測器を設置して測定する方法</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質</td> <td>「大気汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)に準拠し、調査地点に自動計測器を設置して測定する方法</td> </tr> <tr> <td>気象</td> <td>地上気象</td> <td>「地上気象観測指針」(気象庁、平成 14 年)に準拠し、調査地点の地上高さ 10m のポール上に微風向・風速計(風向 16 方位、風速 0.1m/s 単位)を設置し観測する方法</td> </tr> </table>		項目	細項目	調査手法	大気質	二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)に準拠し、調査地点に自動計測器を設置して測定する方法	浮遊粒子状物質	「大気汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)に準拠し、調査地点に自動計測器を設置して測定する方法	気象
項目	細項目	調査手法									
大気質	二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)に準拠し、調査地点に自動計測器を設置して測定する方法									
	浮遊粒子状物質	「大気汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)に準拠し、調査地点に自動計測器を設置して測定する方法									
気象	地上気象	「地上気象観測指針」(気象庁、平成 14 年)に準拠し、調査地点の地上高さ 10m のポール上に微風向・風速計(風向 16 方位、風速 0.1m/s 単位)を設置し観測する方法									
調査地域	<p>①大気質の状況 調査地域は、建設機械が稼働する対象事業実施区域及びその周辺とする。</p> <p>②気象の状況 調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大気質の状況は、対象事業実施区域周辺の一般環境(バックグラウンド濃度)の状況が把握できる範囲とする。</li> <li>気象の状況は、大気質濃度の拡散計算を行うための基礎情報を得ることから、大気質と同様の範囲とする。</li> </ul>									
調査地点	<p>①大気質の状況 調査地点は、図 4-3-1-1 に示す計 1 地点(別当地区)とする。</p> <p>②気象の状況 調査地点は、図 4-3-1-1 に示す計 1 地点(対象事業実施区域)とする。</p> <p>現地調査地点</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>No.</th> <th>調査地点</th> </tr> <tr> <td>大気質</td> <td>No.1</td> <td>別当地区</td> </tr> <tr> <td>気象</td> <td>No.1</td> <td>対象事業実施区域</td> </tr> </table>	項目	No.	調査地点	大気質	No.1	別当地区	気象	No.1	対象事業実施区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>大気質調査地点は、影響を受ける恐れのある地域を代表する地点とする。</li> <li>気象調査地点は、大気質濃度の拡散計算を行うため、発生源(建設機械)周辺を代表する対象事業実施区域周辺とする。</li> </ul>
項目	No.	調査地点									
大気質	No.1	別当地区									
気象	No.1	対象事業実施区域									
調査期間等	<p>大気質及び気象の調査期間等は以下のとおりとする。</p> <p>調査期間等</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>調査期間等</th> </tr> <tr> <td>大気質</td> <td>春季、夏季、秋季及び冬季の 4 季、各季 7 日間</td> </tr> <tr> <td>地上気象</td> <td>通年(1 年間)</td> </tr> </table>	項目	調査期間等	大気質	春季、夏季、秋季及び冬季の 4 季、各季 7 日間	地上気象	通年(1 年間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>大気質の調査時期は、当該地域の季節変化が概ね把握できる時期として四季に実施とする。</li> <li>二酸化窒素、浮遊粒子状物質の1季の調査期間は、一般的な社会活動が 1 週間周期であることから 7 日間とする。</li> <li>地上気象の調査期間は、大気質濃度の拡散計算で年平均値予測を行うため、1 年間の調査とする。</li> </ul>			
項目	調査期間等										
大気質	春季、夏季、秋季及び冬季の 4 季、各季 7 日間										
地上気象	通年(1 年間)										

環境影響評価項目の区分		大気汚染						
環境影響要因の区分		工事時：建設機械の稼働						
環境影響評価を行う事業		ごみ処理施設及び最終処分場						
項目	調査、予測及び評価の手法	選定理由						
予測の基本的手法	<p>①予測項目 予測項目は、建設機械の稼働に伴い排出される大気汚染物質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）の濃度を対象とする。</p> <p>②予測方法 二酸化窒素、浮遊粒子状物質については、「道路環境影響評価の技術手法」（（財）道路環境研究所，2000年）に準じて、ブルーム式及びパフ式とする。</p> <p>③気象条件 予測に用いる気象条件は、現地調査による通年の測定結果を用いる。</p> <p>④その他条件 ごみ処理施設及び最終処分場の両施設に係る複合影響についても検討を行う。 バックグラウンド濃度は、現地調査による測定結果を用いる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測項目（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）は、環境基準が定められている大気汚染物質のうち、建設機械の稼働に伴い排出され、影響が大きいと考えられる項目とする。</li> <li>予測方法は、一般的に広く大気拡散計算で用いられており、かつ左記のマニュアル等で示された手法である。</li> <li>気象条件は、対象事業実施区域における測定結果を用いることにより、実際の気象条件に合った予測が可能であると考ええる。</li> <li>バックグラウンド濃度は、対象事業実施区域及びその周辺における測定結果を用いることにより、実際の大気質の状況に合った予測が可能であると考ええる。</li> </ul>						
予測地域	予測地域は、建設機械が稼働する対象事業実施区域及びその周辺とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測地域は、建設機械の稼働による影響が想定される範囲とする。</li> </ul>						
予測地点	予測地点は、対象事業実施区域周辺の民家等とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測地点は、対象事業実施区域に近接して通常生活する空間である民家等が存在しないため、一般の人が立ち入る代表的な地点を選定する。</li> </ul>						
予測対象時期等	予測対象時期は、建設機械の稼働が最大となる工事時期の時点とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、建設機械の稼働が最大となる時期が最も影響が大きいことから、この時期で代表できるものとする。</li> </ul>						
評価の手法	<p>①環境影響の回避、<b>最小化</b>に係る評価 大気質の評価に関しては、現況に対する影響の変化の程度を明確にし、排ガス対策型建設機械の使用の有無等の比較検討により本事業の実施が環境に与える影響についてどの程度回避、<b>最小化</b>、代償されるかを明確にする。</p> <p>②環境の保全に関する施策との整合性に係る評価 「環境基本法」（平成5年法律第91号）第16条に基づく環境基準と、予測結果との整合が図れているかについて評価する。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>環境基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化窒素</td> <td>日平均値 0.04ppm</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質</td> <td>日平均値 0.10mg/m<sup>3</sup></td> </tr> </tbody> </table>	項目	環境基準	二酸化窒素	日平均値 0.04ppm	浮遊粒子状物質	日平均値 0.10mg/m <sup>3</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大気質の一般環境中の濃度に対する基準として一般的に認められた基準は環境基準であることから、環境の保全に関する施策との整合性に係る評価においては環境基準を評価指標とする。なお、大気汚染に係る環境基準の当てはめについては、地域の指定はなく、一律の値の当てはめである。</li> </ul>
項目	環境基準							
二酸化窒素	日平均値 0.04ppm							
浮遊粒子状物質	日平均値 0.10mg/m <sup>3</sup>							

表 4-3-1-1 (3) 大気汚染に係る調査、予測及び評価の手法

環境影響評価項目の区分	大気汚染																
環境影響要因の区分	工事時：資機材の運搬車両の走行																
環境影響評価を行う事業	ごみ処理施設及び最終処分場																
項目	調査、予測及び評価の手法	選定理由															
調査すべき情報の手法	調査すべき情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>大気質の状況は、環境基準が定められている大気汚染物質のうち、車両の走行に伴い排出され、影響が大きいと考えられる項目として二酸化窒素、浮遊粒子状物質とする。</li> <li>地上気象は、大気質濃度の拡散計算を行うための基礎情報(拡散条件)として用いる項目とする。</li> </ul>															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>調査すべき情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大気質</td> <td>二酸化窒素、浮遊粒子状物質</td> </tr> <tr> <td>気象</td> <td>地上気象(風向・風速)</td> </tr> </tbody> </table>		項目	調査すべき情報	大気質	二酸化窒素、浮遊粒子状物質	気象	地上気象(風向・風速)									
項目	調査すべき情報																
大気質	二酸化窒素、浮遊粒子状物質																
気象	地上気象(風向・風速)																
調査の基本的な手法	調査は、現地調査により調査すべき情報を収集し、その結果を整理・解析する。 現地調査の手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>大気質の状況は、周辺地域で大気質の状況が把握されていないことから、現地調査により把握する。</li> <li>気象の状況は、周辺の気象観測所(古関、甲府)が対象事業実施区域から約 6~10km と離れていることから現地調査により把握する。</li> <li>大気質の調査は、環境基準の測定方法に準拠した手法とする。</li> <li>気象の調査は、地上気象観測指針(気象庁、平成14年)に定められた方法に準拠した手法とする。</li> </ul>															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>細項目</th> <th>調査手法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大気質</td> <td>二酸化窒素</td> <td>「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)に準拠し、調査地点に自動計測器を設置して測定する方法</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質</td> <td>「大気汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)に準拠し、調査地点に自動計測器を設置して測定する方法</td> </tr> <tr> <td>気象</td> <td>地上気象</td> <td>「地上気象観測指針」(気象庁、平成 14 年)に準拠し、調査地点の地上高さ 10m のポール上に微風向・風速計(風向 16 方位、風速 0.1m/s 単位)を設置し観測する方法</td> </tr> </tbody> </table>		項目	細項目	調査手法	大気質	二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)に準拠し、調査地点に自動計測器を設置して測定する方法	浮遊粒子状物質	「大気汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)に準拠し、調査地点に自動計測器を設置して測定する方法	気象	地上気象	「地上気象観測指針」(気象庁、平成 14 年)に準拠し、調査地点の地上高さ 10m のポール上に微風向・風速計(風向 16 方位、風速 0.1m/s 単位)を設置し観測する方法				
項目	細項目	調査手法															
大気質	二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)に準拠し、調査地点に自動計測器を設置して測定する方法															
	浮遊粒子状物質	「大気汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)に準拠し、調査地点に自動計測器を設置して測定する方法															
気象	地上気象	「地上気象観測指針」(気象庁、平成 14 年)に準拠し、調査地点の地上高さ 10m のポール上に微風向・風速計(風向 16 方位、風速 0.1m/s 単位)を設置し観測する方法															
調査地域	<p>①大気質の状況 調査地域は、資機材運搬車両の通行が想定される搬入道路沿道を含む対象事業実施区域及びその周辺とする。</p> <p>②気象の状況 調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大気質の状況は、資機材運搬車両の通行が想定される道路沿道で資機材運搬車両の走行による影響が想定される範囲とする。</li> <li>気象の状況は、大気質濃度の拡散計算を行うための基礎情報を得ることから、大気質と同様の範囲とする。</li> </ul>															
調査地点	<p>①大気質の状況 調査地点は、図 4-3-1-1 に示す計 4 地点(藤袋地区、<b>上寺尾地区</b>、上向山地区、心経寺地区)とする。</p> <p>②気象の状況 調査地点は、図 4-3-1-1 に示す計 1 地点(対象事業実施区域)とする。</p> <p>現地調査地点</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>No.</th> <th>調査地点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">大気質</td> <td>No.2</td> <td>藤袋地区</td> </tr> <tr> <td>No.3</td> <td><b>上寺尾地区</b></td> </tr> <tr> <td>No.4</td> <td>上向山地区</td> </tr> <tr> <td>No.5</td> <td>心経寺地区</td> </tr> <tr> <td>気象</td> <td>No.1</td> <td>対象事業実施区域</td> </tr> </tbody> </table>	項目	No.	調査地点	大気質	No.2	藤袋地区	No.3	<b>上寺尾地区</b>	No.4	上向山地区	No.5	心経寺地区	気象	No.1	対象事業実施区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>大気質調査地点は、影響を受ける恐れのある地域(車両の通行する道路周辺の住宅地など)を代表する地点とする。</li> <li>気象調査地点は、大気質濃度の拡散計算を行うため、発生源(車両)が集中する対象事業実施区域を代表地点とする。</li> </ul>
項目	No.	調査地点															
大気質	No.2	藤袋地区															
	No.3	<b>上寺尾地区</b>															
	No.4	上向山地区															
	No.5	心経寺地区															
	気象	No.1	対象事業実施区域														

環境影響評価項目の区分	大気汚染									
環境影響要因の区分	工事時：資機材の運搬車両の走行									
環境影響評価を行う事業	ごみ処理施設及び最終処分場									
項目	調査、予測及び評価の手法	選定理由								
調査期間等	<p>大気質及び気象の調査期間等は以下のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">調査期間等</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>調査期間等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大気質</td> <td>春季、夏季、秋季及び冬季の4季、各季7日間</td> </tr> <tr> <td>地上気象</td> <td>通年(1年間)</td> </tr> </tbody> </table>	調査期間等		項目	調査期間等	大気質	春季、夏季、秋季及び冬季の4季、各季7日間	地上気象	通年(1年間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>大気質の調査時期は、当該地域の季節変化が概ね把握できる時期として四季に実施とする。</li> <li>二酸化窒素、浮遊粒子状物質の1季の調査期間は、一般的な社会活動が1週間周期であることから7日間とする。</li> <li>地上気象の調査期間は、大気質濃度の拡散計算で年平均値予測を行うため、1年間の調査とする。</li> </ul>
調査期間等										
項目	調査期間等									
大気質	春季、夏季、秋季及び冬季の4季、各季7日間									
地上気象	通年(1年間)									
予測の基本的な手法	<p>①予測項目 予測項目は、資機材運搬車両の走行に伴い排出される大気汚染物質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)の濃度を対象とする。</p> <p>②予測方法 「道路環境影響評価の技術手法」(財)道路環境研究所、2000年)に準じて、ブルーム式及びパフ式とする。</p> <p>③気象条件 予測に用いる気象条件は、現地調査による通年の測定結果を用いる。</p> <p>④その他条件 ごみ処理施設及び最終処分場の両施設に係る複合影響についても検討を行う。 環境保全措置の検討においては、資機材運搬車両台数の分散や運行経路の検討など考えられる複数案の保全措置による比較検討を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測項目は、環境基準が定められている大気汚染物質のうち、車両の走行に伴い排出され、影響が大きいと考えられる項目とする。</li> <li>予測方法は、一般的に広く大気拡散計算で用いられており、かつ左記のマニュアル等で示された手法である。</li> <li>気象条件は、対象事業実施区域における測定結果を用いることにより、実際の気象条件に合った予測が可能であると考えられる。</li> </ul>								
予測地域	予測地域は、資機材運搬車両の通行が想定される搬入道路沿道を含む対象事業実施区域及びその周辺とする。	予測地域は、資機材運搬車両の通行が想定される道路沿道で資機材運搬車両の走行による影響が想定される範囲とする。								
予測地点	予測地点は、資機材運搬車両の通行が想定される搬入道路沿道で民家等が存在する地点とする。	予測地点は、資機材運搬車両の通行が想定される搬入道路沿道で、道路に近接して住宅地がある地点とする。								
予測対象時期等	予測対象時期は、資機材運搬車両の走行が最大となる工事時期の時点とする。	予測は、年平均濃度を予測することから、資機材運搬車両の走行が最大となる時期の影響を予測することで代表できるものとする。								
評価の手法	<p>①環境影響の回避、<b>最小化</b>に係る評価 大気質の評価に関しては、現況に対する影響の変化の程度を明確にし、運行ルートの違い等の比較検討により本事業の実施が環境に与える影響についてどの程度回避、<b>最小化</b>、代償されるかを明確にする。</p> <p>②環境の保全に関する施策との整合性に係る評価 「環境基本法」(平成5年法律第91号)第16条に基づく環境基準と、予測結果との整合性が図れているかについて評価する。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>環境基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化窒素</td> <td>日平均値 0.04ppm</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質</td> <td>日平均値 0.10mg/m<sup>3</sup></td> </tr> </tbody> </table>	項目	環境基準	二酸化窒素	日平均値 0.04ppm	浮遊粒子状物質	日平均値 0.10mg/m <sup>3</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大気質の一般環境中の濃度に対する基準として一般的に認められた基準は環境基準であることから、環境の保全に関する施策との整合性に係る評価においては環境基準を評価指標とする。なお、大気汚染に係る環境基準の当てはめについては、地域の指定はなく、一律の値の当てはめである。</li> </ul>		
項目	環境基準									
二酸化窒素	日平均値 0.04ppm									
浮遊粒子状物質	日平均値 0.10mg/m <sup>3</sup>									

表 4-3-1-1(4) 大気汚染に係る調査、予測及び評価の手法

環境影響評価項目の区分	大気汚染																		
環境影響要因の区分	存在・供用時：施設の稼働																		
環境影響評価を行う事業	ごみ処理施設																		
項目	調査、予測及び評価の手法	選定理由																	
調査すべき情報の手法	<p style="text-align: center;">調査すべき情報</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>調査すべき情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大気質</td> <td>二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、ダイオキシン類、塩化水素</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">気象</td> <td>地上気象(風向・風速、気温、湿度、日射量、放射収支量)</td> </tr> <tr> <td>上層気象(風向、風速、気温)</td> </tr> </tbody> </table>		項目	調査すべき情報	大気質	二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、ダイオキシン類、塩化水素	気象	地上気象(風向・風速、気温、湿度、日射量、放射収支量)	上層気象(風向、風速、気温)	<ul style="list-style-type: none"> <li>大気質は、環境基準が定められている大気汚染物質のうち、施設の稼働に伴い煙突排ガスを排出する項目として二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、ダイオキシン類を選定する。塩化水素は、大気汚染防止法において廃棄物焼却に係る有害大気汚染物質として定められていることから選定する。</li> <li>地上気象は、大気質濃度の拡散計算を行うための基礎情報(大気安定度の算出等)として用いる項目として選定する。上層気象は、大気拡散の障害要因である逆転層の発生状況を把握し、拡散計算を行うための基礎情報(逆転層の高度、強度)として用いる項目として選定する。</li> </ul>									
	項目	調査すべき情報																	
大気質	二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、ダイオキシン類、塩化水素																		
気象	地上気象(風向・風速、気温、湿度、日射量、放射収支量)																		
	上層気象(風向、風速、気温)																		
調査の基本的な手法	<p>調査は、現地調査により調査すべき情報を収集し、その結果を整理・解析する。<b>なお、既存文献や既往の環境影響評価のうち参考となる資料がある場合は、準備書に取りまとめる。</b></p> <p style="text-align: center;">現地調査の手法</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>細項目</th> <th>調査手法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">大気質</td> <td>二酸化窒素</td> <td>「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)に準拠し、調査地点に自動計測器を設置して測定する方法</td> </tr> <tr> <td>二酸化硫黄、浮遊粒子状物質</td> <td>「大気汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)に準拠し、調査地点に自動計測器を設置して測定する方法</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む)及び土壌汚染に係る環境基準について」(平成 11 年環境庁告示第 68 号)及び「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」(平成 18 年、環境省)に準拠し、調査地点に試料採取器を設置し収集した試料を持ち帰り分析する方法</td> </tr> <tr> <td>塩化水素</td> <td>「大気汚染物質測定法指針」(環境庁, 昭和 62 年)に準拠し、調査地点に自動計測器を設置して測定する方法</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">気象</td> <td>地上気象</td> <td>「地上気象観測指針」(気象庁, 平成 14 年)に準拠し、調査地点の地上高さ 10m のポール上に微風向・風速計(風向 16 方位、風速 0.1m/s 単位)を設置し観測する方法。 気温、湿度、日射量及び放射収支量は、白金抵抗式温度計、静電容量式湿度計、銅・コンスタントン熱電堆式計等によって観測する方法。 <b>なお、気温は 2 高度(地上 1.5m、地上 9.5m)で観測する。</b></td> </tr> <tr> <td>上層気象</td> <td>「高層気象観測指針」(気象庁, 平成 7 年)に準拠し、無線機を装備した観測器を気球に取り付け大気中を上昇させながら観測する方法(GPS ゾンデ)。具体的にはヘリウムガスを充填した気球(パロットバルーン)にラジオゾンデ(無線送信機)を吊り下げて飛揚し、ゾンデからの信号を地上の受信装置で受信し、その上昇過程で得られた気温を観測するとともに、地上アンテナでゾンデを自動追尾することで、<b>流程(風向、風速)を観測する。</b></td> </tr> </tbody> </table>	項目	細項目	調査手法	大気質	二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)に準拠し、調査地点に自動計測器を設置して測定する方法	二酸化硫黄、浮遊粒子状物質	「大気汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)に準拠し、調査地点に自動計測器を設置して測定する方法	ダイオキシン類	「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む)及び土壌汚染に係る環境基準について」(平成 11 年環境庁告示第 68 号)及び「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」(平成 18 年、環境省)に準拠し、調査地点に試料採取器を設置し収集した試料を持ち帰り分析する方法	塩化水素	「大気汚染物質測定法指針」(環境庁, 昭和 62 年)に準拠し、調査地点に自動計測器を設置して測定する方法	気象	地上気象	「地上気象観測指針」(気象庁, 平成 14 年)に準拠し、調査地点の地上高さ 10m のポール上に微風向・風速計(風向 16 方位、風速 0.1m/s 単位)を設置し観測する方法。 気温、湿度、日射量及び放射収支量は、白金抵抗式温度計、静電容量式湿度計、銅・コンスタントン熱電堆式計等によって観測する方法。 <b>なお、気温は 2 高度(地上 1.5m、地上 9.5m)で観測する。</b>	上層気象	「高層気象観測指針」(気象庁, 平成 7 年)に準拠し、無線機を装備した観測器を気球に取り付け大気中を上昇させながら観測する方法(GPS ゾンデ)。具体的にはヘリウムガスを充填した気球(パロットバルーン)にラジオゾンデ(無線送信機)を吊り下げて飛揚し、ゾンデからの信号を地上の受信装置で受信し、その上昇過程で得られた気温を観測するとともに、地上アンテナでゾンデを自動追尾することで、 <b>流程(風向、風速)を観測する。</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大気質の状況は、周辺地域で大気質の状況が把握されていないことから、現地調査により把握する。</li> <li>地上気象の状況は、周辺の気象観測所(古関、甲府)が対象事業実施区域から約 6~10km と離れていることから現地調査により把握する。</li> <li>大気質の調査は、環境基準の測定方法に準拠した手法とする。</li> <li>地上気象の調査は、地上気象観測指針(気象庁, 平成 14 年)に定められた方法に準拠した手法とする。</li> <li>上層気象の調査は、高層気象観測指針(気象庁, 平成 7 年)に定められた方法に準拠した手法とする。</li> </ul>
項目	細項目	調査手法																	
大気質	二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)に準拠し、調査地点に自動計測器を設置して測定する方法																	
	二酸化硫黄、浮遊粒子状物質	「大気汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)に準拠し、調査地点に自動計測器を設置して測定する方法																	
	ダイオキシン類	「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む)及び土壌汚染に係る環境基準について」(平成 11 年環境庁告示第 68 号)及び「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」(平成 18 年、環境省)に準拠し、調査地点に試料採取器を設置し収集した試料を持ち帰り分析する方法																	
	塩化水素	「大気汚染物質測定法指針」(環境庁, 昭和 62 年)に準拠し、調査地点に自動計測器を設置して測定する方法																	
気象	地上気象	「地上気象観測指針」(気象庁, 平成 14 年)に準拠し、調査地点の地上高さ 10m のポール上に微風向・風速計(風向 16 方位、風速 0.1m/s 単位)を設置し観測する方法。 気温、湿度、日射量及び放射収支量は、白金抵抗式温度計、静電容量式湿度計、銅・コンスタントン熱電堆式計等によって観測する方法。 <b>なお、気温は 2 高度(地上 1.5m、地上 9.5m)で観測する。</b>																	
	上層気象	「高層気象観測指針」(気象庁, 平成 7 年)に準拠し、無線機を装備した観測器を気球に取り付け大気中を上昇させながら観測する方法(GPS ゾンデ)。具体的にはヘリウムガスを充填した気球(パロットバルーン)にラジオゾンデ(無線送信機)を吊り下げて飛揚し、ゾンデからの信号を地上の受信装置で受信し、その上昇過程で得られた気温を観測するとともに、地上アンテナでゾンデを自動追尾することで、 <b>流程(風向、風速)を観測する。</b>																	

環境影響評価項目の区分	大気汚染																			
環境影響要因の区分	存在・供用時：施設の稼働																			
環境影響評価を行う事業	ごみ処理施設																			
項目	調査、予測及び評価の手法	選定理由																		
調査地域	<p>①大気質の状況 調査地域は、煙突排ガスの拡散による影響が把握できる地点を含む対象事業実施区域及びその周辺とする。</p> <p>②気象の状況 調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大気質の状況は、現時点で想定される最大着地地点を含む範囲とする。</li> <li>気象の状況は、大気質濃度の拡散計算を行うための基礎情報を得ることから、大気質と同様の範囲とする。</li> </ul>																		
調査地点	<p>①大気質の状況 調査地点は、図 4-3-1-1 に示す No. 2～No. 5 の計 4 地点とする。</p> <p>②気象の状況 調査地点は、図 4-3-1-1 に示す計 1 地点(対象事業実施区域)とする。</p> <p style="text-align: center;">現地調査地点</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>No.</th> <th>調査地点</th> <th>調査項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">大気質</td> <td>No.2</td> <td>藤袋地区</td> <td rowspan="4">二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、ダイオキシン類、塩化水素</td> </tr> <tr> <td>No.3</td> <td>上寺尾地区</td> </tr> <tr> <td>No.4</td> <td>上向山地区</td> </tr> <tr> <td>No.5</td> <td>心経寺地区</td> </tr> <tr> <td>気象</td> <td>No.1</td> <td>対象事業実施区域</td> <td>地上気象、上層気象</td> </tr> </tbody> </table>	項目	No.	調査地点	調査項目	大気質	No.2	藤袋地区	二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、ダイオキシン類、塩化水素	No.3	上寺尾地区	No.4	上向山地区	No.5	心経寺地区	気象	No.1	対象事業実施区域	地上気象、上層気象	<ul style="list-style-type: none"> <li>大気質調査地点は、影響を受ける恐れのある地域(住宅地周辺)を代表する地点とする。</li> <li>地上気象及び上層気象調査地点は、大気質濃度の拡散計算を行うため、発生源(煙突)周辺を代表する対象事業実施区域周辺とする。</li> </ul>
項目	No.	調査地点	調査項目																	
大気質	No.2	藤袋地区	二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、ダイオキシン類、塩化水素																	
	No.3	上寺尾地区																		
	No.4	上向山地区																		
	No.5	心経寺地区																		
気象	No.1	対象事業実施区域	地上気象、上層気象																	
調査期間等	<p>大気質及び気象の調査期間等は以下のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">調査期間等</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>調査項目</th> <th>調査期間等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大気質</td> <td>二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、ダイオキシン類、塩化水素</td> <td>春季、夏季、秋季及び冬季の 4 季、各季 7 日間</td> </tr> <tr> <td>地上気象</td> <td></td> <td>通年(1年間)</td> </tr> <tr> <td>上層気象</td> <td></td> <td>夏季及び冬季の 2 季、各季 7 日間(8 回/日)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	調査項目	調査期間等	大気質	二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、ダイオキシン類、塩化水素	春季、夏季、秋季及び冬季の 4 季、各季 7 日間	地上気象		通年(1年間)	上層気象		夏季及び冬季の 2 季、各季 7 日間(8 回/日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>大気質の状況は、周辺地域で大気質の状況が把握されていないことから、現地調査により把握する。</li> <li>大気質の調査期間は、一般的な社会活動が 1 週間周期であることから、7 日間/季とする。</li> <li>地上気象の調査期間は、大気質濃度の拡散計算で年平均値予測を行うため、1 年間の調査とする。</li> <li>上層気象の調査期間は、接地逆転層が発生しやすい冬季の他、夏季とする。</li> </ul>						
項目	調査項目	調査期間等																		
大気質	二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、ダイオキシン類、塩化水素	春季、夏季、秋季及び冬季の 4 季、各季 7 日間																		
地上気象		通年(1年間)																		
上層気象		夏季及び冬季の 2 季、各季 7 日間(8 回/日)																		
予測の基本的手法	<p>①予測項目 予測項目は、ごみ処理施設の稼働による煙突排ガスから排出される大気汚染物質(二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、ダイオキシン類及び塩化水素)の濃度を対象とする。 このうち、環境基準値等と比較するため、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素については、年間の気象条件での年平均濃度予測及び高濃度が出現する気象条件での 1 時間値濃度予測を評価項目とし、ダイオキシン類については年平均濃度予測、塩化水素については 1 時間値濃度予測とする。なお、1 時間値濃度予測は、気象調査結果に基づき、高濃度が出現しやすい不安定時、逆転層発生時を選定し実施する。 また、気象調査結果に基づき、必要に応じて風速と吐出速度の関係からダウンウォッシュ時、周辺地形によるダウンドラフト時の濃度予測も行う。</p> <p>②予測方法 「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(平成 18 年、環境省)に準じて、年平均濃度予測はブルーム式及びパフ式、1 時間値濃度予測はブルーム式とする。なお、逆転層発生時予測は、逆転層の底部(リッド)による反射を考慮したブルーム式とする。</p> <p>③気象条件 予測に用いる気象条件は、年平均濃度予測では現地調査による通年の測定結果を用いる。 1 時間値濃度予測(不安定時)では現地調査結果で得られた風速と大気安定度の組合せにより高濃度が出現する気象条件を抽</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測項目は、環境基準が定められている大気汚染物質のうち、施設の稼働に伴い煙突排ガスを排出する項目として二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、ダイオキシン類を選定する。塩化水素は、大気汚染防止法において廃棄物焼却係の有害大気汚染物質として定められていることから選定する。</li> <li>予測方法は、一般的に広く大気拡散計算で用いられており、かつ左記の指針に定められた手法である。</li> <li>気象条件は、対象事業実施区域における測定結果を用いることにより、実際の気象条件に合った予測が可能であると考ええる。</li> <li>バックグラウンド濃度は、対象事業実施区域及びその周辺における測定結果を用いることにより、実際の気象の状況に合った予測が可能であると考ええる。</li> </ul>																		

環境影響評価項目の区分	大気汚染													
環境影響要因の区分	存在・供用時：施設の稼働													
環境影響評価を行う事業	ごみ処理施設													
項目	調査、予測及び評価の手法	選定理由												
	<p>出する。逆転層発生時予測では上層気象の現地調査結果を考慮して、逆転層出現高度、風速及び大気安定度の組合せにより高濃度が出現する気象条件を抽出する。</p> <p>④その他条件          予測は、処理方式（「焼却+灰溶融」または「ガス化溶融」）の違い、煙突位置・高さ、排出濃度の違いによる複数の条件について比較検討を行う。          バックグラウンド濃度は、現地調査による測定結果を用いる。          なお、年平均濃度予測の結果は、平面濃度分布図を作成する。          1時間値濃度予測の結果は、着地濃度の距離減衰図を作成する。</p>													
予測地域	<p>①年平均濃度予測          予測地域は、煙突を中心とした5km×5kmの正方形の範囲とする。</p> <p>②1時間値濃度予測          予測地域は、煙突から風下方向へ5kmの距離までとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ処理施設の稼働に係る予測地域は、現時点で想定される最大着地地点を含む範囲とする。</li> </ul>												
予測地点	<p>①年平均濃度予測          予測地域の中で最大着地地点出現地点とする。</p> <p>②1時間値濃度予測          予測地域の中で最大着地地点出現地点とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ処理施設の稼働に係る予測地点は、予測結果の最大値を予測地域の代表値として基準・目標との整合性を評価することにより予測地域全体を評価することが可能と考える。</li> </ul>												
予測対象時期等	<p>予測対象時期は、廃棄物の搬入量が安定し、施設が定常的に稼働する時点に対し、年平均値、逆転層発生時、ダウンウォッシュ時、ダウンドラフト時等の検討を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設からの排ガス量は、廃棄物の量や質によって変化するが、定常的な稼働状態の排ガス量で予測結果が代表できるものとする。</li> </ul>												
評価の手法	<p>①環境影響の回避、<b>最小化</b>に係る評価          大気質の評価に関しては、現況に対する影響の変化の程度を明確にし、処理方式、煙突位置・高さ、排出濃度の違い等の比較検討により本事業の実施が環境に与える影響についてどの程度回避、<b>最小化</b>、代償されるかを明確にする。</p> <p>②環境の保全に関する施策との整合性に係る評価          「環境基本法」（平成5年法律第91号）第16条や「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年法律第105号）第7条に基づく環境基準、「大気汚染防止法」に基づく二酸化窒素の排出基準の改正等について」（昭和52年環大規第136号）による塩化水素の目標環境濃度と、予測結果との整合性が図れているかについて評価する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>環境基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化硫黄</td> <td>日平均値 0.04ppm 1時間値 0.1ppm</td> </tr> <tr> <td>二酸化窒素</td> <td>日平均値 0.04ppm 1時間値 0.1ppm</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質</td> <td>日平均値 0.10mg/m<sup>3</sup> 1時間値 0.20mg/m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>年平均値 0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>塩化水素</td> <td>1時間値 0.02ppm</td> </tr> </tbody> </table>	項目	環境基準等	二酸化硫黄	日平均値 0.04ppm 1時間値 0.1ppm	二酸化窒素	日平均値 0.04ppm 1時間値 0.1ppm	浮遊粒子状物質	日平均値 0.10mg/m <sup>3</sup> 1時間値 0.20mg/m <sup>3</sup>	ダイオキシン類	年平均値 0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup>	塩化水素	1時間値 0.02ppm	<ul style="list-style-type: none"> <li>大気質の一般環境中の濃度に対する基準として一般的に認められた基準は環境基準であること、塩化水素に関しては環境基準が設定されていないことから、環境の保全に関する施策との整合性に係る評価においては環境基準及び塩化水素の目標環境濃度を評価指標とする。なお、大気汚染に係る環境基準及び塩化水素の目標環境濃度については、地域の指定はなく、一律の値の当てはめである。</li> </ul>
項目	環境基準等													
二酸化硫黄	日平均値 0.04ppm 1時間値 0.1ppm													
二酸化窒素	日平均値 0.04ppm 1時間値 0.1ppm													
浮遊粒子状物質	日平均値 0.10mg/m <sup>3</sup> 1時間値 0.20mg/m <sup>3</sup>													
ダイオキシン類	年平均値 0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup>													
塩化水素	1時間値 0.02ppm													



表 4-3-1-1 (5) 大気汚染に係る調査、予測及び評価の手法

環境影響評価項目の区分	大気汚染										
環境影響要因の区分	存在・供用時：施設の稼働										
環境影響評価を行う事業	最終処分場										
項目	調査、予測及び評価の手法	選定理由									
調査の手法	調査すべき情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>大気質は、廃棄物の埋立に伴い粉じんが発生するため項目として選定する。</li> <li>地上気象は、大気質濃度の拡散計算を行うための基礎情報(拡散条件)として用いる項目として選定する。</li> </ul>									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>調査すべき情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大気質</td> <td>粉じん(降下ばいじん)</td> </tr> <tr> <td>気象</td> <td>地上気象(風向・風速)</td> </tr> </tbody> </table>		項目	調査すべき情報	大気質	粉じん(降下ばいじん)	気象	地上気象(風向・風速)			
項目	調査すべき情報										
大気質	粉じん(降下ばいじん)										
気象	地上気象(風向・風速)										
調査の基本的手法	調査は、現地調査により調査すべき情報を収集し、その結果を整理・解析する。 現地調査の手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>大気質の状況は、周辺地域で大気質(粉じん)の状況が把握されていないことから、現地調査により把握する。</li> <li>気象の状況は、周辺の気象観測所(古閑、甲府)が対象事業実施区域から約 6~10km と離れていることから現地調査により把握する。</li> <li>粉じんの調査は、自治体等による調査で広く用いられている手法とする。</li> <li>気象の調査は、地上気象観測指針(気象庁,平成 14 年)に定められた方法に準拠した手法とする。</li> </ul>									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>細項目</th> <th>調査手法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大気質</td> <td>粉じん(降下ばいじん)</td> <td>ダストジャー等を用い、調査地点の屋外に一定期間設置した容器内に蓄積した粉じんの重量を測定する方法</td> </tr> <tr> <td>気象</td> <td>地上気象</td> <td>「地上気象観測指針」(気象庁,平成 14 年)に準拠し、調査地点の地上高さ 10m のポール上に微風向・風速計(風向 16 方位、風速 0.1m/s 単位)を設置し観測する方法</td> </tr> </tbody> </table>		項目	細項目	調査手法	大気質	粉じん(降下ばいじん)	ダストジャー等を用い、調査地点の屋外に一定期間設置した容器内に蓄積した粉じんの重量を測定する方法	気象	地上気象	「地上気象観測指針」(気象庁,平成 14 年)に準拠し、調査地点の地上高さ 10m のポール上に微風向・風速計(風向 16 方位、風速 0.1m/s 単位)を設置し観測する方法
項目	細項目	調査手法									
大気質	粉じん(降下ばいじん)	ダストジャー等を用い、調査地点の屋外に一定期間設置した容器内に蓄積した粉じんの重量を測定する方法									
気象	地上気象	「地上気象観測指針」(気象庁,平成 14 年)に準拠し、調査地点の地上高さ 10m のポール上に微風向・風速計(風向 16 方位、風速 0.1m/s 単位)を設置し観測する方法									
調査地域	<p>①大気質の状況 調査地域は、粉じんの飛散による影響が把握できる地点を含む対象事業実施区域及びその周辺とする。</p> <p>②気象の状況 調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大気質の状況は、対象事業実施区域周辺の一般環境(バックグラウンド濃度)の状況が把握できる範囲とする。</li> <li>気象の状況は、大気質濃度の拡散計算を行うための基礎情報を得ることから、大気質と同様の範囲とする。</li> </ul>									
調査地点	<p>①大気質の状況 調査地点は、図 4-3-1-1 に示す計 1 地点(別当地区)とする。</p> <p>②気象の状況 調査地点は、図 4-3-1-1 に示す計 1 地点(対象事業実施区域)とする。</p> <p>現地調査地点</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>No.</th> <th>調査地点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大気質</td> <td>No.1</td> <td>別当地区</td> </tr> <tr> <td>気象</td> <td>No.1</td> <td>対象事業実施区域</td> </tr> </tbody> </table>	項目	No.	調査地点	大気質	No.1	別当地区	気象	No.1	対象事業実施区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>大気質調査地点は、影響を受ける恐れのある地域を代表する地点とする。</li> <li>気象調査地点は、大気質濃度の拡散計算を行うため、発生源(廃棄物の埋立地)周辺を代表する対象事業実施区域周辺とする。</li> </ul>
項目	No.	調査地点									
大気質	No.1	別当地区									
気象	No.1	対象事業実施区域									
調査期間等	<p>大気質及び気象の調査期間等は以下のとおりとする。</p> <p>調査期間等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>調査期間等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大気質</td> <td>春季、夏季、秋季及び冬季の 4 季、各季 30 日間</td> </tr> <tr> <td>地上気象</td> <td>通年(1 年間)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	調査期間等	大気質	春季、夏季、秋季及び冬季の 4 季、各季 30 日間	地上気象	通年(1 年間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>大気質の調査時期は、当該地域の季節変化が概ね把握できる時期として四季に実施とする。</li> <li>降下ばいじんの一季の調査期間は、降下ばいじんに係る評価の参考値が月単位であることから 1 ヶ月間とする。</li> <li>地上気象の調査期間は、大気質濃度の拡散計算で年平均値予測を行うため、1 年間の調査とする。</li> </ul>			
項目	調査期間等										
大気質	春季、夏季、秋季及び冬季の 4 季、各季 30 日間										
地上気象	通年(1 年間)										
予測の基本的手法	<p>①予測項目 予測項目は、廃棄物の埋立に伴い発生する粉じん(降下ばいじん)を対象とする。</p> <p>②予測方法 「道路環境影響評価の技術手法」( (財) 道路環境研究所, 2000 年) に準じて、季節別降下ばいじん量を求める方法とする。</p> <p>③気象条件 予測に用いる気象条件は、現地調査による通年の測定結果を用いる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測項目は、廃棄物の埋立に伴い発生する項目として粉じん(降下ばいじん)を対象とする。</li> <li>予測方法は、一般的に広く大気拡散計算で用いられており、かつ左記のマニュアル等で示された手法である。</li> <li>気象条件は、対象事業実施区域における測定結果を用いることにより、実際の気象条件に合った予測が可能であると考えられる。</li> <li>バックグラウンド濃度は、対象事業実施</li> </ul>									

環境影響評価項目の区分	大気汚染	
環境影響要因の区分	存在・供用時：施設の稼働	
環境影響評価を行う事業	最終処分場	
項目	調査、予測及び評価の手法	選定理由
	④その他条件 バックグラウンド濃度は、現地調査による測定結果を用いる。	区域及びその周辺における測定結果を用いることにより、実際の大気質の状況に合った予測が可能であると考ええる。
予測地域	予測地域は、埋立機械が稼働する対象事業実施区域及びその周辺とする。	・ 予測地域は、埋立機械の稼働による影響が想定される範囲とする。
予測地点	予測地点は、対象事業実施区域周辺の民家等とする。	・ 廃棄物の埋立に係る予測地点は、対象事業実施区域に近接して通常生活する空間で代表的な地点を選定する。
予測対象時期等	予測対象時期は、廃棄物の搬入量が安定し、施設が定常的に稼働する時点とする。	・ 廃棄物の埋立に伴う粉じんに係る予測は、季節別粉じん量を予測するものであることから、定常的な稼働状態で代表できるものとする。
評価の手法	①環境影響の回避、最小化に係る評価 大気質の評価に関しては、現況に対する影響の変化の程度を明確にし、埋立作業機械数（ユニット数）の違い等の比較検討により本事業の実施が環境に与える影響についてどの程度回避、最小化、代償されるかを明確にする。 ②環境の保全に関する施策との整合性に係る評価 「道路環境影響評価の技術手法」（（財）道路環境研究所、2000年）に示される参考値（20t/km <sup>2</sup> /月）と、予測結果との整合が図れているかについて評価する。	・ 降下ばいじん量が 20t/km <sup>2</sup> /月以下であれば、不快感の目安（地域住民の中に不快、不健康感を訴えるものが増加する浮遊粒子状物質濃度：0.6mg/m <sup>3</sup> ）を大きく下回ることが実測結果（浮遊粒子状物質による環境汚染の環境基準に関する専門委員会報告）から得られていることから20t/km <sup>2</sup> /月を評価指標とする。なお、評価は、工事により発生する降下ばいじん量と現地調査によるバックグラウンド濃度の合計に対して行う。

表 4-3-1-1(6) 大気汚染に係る調査、予測及び評価の手法

環境影響評価項目の区分	大気汚染																
環境影響要因の区分	存在・供用時：廃棄物運搬車両の走行																
環境影響評価を行う事業	ごみ処理施設及び最終処分場																
項目	調査、予測及び評価の手法	選定理由															
調査すべき情報の手法	調査すべき情報 <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>調査すべき情報</th> </tr> <tr> <td>大気質</td> <td>二酸化窒素、浮遊粒子状物質</td> </tr> <tr> <td>気象</td> <td>地上気象(風向・風速)</td> </tr> </table>	項目	調査すべき情報	大気質	二酸化窒素、浮遊粒子状物質	気象	地上気象(風向・風速)	<ul style="list-style-type: none"> <li>大気質の状況は、環境基準が定められている大気汚染物質のうち、車両の走行に伴い排出され、影響が大きいと考えられる項目として二酸化窒素、浮遊粒子状物質とする。</li> <li>地上気象は、大気質濃度の拡散計算を行うための基礎情報(拡散条件)として用いる項目とする。</li> </ul>									
	項目	調査すべき情報															
大気質	二酸化窒素、浮遊粒子状物質																
気象	地上気象(風向・風速)																
調査の基本的な手法	<p>調査は、現地調査により調査すべき情報を収集し、その結果を整理・解析する。</p> <p>現地調査の手法</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>細項目</th> <th>調査手法</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">大気質</td> <td>二酸化窒素</td> <td>「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)に準拠し、調査地点に自動計測器を設置して測定する方法</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質</td> <td>「大気汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)に準拠し、調査地点に自動計測器を設置して測定する方法</td> </tr> <tr> <td>気象</td> <td>地上気象</td> <td>「地上気象観測指針」(気象庁, 平成 14 年)に準拠し、調査地点の地上高さ 10m のポール上に微風向・風速計(風向 16 方位、風速 0.1m/s 単位)を設置し観測する方法</td> </tr> </table>	項目	細項目	調査手法	大気質	二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)に準拠し、調査地点に自動計測器を設置して測定する方法	浮遊粒子状物質	「大気汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)に準拠し、調査地点に自動計測器を設置して測定する方法	気象	地上気象	「地上気象観測指針」(気象庁, 平成 14 年)に準拠し、調査地点の地上高さ 10m のポール上に微風向・風速計(風向 16 方位、風速 0.1m/s 単位)を設置し観測する方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>大気質の状況は、周辺地域で大気質の状況が把握されていないことから、現地調査により把握する。</li> <li>気象の状況は、周辺の気象観測所(古閑、甲府)が対象事業実施区域から約 6~10km と離れていることから現地調査により把握する。</li> <li>大気質の調査は、環境基準の測定方法に準拠した手法とする。</li> <li>気象の調査は、地上気象観測指針(気象庁, 平成 14 年)に定められた方法に準拠した手法とする。</li> </ul>				
項目	細項目	調査手法															
大気質	二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)に準拠し、調査地点に自動計測器を設置して測定する方法															
	浮遊粒子状物質	「大気汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)に準拠し、調査地点に自動計測器を設置して測定する方法															
気象	地上気象	「地上気象観測指針」(気象庁, 平成 14 年)に準拠し、調査地点の地上高さ 10m のポール上に微風向・風速計(風向 16 方位、風速 0.1m/s 単位)を設置し観測する方法															
調査地域	<p>①大気質の状況 調査地域は、廃棄物運搬車両の通行が想定される搬入道路沿道を含む対象事業実施区域及びその周辺とする。</p> <p>②気象の状況 調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大気質の状況は、廃棄物運搬車両の通行が想定される道路沿道で廃棄物運搬車両の走行による影響が想定される範囲とする。</li> <li>気象の状況は、大気質濃度の拡散計算を行うための基礎情報を得ることから、大気質と同様の範囲とする。</li> </ul>															
調査地点	<p>①大気質の状況 調査地点は、図 4-3-1-1 に示す計 4 地点(藤袋地区、上寺尾地区、上向山地区、心経寺地区)とする。</p> <p>②気象の状況 調査地点は、図 4-3-1-1 に示す計 1 地点(対象事業実施区域)とする。</p> <p>現地調査地点</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>No.</th> <th>調査地点</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">大気質</td> <td>No.2</td> <td>藤袋地区</td> </tr> <tr> <td>No.3</td> <td>上寺尾地区</td> </tr> <tr> <td>No.4</td> <td>上向山地区</td> </tr> <tr> <td>No.5</td> <td>心経寺地区</td> </tr> <tr> <td>気象</td> <td>No.1</td> <td>対象事業実施区域</td> </tr> </table>	項目	No.	調査地点	大気質	No.2	藤袋地区	No.3	上寺尾地区	No.4	上向山地区	No.5	心経寺地区	気象	No.1	対象事業実施区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>大気質調査地点は、影響を受ける恐れのある地域(車両の通行する道路周辺の住宅地周辺など)を代表する地点とする。</li> <li>気象調査地点は、大気質濃度の拡散計算を行うため、発生源(車両)が集中する対象事業実施区域を代表地点とする。</li> </ul>
項目	No.	調査地点															
大気質	No.2	藤袋地区															
	No.3	上寺尾地区															
	No.4	上向山地区															
	No.5	心経寺地区															
気象	No.1	対象事業実施区域															
調査期間等	<p>大気質及び気象の調査期間等は以下のとおりとする。</p> <p>調査期間等</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>調査期間等</th> </tr> <tr> <td>大気質</td> <td>春季、夏季、秋季及び冬季の 4 季、各季 7 日間</td> </tr> <tr> <td>地上気象</td> <td>通年(1 年間)</td> </tr> </table>	項目	調査期間等	大気質	春季、夏季、秋季及び冬季の 4 季、各季 7 日間	地上気象	通年(1 年間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>大気質の調査時期は、当該地域の季節変化が概ね把握できる時期として四季に実施とする。</li> <li>二酸化窒素、浮遊粒子状物質の 1 季の調査期間は、一般的な社会活動が 1 週間周期であることから 7 日間とする。</li> <li>地上気象の調査期間は、大気質濃度の拡散計算で年平均値予測を行うため、1 年間の調査とする。</li> </ul>									
項目	調査期間等																
大気質	春季、夏季、秋季及び冬季の 4 季、各季 7 日間																
地上気象	通年(1 年間)																

環境影響評価項目の区分	大気汚染							
環境影響要因の区分	存在・供用時：廃棄物運搬車両の走行							
環境影響評価を行う事業	ごみ処理施設及び最終処分場							
項目	調査、予測及び評価の手法	選定理由						
予測の基本的手法	<p>①予測項目 予測項目は、廃棄物運搬車両の走行に伴い排出される大気汚染物質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)の濃度を対象とする。</p> <p>②予測方法 「道路環境影響評価の技術手法」(財)道路環境研究所,2000年)に準じて、ブルーム式及びパフ式とする。</p> <p>③気象条件 予測に用いる気象条件は、現地調査による通年の測定結果を用いる。</p> <p>④その他条件 ごみ処理施設及び最終処分場の両施設に係る複合影響についても検討を行う。 環境保全措置の検討においては、廃棄物運搬車両台数の分散や運行経路の検討など考えられる複数案の保全措置による比較検討を行う。 なお、予測の結果は、濃度の距離減衰図を作成する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測項目は、環境基準が定められている大気汚染物質のうち、車両の走行に伴い排出され、影響が大きいと考えられる項目とする。</li> <li>予測方法は、一般的に広く大気拡散計算で用いられており、かつ左記のマニュアル等で示された手法である。</li> <li>気象条件は、対象事業実施区域における測定結果を用いることにより、実際の気象条件に合った予測が可能であると考えられる。</li> </ul>						
予測地域	予測地域は、廃棄物運搬車両の通行が想定される搬入道路沿道を含む対象事業実施区域及びその周辺とする。	予測地域は、廃棄物運搬車両の走行が想定される道路沿道で廃棄物運搬車両の走行による影響が想定される範囲とする。						
予測地点	予測地点は、廃棄物運搬車両の通行が想定される搬入道路沿道で民家等が存在する地点とする。	予測地点は、廃棄物運搬車両の走行が想定される搬入道路沿道で、道路に近接して住宅地がある地点とする。						
予測対象時期等	予測対象時期は、廃棄物の搬入量が安定し、施設が定常的に稼働する時点とする。	廃棄物運搬車両の日台数は、年間を通しほぼ一定であると考えられ、また、予測は、年平均濃度を予測することから、施設が定常的に稼働する時期の車両の影響を予測することで代表できるものとする。						
評価の手法	<p>①環境影響の回避、<b>最小化</b>に係る評価 大気質の評価に関しては、現況に対する影響の変化の程度を明確にし、運行ルートの違い等の比較検討により本事業の実施が環境に与える影響についてどの程度回避、<b>最小化</b>、代償されるかを明確にする。</p> <p>②環境の保全に関する施策との整合性に係る評価 大気質の評価に関しては、「環境基本法」(平成5年法律第91号)第16条に基づく環境基準と、予測結果との整合が図れているかについて評価する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>環境基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化窒素</td> <td>日平均値 0.04ppm</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質</td> <td>日平均値 0.10mg/m<sup>3</sup></td> </tr> </tbody> </table>	項目	環境基準	二酸化窒素	日平均値 0.04ppm	浮遊粒子状物質	日平均値 0.10mg/m <sup>3</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大気質の一般環境中の濃度に対する基準として一般的に認められた基準は環境基準であることから、環境の保全に関する施策との整合性に係る評価においては環境基準を評価指標とする。なお、大気汚染に係る環境基準の当てはめについては、地域の指定はなく、一律の値の当てはめである。</li> </ul>
項目	環境基準							
二酸化窒素	日平均値 0.04ppm							
浮遊粒子状物質	日平均値 0.10mg/m <sup>3</sup>							

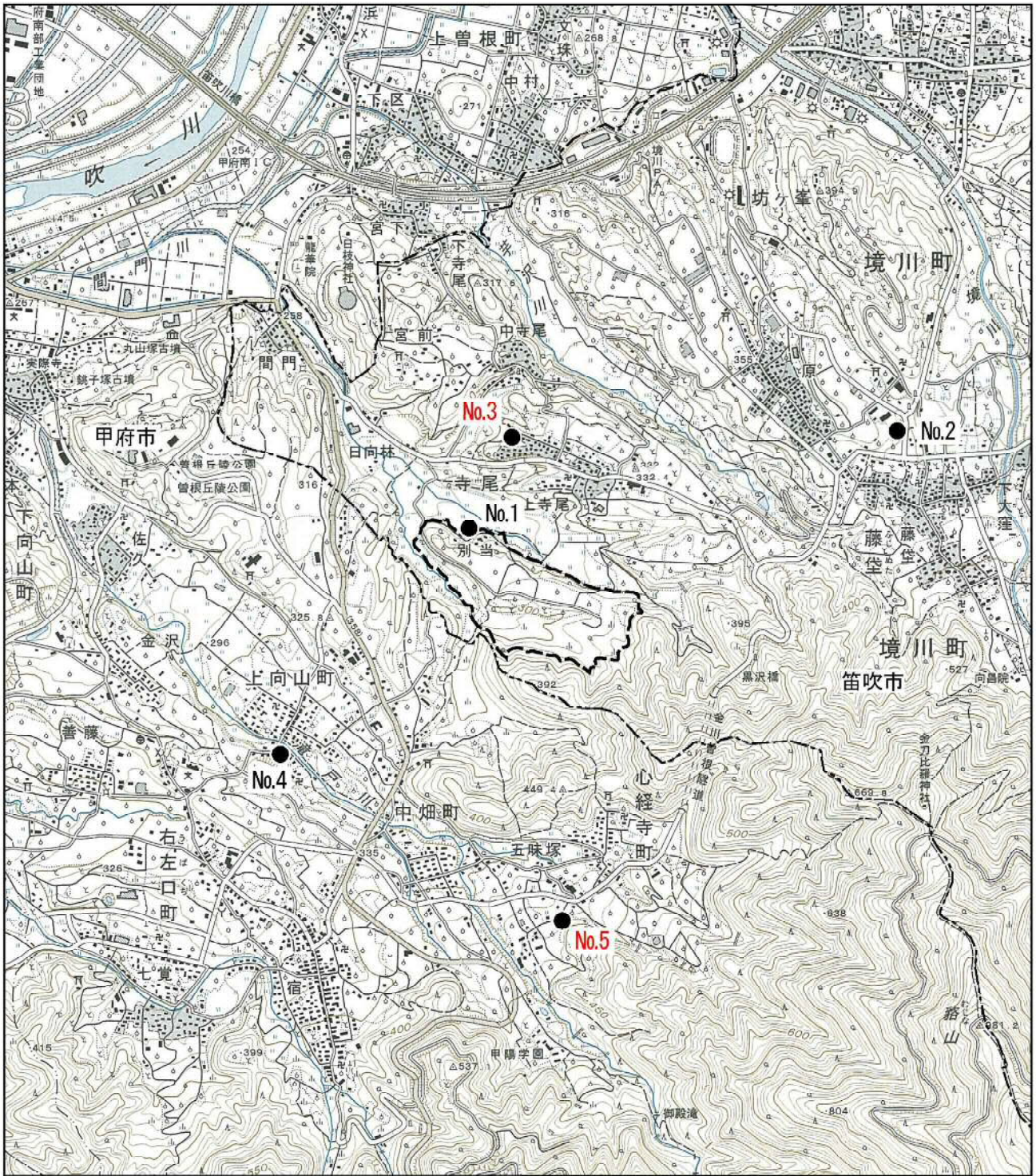
(2) 悪臭

悪臭に係る調査、予測及び評価の手法は、表 4-3-1-2 に示すとおりとする。

表 4-3-1-2 悪臭に係る調査、予測及び評価の手法

環境影響評価項目の区分	悪臭	
環境影響要因の区分	存在・供用時：施設の稼働	
環境影響評価を行う事業	ごみ処理施設及び最終処分場	
項目	調査、予測及び評価の手法	選定理由
調査の手法	調査すべき情報	
	項目	調査すべき情報
	特定悪臭物質	アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルペンチルアルデヒド、イソペンチルアルデヒド、イソオクタール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸
	臭気指数	臭気指数(臭気濃度)
	微気象	風向、風速、気温、湿度
発生源の状況	悪臭発生源の分布状況	
調査の基本的な手法	調査は、現地調査により調査すべき情報を収集し、その結果を整理・解析する。 現地調査の手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の稼働に先立ち、現況の悪臭の状況を把握する。</li> <li>対象事業実施区域は悪臭防止法の規制基準(臭気指数)の適用を受けるため、悪臭防止法に規定される項目(特定悪臭物質、臭気指数)を選定する。</li> <li>微気象は、悪臭測定時の気象状態を把握するために実施する。</li> </ul>
項目	調査手法	
特定悪臭物質	「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和47年環境庁告示第9号)に準拠し、調査地点において採取した試料を持ち帰り分析する方法	
臭気指数	「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成7年環境庁告示第63号)に準拠し、調査地点において採取した試料を持ち帰り判定する方法	
微気象	地上付近に簡易風向風速計、温湿度計を設置して観測する方法	
発生源の状況	現地踏査による方法	
調査地域	調査地域は、施設が稼働する対象事業実施区域及びその周辺とする。	悪臭の状況は、施設の稼働による影響が想定される範囲とする。
調査地点	調査地点は、図 4-3-1-2 に示す計 5 地点(別当地区、藤袋地区、 <b>上寺尾地区</b> 、上向山地区、心経寺地区)とする。 現地調査地点	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の稼働による悪臭は、煙突から排出する悪臭、ごみ処理施設から漏洩する悪臭、最終処分場から発生する悪臭が考えられる。</li> <li>ごみ処理施設から漏洩する悪臭、最終処分場から発生する悪臭は、対象事業実施区域外に対しては敷地境界において最大となることから、対象事業実施区域を代表する敷地境界周辺とする。</li> <li>煙突から漏洩する悪臭については、現時点で想定される最大着地地点を含む範囲として大気質の調査地点と同様とする。</li> </ul>
No.	調査地点	
No.1	別当地区	
No.2	藤袋地区	
No.3	<b>上寺尾地区</b>	
No.4	上向山地区	
No.5	心経寺地区	
調査期間等	悪臭の調査期間等は以下のとおりとする。 調査期間等	<ul style="list-style-type: none"> <li>悪臭の調査時期は、悪臭の発生しやすい、高温多湿の代表的な時期として夏季に実施する。</li> </ul>
項目	調査期間等	
悪臭	年 1 回(夏季)	

環境影響評価項目の区分	悪臭					
環境影響要因の区分	存在・供用時：施設の稼働					
環境影響評価を行う事業	ごみ処理施設及び最終処分場					
項目	調査、予測及び評価の手法	選定理由				
予測の基本的手法	<p>ア.ごみ処理施設の稼働</p> <p>①予測項目 予測項目は、施設の稼働(煙突から排出される悪臭、施設から漏洩する悪臭)による悪臭(特定悪臭物質及び臭気指数)を対象とする。</p> <p>②予測方法 類似事例による定性的な予測とする。</p> <p>③その他条件 ごみ処理施設及び最終処分場の両施設に係る複合影響についても検討を行う。</p> <p>イ.廃棄物の埋立</p> <p>①予測項目 予測項目は、施設の稼働(廃棄物の埋立地から発生する悪臭)による悪臭(特定悪臭物質及び臭気指数)を対象とする。</p> <p>②予測方法 類似事例による定性的な予測とする。</p> <p>③その他条件 ごみ処理施設及び最終処分場の両施設に係る複合影響についても検討を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測項目は、悪臭防止法に規定される項目とする。</li> <li>煙突から排出される悪臭の予測方法については、ダイオキシン類除去を目的として、悪臭物質が分解する高温で燃焼処理することから、これら対策の内容から定性的に予測する。</li> <li>施設から漏洩する悪臭、廃棄物の埋立地から発生する悪臭の予測方法については、定量的な予測条件(発生源からの排出量、悪臭濃度)の設定が難しいことから、類似事例や悪臭対策の内容から定性的に予測する。</li> </ul>				
予測地域	予測地域は、施設が稼働する対象事業実施区域及びその周辺とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測地域は、施設の稼働による影響が想定される範囲とする。</li> </ul>				
予測地点	予測地点は、煙突排出ガスの最大着地地点及び敷地境界とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測地点(煙突から排出される悪臭)は、最大着地地点が最も影響が大きいことから、その地点で予測地域全体を代表できる。</li> <li>予測地点(施設から漏洩する悪臭、最終処分場から発生する悪臭)は、悪臭防止法では敷地境界で評価することから、敷地境界とする。</li> </ul>				
予測対象時期等	予測対象時期は、廃棄物の搬入量が安定し、施設が定常的に稼働する時点とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設は、通常の稼働ではその動きは一定であり、稼働状況に著しい変動は考えられないことから、平均的な事業活動状態である時期の影響を予測することで代表できるものとする。</li> </ul>				
評価の手法	<p>①環境影響の回避、<b>最小化</b>に係る評価 悪臭の評価に関しては、現況に対する影響の変化の程度を明確にし、発生源対策(悪臭防止対策)の違い等の比較検討により本事業の実施が環境に与える影響についてのどの程度回避、<b>最小化</b>、代償されるかを明確にする。</p> <p>②環境の保全に関する施策との整合性に係る評価 「悪臭防止法」(昭和46年法律第91号)に基づく規制基準(現況の基準値)と、予測結果との整合が図れているかについて評価する。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>項目</td> <td>規制基準</td> </tr> <tr> <td>臭気指数</td> <td>13</td> </tr> </table>	項目	規制基準	臭気指数	13	<ul style="list-style-type: none"> <li>悪臭に対する基準として一般的に認められた基準は「悪臭防止法」に基づく規制基準があり、対象事業実施区域周辺には、「悪臭防止法」に基づく規制区域があることから、環境の保全に関する施策との整合性に係る評価においては、「悪臭防止法」に基づく規制基準を評価指標とする。なお、本事業により対象事業実施区域においては規制区域の変更の可能性があるが、環境影響評価の手続き中には不明であること、対象事業実施区域周辺の「悪臭防止法」に係る規制区域はA区域又はB区域であることから、評価は現況の「悪臭防止法」に基づくA区域の規制基準により行う。</li> </ul>
項目	規制基準					
臭気指数	13					



注1) 平成16年10月12日,平成18年8月1日に旧石和町、旧御坂町、旧宮町、旧八代町、旧境川村、旧春日居町、旧芦川村が合併し笛吹市となっている。  
 注2) 平成18年3月1日に旧甲府市、旧中道町、旧上九一色村の一部が合併し甲府市となっている。

凡 例	
	対象事業実施区域
	行政界
	悪臭調査地点

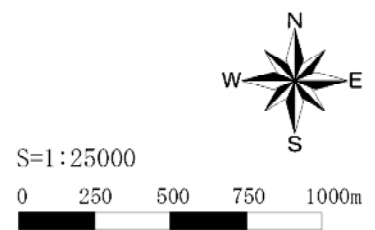


図4-3-1-2 悪臭の現地調査地点位置図

### (3) 騒音

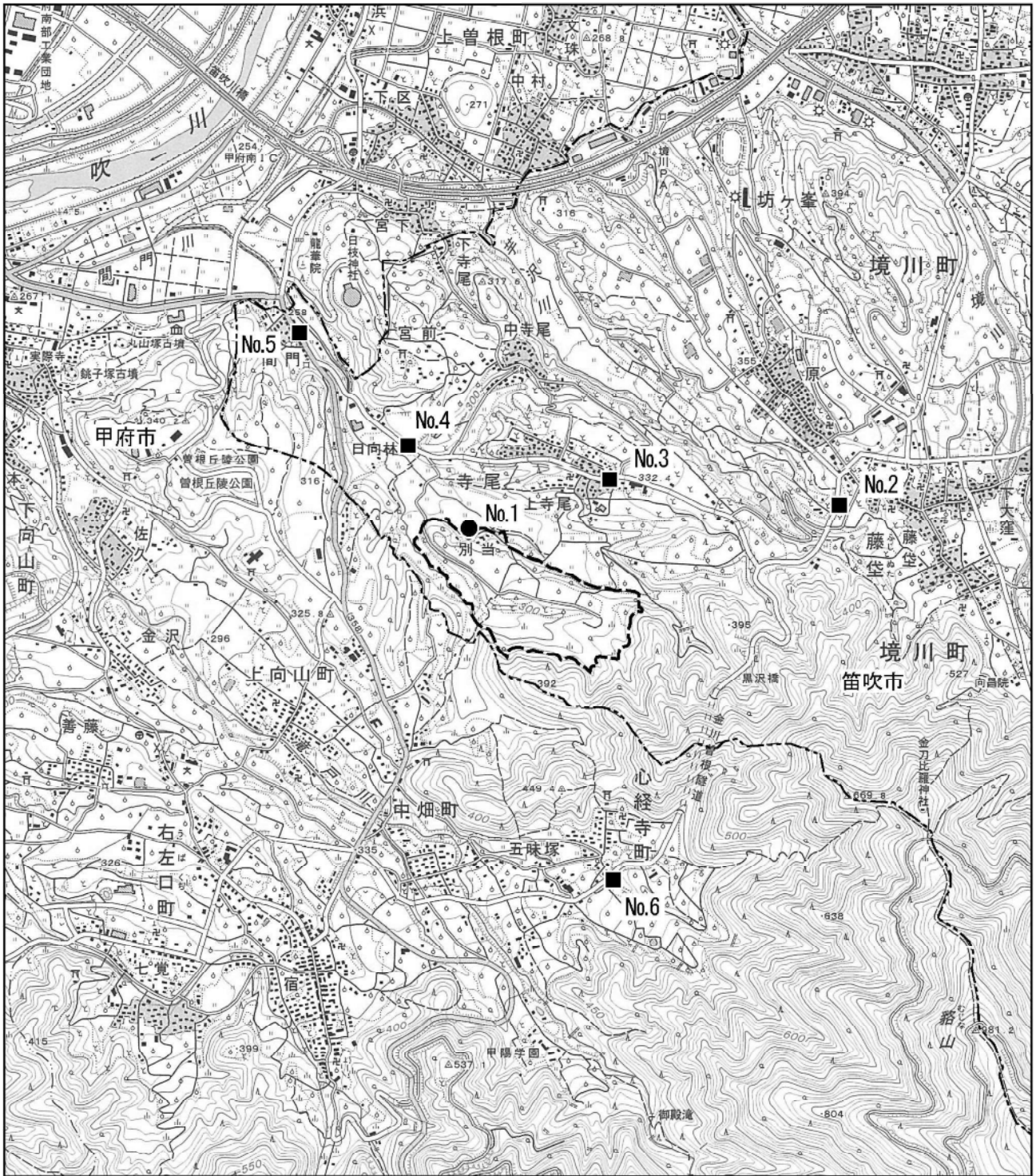
騒音に係る調査、予測及び評価の手法は、表 4-3-1-3 に示すとおりとする。

表 4-3-1-3(1) 騒音に係る調査、予測及び評価の手法

環境影響評価項目の区分	騒音									
環境影響要因の区分	工事時：建設機械の稼働									
環境影響評価を行う事業	ごみ処理施設及び最終処分場									
項目	調査、予測及び評価の手法	選定理由								
調査すべき情報の手法	<p>調査すべき情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>調査すべき情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>騒音</td> <td>環境騒音の騒音レベル (時間率騒音レベル(<math>L_x</math>)、等価騒音レベル(<math>L_{Aeq}</math>))</td> </tr> </tbody> </table>	項目	調査すべき情報	騒音	環境騒音の騒音レベル (時間率騒音レベル( $L_x$ )、等価騒音レベル( $L_{Aeq}$ ))	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設機械の稼働に先立ち、現況の騒音レベルを把握する。</li> <li>対象事業実施区域及びその周辺は、環境基準の適用を受けないが、騒音規制法の規制基準が適用されるため、評価の指標として騒音規制法の規制基準、環境基準を考慮し時間率騒音レベル及び等価騒音レベルを選定する。</li> </ul> <p>※時間率騒音レベル(<math>L_x</math>) 対象となる時間において全体の X%の時間にわたってその値を超えていることを示した騒音レベル</p> <p>※等価騒音レベル(<math>L_{Aeq}</math>) 対象となる時間の全ての騒音エネルギーを時間で平均した騒音レベル</p>				
項目	調査すべき情報									
騒音	環境騒音の騒音レベル (時間率騒音レベル( $L_x$ )、等価騒音レベル( $L_{Aeq}$ ))									
調査の基本的な手法	<p>調査は、現地調査により調査すべき情報を収集し、その結果を整理・解析する。</p> <p>現地調査の手法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>細項目</th> <th>調査手法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">騒音</td> <td>時間率騒音レベル</td> <td>「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年厚生省、建設省告示第 1 号)及び「環境騒音の表示・測定方法」(JIS Z 8731)に準拠し、調査地点に騒音計を設置し測定する方法</td> </tr> <tr> <td>等価騒音レベル</td> <td>「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号)及び「環境騒音の表示・測定方法」(JIS Z 8731)に準拠し、調査地点に騒音計を設置し測定する方法</td> </tr> </tbody> </table>	項目	細項目	調査手法	騒音	時間率騒音レベル	「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年厚生省、建設省告示第 1 号)及び「環境騒音の表示・測定方法」(JIS Z 8731)に準拠し、調査地点に騒音計を設置し測定する方法	等価騒音レベル	「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号)及び「環境騒音の表示・測定方法」(JIS Z 8731)に準拠し、調査地点に騒音計を設置し測定する方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>騒音の状況は、既存資料において対象事業実施区域周辺で騒音調査が実施されていないことから現地調査により把握する。</li> <li>騒音の調査は、法令等により定められた方法に準拠した手法とする。</li> </ul>
項目	細項目	調査手法								
騒音	時間率騒音レベル	「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年厚生省、建設省告示第 1 号)及び「環境騒音の表示・測定方法」(JIS Z 8731)に準拠し、調査地点に騒音計を設置し測定する方法								
	等価騒音レベル	「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号)及び「環境騒音の表示・測定方法」(JIS Z 8731)に準拠し、調査地点に騒音計を設置し測定する方法								
調査地域	調査地域は、建設機械が稼働する対象事業実施区域及びその周辺とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>騒音の状況は、建設機械の稼働による影響が想定される範囲とする。</li> </ul>								
調査地点	<p>調査地点は、図 4-3-1-3 に示す 1 地点とする。</p> <p>現地調査地点</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>調査地点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>No.1</td> <td>別当地区</td> </tr> </tbody> </table>	No.	調査地点	No.1	別当地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>騒音調査地点は、影響を受ける恐れのある地域(住宅地周辺など)を代表する地点とする。</li> </ul>				
No.	調査地点									
No.1	別当地区									
調査期間等	<p>騒音の調査期間等は以下のとおりとする。</p> <p>調査期間等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>調査期間等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>騒音</td> <td>年 1 回(平日 1 日間(24 時間))</td> </tr> </tbody> </table>	項目	調査期間等	騒音	年 1 回(平日 1 日間(24 時間))	<ul style="list-style-type: none"> <li>騒音の調査時期は、虫の鳴き声などの要因をできる限り避けた時期に実施し、降雨時、強風時には実施しない。</li> <li>建設機械の稼働は、平日の昼間に集中することから平日に実施する。</li> </ul>				
項目	調査期間等									
騒音	年 1 回(平日 1 日間(24 時間))									



環境影響評価項目の区分	騒音									
環境影響要因の区分	工事時：建設機械の稼働									
環境影響評価を行う事業	ごみ処理施設及び最終処分場									
項目	調査、予測及び評価の手法	選定理由								
予測の基本的手法	<p>①予測項目 予測項目は、建設機械の稼働による騒音レベル (Lx、Leq) とする。</p> <p>②予測方法 「道路環境影響評価の技術手法 追補版-1」( (財) 道路環境研究所, 2003 年) に基づく「建設工事騒音の予測モデル “ASJ CN-Model 2002”」( (社) 日本音響学会, 2002 年) による予測式に準じて、音の伝搬理論に基づく予測式(点音源からの距離減衰式)とする。</p> <p>③その他条件 ごみ処理施設及び最終処分場の両施設に係る複合影響についても検討を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域及びその周辺は、環境基準の適用を受けないが騒音規制法の規制基準が適用されるため、評価の指標として騒音規制法の規制基準、環境基準を考慮し、予測項目は時間率騒音レベル及び等価騒音レベルとする。</li> <li>予測方法は、一般的に広く騒音で用いられており、かつ左記のマニュアル等で示された手法である。</li> </ul>								
予測地域	予測地域は、建設機械が稼働する対象事業実施区域及びその周辺とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測地域は、建設機械の稼働による影響が想定される範囲とする。</li> </ul>								
予測地点	予測地点は、対象事業実施区域の敷地境界及び対象事業実施区域に近接した周辺民家とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>騒音規制法では、特定建設作業騒音は敷地境界で評価するため、敷地境界とする。</li> <li>予測地点は、敷地境界のほか通常生活する空間である民家周辺で、最も影響を受ける対象事業実施区域に近接した地点とする。</li> </ul>								
予測対象時期等	予測対象時期は、建設機械の稼働が最大となる工事時期の時点とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測は、建設機械の稼働が最大となる時期の影響を予測することで代表できるものとする。</li> </ul>								
評価の手法	<p>①環境影響の回避、<b>最小化</b>に係る評価 騒音の評価に関しては、現況に対する影響の変化の程度を明確にし、低騒音型建設機械の使用の有無等の比較検討により本事業の実施が環境に与える影響についてどの程度回避、<b>最小化</b>、代償されるかを明確にする。</p> <p>②環境の保全に関する施策との整合性に係る評価 敷地境界に対して、「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号)及び「山梨県生活環境の保全に関する条例」(昭和 50 年条例第 12 号)に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準と予測結果との整合性が図れているかについて評価する。</p> <table border="1" data-bbox="339 1462 900 1749"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>特定建設作業の種類</th> <th>規制基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">時間率騒音レベル</td> <td>下記以外の特定建設作業</td> <td>85 デシベル</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>バックホウを使用する作業</li> <li>トラクターショベルを使用する作業</li> <li>ブルドーザを使用する作業</li> </ul> </td> <td>75 デシベル</td> </tr> </tbody> </table>	項目	特定建設作業の種類	規制基準	時間率騒音レベル	下記以外の特定建設作業	85 デシベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>バックホウを使用する作業</li> <li>トラクターショベルを使用する作業</li> <li>ブルドーザを使用する作業</li> </ul>	75 デシベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設作業に伴う騒音に対する基準として一般的に認められた基準としては、「騒音規制法」及び「山梨県生活環境の保全に関する条例」に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準があり、対象事業実施区域周辺には、「騒音規制法」及び「山梨県生活環境の保全に関する条例」に基づく規制区域となっている区域がある。「騒音規制法」に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準値(騒音の大きさ)は作業の種類に関係なく一律 85 デシベルであるのに対し、「山梨県生活環境の保全に関する条例」(昭和 50 年条例第 12 号)に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準値は、作業の種類により 85 デシベル又は 75 デシベルと「騒音規制法」と同じ又は厳しい基準であることから、環境の保全に関する施策との整合性に係る評価においては、「騒音規制法」及び「山梨県生活環境の保全に関する条例」に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準値を評価の指標とする。なお、基準値(騒音の大きさ)は規制地域内においては区域の区分に関係なく一律(作業時間・期間については区域毎の概要がある)である。</li> </ul>
項目	特定建設作業の種類	規制基準								
時間率騒音レベル	下記以外の特定建設作業	85 デシベル								
	<ul style="list-style-type: none"> <li>バックホウを使用する作業</li> <li>トラクターショベルを使用する作業</li> <li>ブルドーザを使用する作業</li> </ul>	75 デシベル								



注1) 平成16年10月12日,平成18年8月1日に旧石和町、旧御坂町、旧一宮町、旧八代町、旧境川村、旧春日居町、旧芦川村が合併し笛吹市となっている。  
 注2) 平成18年3月1日に旧甲府市、旧中道町、旧上九一色村の一部が合併し甲府市となっている。

凡 例	
	対象事業実施区域
	行政界
	環境騒音・振動調査地点
	道路交通騒音・振動調査地点

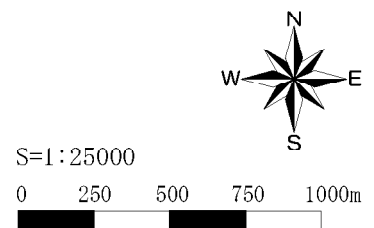


図4-3-1-3 騒音・振動の現地調査地点位置図

表 4-3-1-3(2) 騒音に係る調査、予測及び評価の手法

環境影響評価項目の区分	騒音																
環境影響要因の区分	工事時：資機材の運搬車両の走行																
環境影響評価を行う事業	ごみ処理施設及び最終処分場																
項目	調査、予測及び評価の手法	選定理由															
調査すべき情報の手法	調査すべき情報																
	<table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>調査すべき情報</th> </tr> <tr> <td>騒音</td> <td>道路交通騒音の騒音レベル(等価騒音レベル(L<sub>Aeq</sub>)、時間率騒音レベル(L<sub>x</sub>))</td> </tr> <tr> <td>交通量</td> <td>時間交通量(上下線別車種別)、走行速度、道路構造</td> </tr> </table>	項目	調査すべき情報	騒音	道路交通騒音の騒音レベル(等価騒音レベル(L <sub>Aeq</sub> )、時間率騒音レベル(L <sub>x</sub> ))	交通量	時間交通量(上下線別車種別)、走行速度、道路構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>資機材運搬車両の走行に先立ち、現況の騒音レベルを把握する。</li> <li>対象事業実施区域及びその周辺は、環境基準の適用を受けないが、騒音規制法の規制基準が適用されるため、評価の指標として騒音規制法の規制基準を考慮し等価騒音レベルを選定する。また、交通条件と騒音の関係を把握するため時間率騒音レベルを選定する。</li> <li>交通量は、騒音レベルの予測計算を行うための基礎情報として用いる項目として選定する。</li> </ul>									
項目	調査すべき情報																
騒音	道路交通騒音の騒音レベル(等価騒音レベル(L <sub>Aeq</sub> )、時間率騒音レベル(L <sub>x</sub> ))																
交通量	時間交通量(上下線別車種別)、走行速度、道路構造																
調査の基本的な手法	<p>調査は、現地調査により調査すべき情報を収集し、その結果を整理・解析する。</p> <p>現地調査の手法</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>細項目</th> <th>調査手法</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">騒音</td> <td>等価騒音レベル</td> <td>「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)及び「環境騒音の表示・測定方法」(JIS Z 8731)に準拠し、調査地点に騒音計を設置し測定する方法</td> </tr> <tr> <td>時間率騒音レベル</td> <td>「環境騒音の表示・測定方法」(JIS Z 8731)に準拠し、調査地点に騒音計を設置し測定する方法</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">交通量</td> <td>時間交通量</td> <td>調査地点において調査員が目視しカウンターにより計測する方法(上下線別車種別)</td> </tr> <tr> <td>走行速度</td> <td>調査地点において、調査員が一定区間を通過する車両の通過時間をストップウォッチにより計測し算出する方法</td> </tr> <tr> <td>道路構造</td> <td>調査地点において、調査員による計測を行う方法</td> </tr> </table>	項目	細項目	調査手法	騒音	等価騒音レベル	「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)及び「環境騒音の表示・測定方法」(JIS Z 8731)に準拠し、調査地点に騒音計を設置し測定する方法	時間率騒音レベル	「環境騒音の表示・測定方法」(JIS Z 8731)に準拠し、調査地点に騒音計を設置し測定する方法	交通量	時間交通量	調査地点において調査員が目視しカウンターにより計測する方法(上下線別車種別)	走行速度	調査地点において、調査員が一定区間を通過する車両の通過時間をストップウォッチにより計測し算出する方法	道路構造	調査地点において、調査員による計測を行う方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>騒音の状況は、既存資料において対象事業実施区域周辺の道路沿道で騒音調査が実施されていないことから現地調査により把握する。</li> <li>騒音の調査は、法令等により定められた方法に準拠した手法とする。</li> </ul>
項目	細項目	調査手法															
騒音	等価騒音レベル	「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)及び「環境騒音の表示・測定方法」(JIS Z 8731)に準拠し、調査地点に騒音計を設置し測定する方法															
	時間率騒音レベル	「環境騒音の表示・測定方法」(JIS Z 8731)に準拠し、調査地点に騒音計を設置し測定する方法															
交通量	時間交通量	調査地点において調査員が目視しカウンターにより計測する方法(上下線別車種別)															
	走行速度	調査地点において、調査員が一定区間を通過する車両の通過時間をストップウォッチにより計測し算出する方法															
	道路構造	調査地点において、調査員による計測を行う方法															
調査地域	調査地域は、資機材運搬車両の通行が想定される搬入道路沿道を含む対象事業実施区域及びその周辺とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>騒音、交通量の状況は、資機材運搬車両の通行が想定される道路沿道で資機材運搬車両の走行による影響が想定される範囲とする。</li> </ul>															
調査地点	<p>調査地点は、図4-3-1-3に示す計5地点(県道鶯宿中道線、一般国道358号、金川曾根広域農道)とする。</p> <p>現地調査地点</p> <table border="1"> <tr> <th>No.</th> <th>調査地点</th> </tr> <tr> <td>No.2</td> <td>県道鶯宿中道線(東側)</td> </tr> <tr> <td>No.3</td> <td>県道鶯宿中道線(中央)</td> </tr> <tr> <td>No.4</td> <td>県道鶯宿中道線(西側)</td> </tr> <tr> <td>No.5</td> <td>一般国道358号</td> </tr> <tr> <td>No.6</td> <td>金川曾根広域農道</td> </tr> </table>	No.	調査地点	No.2	県道鶯宿中道線(東側)	No.3	県道鶯宿中道線(中央)	No.4	県道鶯宿中道線(西側)	No.5	一般国道358号	No.6	金川曾根広域農道	<ul style="list-style-type: none"> <li>騒音、交通量調査地点は、資機材運搬車両の通行が想定される搬入道路沿道で、道路に近接して住宅地がある地点とする。</li> </ul>			
No.	調査地点																
No.2	県道鶯宿中道線(東側)																
No.3	県道鶯宿中道線(中央)																
No.4	県道鶯宿中道線(西側)																
No.5	一般国道358号																
No.6	金川曾根広域農道																

環境影響評価項目の区分		騒音					
環境影響要因の区分		工事時：資機材の運搬車両の走行					
環境影響評価を行う事業		ごみ処理施設及び最終処分場					
項目	調査、予測及び評価の手法		選定理由				
調査期間等	騒音、交通量の調査期間等は以下のとおりとする。		<ul style="list-style-type: none"> <li>騒音、交通量の調査時期は、虫の鳴き声などの要因をできる限り避けた時期に実施し、降雨時、強風時には実施しない。</li> <li>資機材運搬車両の走行は、平日の昼間に集中することから平日に実施する。</li> </ul>				
	<table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <th colspan="2">調査期間等</th> </tr> <tr> <td>項目</td> <td>調査期間等</td> </tr> <tr> <td>騒音、交通量</td> <td>年1回(平日1日間(24時間))</td> </tr> </table>			調査期間等		項目	調査期間等
調査期間等							
項目	調査期間等						
騒音、交通量	年1回(平日1日間(24時間))						
予測の手法	予測の基本的手法	<p>①予測項目 予測項目は、資機材運搬車両の走行による等価騒音レベル (Leq) とする。</p> <p>②予測方法 「道路環境影響評価の技術手法 追補版-2」( (財)道路環境研究所, 2004年) に基づき「道路交通騒音の予測モデル “ASJ RTN-Model 2003”」( (社)日本音響学会, 2004年) による予測式 (道路に連続的に配置した点音源からの距離減衰式) とする。</p> <p>③その他条件 ごみ処理施設及び最終処分場の両施設に係る複合影響についても検討を行う。 環境保全措置の検討においては、資機材運搬車両台数の分散や運行経路の検討など考えられる複数案の保全措置による比較検討を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測項目は、騒音規制法の規制基準が定められた等価騒音レベルとする。</li> <li>予測方法は、一般的に広く騒音で用いられており、かつ左記のマニュアル等で示された手法である。</li> </ul>				
	予測地域	予測地域は、資機材運搬車両の通行が想定される搬入道路沿道を含む対象事業実施区域及びその周辺とする。	予測地域は、資機材運搬車両の通行が想定される道路沿道で資機材運搬車両の走行による影響が想定される範囲とする。				
	予測地点	予測地点は、資機材運搬車両の通行が想定される搬入道路沿道で民家等が存在する地点とする。	予測地点は、資機材運搬車両の通行が想定される搬入道路沿道で、道路に近接して住宅地がある地点とする。				
	予測対象時期等	予測対象時期は、資機材運搬車両の走行台数が最大となる時点とする。	予測は、資機材運搬車両の走行による騒音の影響が最も著しい時期とする。				
評価の手法	<p>①環境影響の回避、<b>最小化</b>に係る評価 騒音の評価に関しては、現況に対する影響の変化の程度を明確にし、運行ルートの違い等の比較検討により本事業の実施が環境に与える影響についてどの程度回避、<b>最小化</b>、代償されるかを明確にする。</p> <p>②環境の保全に関する施策との整合性に係る評価 「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号) に基づく環境基準と、予測結果との整合が図れているかについて評価する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>道路交通騒音に対する基準として一般的に認められた基準としては、環境基準及び「騒音規制法」に基づく自動車騒音の限度(要請限度)がある。対象事業実施区域周辺には、騒音に係る環境基準の類型が当てはめられた区域はないが、「騒音規制法」に基づく第二種区域(住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域)となっていることから、環境の保全に関する施策との整合性に係る評価においては、環境基準(道路に面する地域)を評価の指標とする。</li> </ul>				
	<table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>対象路線</th> <th>環境基準 (等価騒音レベル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国道、県道及び4車線以上の市町村道</td> <td>昼間：70 デシベル</td> </tr> <tr> <td>その他道路</td> <td>昼間：65 デシベル</td> </tr> </tbody> </table>			対象路線	環境基準 (等価騒音レベル)	国道、県道及び4車線以上の市町村道	昼間：70 デシベル
対象路線	環境基準 (等価騒音レベル)						
国道、県道及び4車線以上の市町村道	昼間：70 デシベル						
その他道路	昼間：65 デシベル						

表 4-3-1-3(3) 騒音に係る調査、予測及び評価の手法

環境影響評価項目の区分	騒音							
環境影響要因の区分	存在・供用時：施設の稼働							
環境影響評価を行う事業	ごみ処理施設及び最終処分場							
項目	調査、予測及び評価の手法	選定理由						
調査すべき情報の手法	調査すべき情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の稼働に先立ち、現況の騒音レベルを把握する。</li> <li>対象事業実施区域及びその周辺は、環境基準の適用を受けないが、騒音規制法の規制基準が適用されるため、評価の指標として騒音規制法の規制基準、環境基準を考慮し時間率騒音レベル及び等価騒音レベルとする。</li> </ul>						
	<table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>調査すべき情報</th> </tr> <tr> <td>騒音</td> <td>環境騒音の騒音レベル (時間率騒音レベル(L<sub>x</sub>)、等価騒音レベル(L<sub>Aeq</sub>))</td> </tr> </table>		項目	調査すべき情報	騒音	環境騒音の騒音レベル (時間率騒音レベル(L <sub>x</sub> )、等価騒音レベル(L <sub>Aeq</sub> ))		
項目	調査すべき情報							
騒音	環境騒音の騒音レベル (時間率騒音レベル(L <sub>x</sub> )、等価騒音レベル(L <sub>Aeq</sub> ))							
調査の基本的な手法	調査は、現地調査により調査すべき情報を収集し、その結果を整理・解析する。 現地調査の手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>騒音の状況は、既存資料において対象事業実施区域周辺で騒音調査が実施されていないことから現地調査により把握する。</li> <li>騒音の調査は、法令等により定められた方法に準拠した手法とする。</li> </ul>						
	<table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>細項目</th> <th>調査手法</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">騒音</td> <td>時間率騒音レベル</td> <td>「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年厚生省、農林省、通商産業省、運輸省告示第 1 号)及び「環境騒音の表示・測定方法」(JIS Z 8731)に準拠し、調査地点に騒音計を設置し測定する方法</td> </tr> <tr> <td>等価騒音レベル</td> <td>「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号)及び「環境騒音の表示・測定方法」(JIS Z 8731)に準拠し、調査地点に騒音計を設置し測定する方法</td> </tr> </table>		項目	細項目	調査手法	騒音	時間率騒音レベル	「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年厚生省、農林省、通商産業省、運輸省告示第 1 号)及び「環境騒音の表示・測定方法」(JIS Z 8731)に準拠し、調査地点に騒音計を設置し測定する方法
項目	細項目	調査手法						
騒音	時間率騒音レベル	「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年厚生省、農林省、通商産業省、運輸省告示第 1 号)及び「環境騒音の表示・測定方法」(JIS Z 8731)に準拠し、調査地点に騒音計を設置し測定する方法						
	等価騒音レベル	「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号)及び「環境騒音の表示・測定方法」(JIS Z 8731)に準拠し、調査地点に騒音計を設置し測定する方法						
調査地域	調査地域は、施設が稼働する対象事業実施区域及びその周辺とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>騒音の状況は、施設の稼働による影響が想定される範囲とする。</li> </ul>						
調査地点	調査地点は、図 4-3-1-3 に示す 1 地点とする。 現地調査地点	<ul style="list-style-type: none"> <li>騒音調査地点は、影響を受ける恐れのある地域(住宅地周辺など)を代表する地点とする。</li> </ul>						
	<table border="1"> <tr> <th>No.</th> <th>調査地点</th> </tr> <tr> <td>No.1</td> <td>別当地区</td> </tr> </table>		No.	調査地点	No.1	別当地区		
No.	調査地点							
No.1	別当地区							
調査期間等	騒音の調査期間等は以下のとおりとする。 調査期間等	<ul style="list-style-type: none"> <li>騒音の調査時期は、虫の鳴き声などの要因をできる限り避けた時期に実施し、降雨時、強風時には実施しない。</li> <li>施設の稼働が代表される平日に実施する。</li> </ul>						
	<table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>調査期間等</th> </tr> <tr> <td>騒音</td> <td>年 1 回(平日 1 日間(24 時間))</td> </tr> </table>		項目	調査期間等	騒音	年 1 回(平日 1 日間(24 時間))		
項目	調査期間等							
騒音	年 1 回(平日 1 日間(24 時間))							
予測の基本的な手法	<p>ア. ごみ処理施設の稼働</p> <p>①予測項目 予測項目は、施設の稼働による騒音レベル(L<sub>x</sub>)とする。</p> <p>②予測方法 「新・公害防止の技術と法規 2006 [騒音・振動編]」(公害防止の技術と法規編集委員会, 平成 18 年)等に準じて、音の伝搬理論に基づく予測式(建物内に配置される機械については壁面を分割した仮想点音源、屋外に配置される機械については点音源とした各音源からの距離減衰式)とする。</p> <p>③その他条件 予測は、施設配置の違いによる複数の条件について比較検討を行う。 ごみ処理施設及び最終処分場の両施設に係る複合影響についても検討を行う。 なお、予測結果は、等レベル線図を作成する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域及びその周辺は、環境基準の適用を受けないが騒音規制法の規制基準が適用されるため、評価の指標として騒音規制法の規制基準、環境基準を考慮し、予測項目は時間率騒音レベル及び等価騒音レベルとする。</li> <li>予測方法は、一般的に広く騒音で用いられており、かつ左記のマニュアル等で示された手法である。</li> </ul>						

環境影響評価項目の区分	騒音							
環境影響要因の区分	存在・供用時：施設の稼働							
環境影響評価を行う事業	ごみ処理施設及び最終処分場							
項目	調査、予測及び評価の手法	選定理由						
	<p>イ. 施設（浸出液処理設備）の稼働及び廃棄物の埋立</p> <p>①予測項目 予測項目は、施設（浸出液処理設備）の稼働による騒音レベル（Lx）及び埋立作業による騒音レベル（Lx、Leq）とする。</p> <p>②予測方法 施設（浸出液処理設備）の稼働による騒音レベルの予測は、「新・公害防止の技術と法規 2006〔騒音・振動編〕」（公害防止の技術と法規編集委員会, 平成 18 年）等に準じて、音の伝搬理論に基づく予測式（建物内に配置される機械については壁面を分割した仮想点音源、屋外に配置される機械については点音源とした各音源からの距離減衰式）とする。</p> <p>埋立作業による騒音レベルの予測は、「道路環境影響評価の技術手法 追補版-1」（（財）道路環境研究所, 2003 年）に基づく「建設工事騒音の予測モデル“ASJ CN-Model 2002”」（（社）日本音響学会, 2002 年）による予測式に準じて、音の伝搬理論に基づく予測式（点音源からの距離減衰式）とする。</p> <p>③その他条件 ごみ処理施設及び最終処分場の両施設に係る複合影響についても検討を行う。 なお、予測結果は、等レベル線図を作成する。</p>							
予測地域	予測地域は、施設が稼働する対象事業実施区域及びその周辺とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測地域は、施設の稼働による影響が想定される範囲とする。</li> </ul>						
予測地点	予測地点は、対象事業実施区域の敷地境界及び対象事業実施区域に近接した周辺民家とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>騒音規制法では、特定工場騒音は敷地境界で評価する。</li> <li>予測地点は、敷地境界のほか通常生活する空間である民家周辺で、最も影響を受ける対象事業実施区域に近接した地点とする。</li> </ul>						
予測対象時期等	予測対象時期は、廃棄物の搬入量が安定し、施設が定常的に稼働する時点（朝、昼間、夕、夜間）とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測は、施設騒音が騒音レベルの変動がほとんどない定常騒音で稼働していることから、その平均的な事業活動状態である時期の影響を予測することで代表できるものとする。</li> </ul>						
評価の手法	<p>①環境影響の回避、<b>最小化</b>に係る評価 騒音の評価に関しては、現況に対する影響の変化の程度を明確にし、施設配置の違い等の比較検討により本事業の実施が環境に与える影響についてどの程度回避、<b>最小化</b>、代償されるかを明確にする。</p> <p>②環境の保全に関する施策との整合性に係る評価 「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）に基づく特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（現況の基準値）と、予測結果との整合が図られているかについて評価する。</p> <table border="1" data-bbox="354 1742 885 1872"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>規制基準(第二種区域)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">時間率騒音レベル</td> <td>昼間：55 デシベル</td> </tr> <tr> <td>朝・夕：50 デシベル</td> </tr> <tr> <td>夜間：45 デシベル</td> </tr> </tbody> </table>	項目	規制基準(第二種区域)	時間率騒音レベル	昼間：55 デシベル	朝・夕：50 デシベル	夜間：45 デシベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般環境中の騒音に対する基準として一般的に認められた基準としては、環境基準及び「騒音規制法」に基づく特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準がある。対象事業実施区域周辺には、騒音に係る環境基準の類型が当てはめられた区域はなく、「騒音規制法」に基づく規制区域があることから、環境の保全に関する施策との整合性に係る評価においては、「騒音規制法」に基づく特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準を評価の指標とする。なお、本事業により対象事業実施区域においては規制区域の変更の可能性はあるが、環境影響評価の手続き中には不明であること、現況の対象事業実施区域敷地境界付近における「騒音規制法」に基づく規制区域は第二種区域であることから、評価は「騒音規制法」に基づく特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準のうち第二種区域の基準値を用いて行う。</li> </ul>
項目	規制基準(第二種区域)							
時間率騒音レベル	昼間：55 デシベル							
	朝・夕：50 デシベル							
	夜間：45 デシベル							

表 4-3-1-3(4) 騒音に係る調査、予測及び評価の手法

環境影響評価項目の区分	騒音																
環境影響要因の区分	存在・供用時：廃棄物運搬車両の走行																
環境影響評価を行う事業	ごみ処理施設及び最終処分場																
項目	調査、予測及び評価の手法	選定理由															
調査すべき情報の手法	調査すべき情報																
	<table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>調査すべき情報</th> </tr> <tr> <td>騒音</td> <td>道路交通騒音の騒音レベル(等価騒音レベル(L<sub>Aeq</sub>)、時間率騒音レベル(L<sub>x</sub>))</td> </tr> <tr> <td>交通量</td> <td>時間交通量(上下線別車種別)、走行速度、道路構造</td> </tr> </table>	項目	調査すべき情報	騒音	道路交通騒音の騒音レベル(等価騒音レベル(L <sub>Aeq</sub> )、時間率騒音レベル(L <sub>x</sub> ))	交通量	時間交通量(上下線別車種別)、走行速度、道路構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物運搬車両の走行に先立ち、現況の騒音レベルを把握する。</li> <li>・ 対象事業実施区域及びその周辺は、環境基準の適用を受けないが、騒音規制法の規制基準が適用されるため、評価の指標として騒音規制法の規制基準を考慮し等価騒音レベルを選定する。また、交通条件と騒音の関係を把握するため時間率騒音レベルを選定する。</li> <li>・ 交通量は、騒音レベルの予測計算を行うための基礎情報として用いる。</li> </ul>									
項目	調査すべき情報																
騒音	道路交通騒音の騒音レベル(等価騒音レベル(L <sub>Aeq</sub> )、時間率騒音レベル(L <sub>x</sub> ))																
交通量	時間交通量(上下線別車種別)、走行速度、道路構造																
調査の基本的手法	<p>調査は、現地調査により調査すべき情報を収集し、その結果を整理・解析する。</p> <p>現地調査の手法</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>細項目</th> <th>調査手法</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">騒音</td> <td>等価騒音レベル</td> <td>「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)及び「環境騒音の表示・測定方法」(JIS Z 8731)に準拠し、調査地点に騒音計を設置し測定する方法</td> </tr> <tr> <td>時間率騒音レベル</td> <td>「環境騒音の表示・測定方法」(JIS Z 8731)に準拠し、調査地点に騒音計を設置し測定する方法</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">交通量</td> <td>時間交通量</td> <td>調査地点において調査員が目視しカウンターにより計測する方法(上下線別車種別)</td> </tr> <tr> <td>走行速度</td> <td>調査地点において、調査員が一定区間を通過する車両の通過時間をストップウォッチにより計測し算出する方法</td> </tr> <tr> <td>道路構造</td> <td>調査地点において、調査員による計測を行う方法</td> </tr> </table>	項目	細項目	調査手法	騒音	等価騒音レベル	「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)及び「環境騒音の表示・測定方法」(JIS Z 8731)に準拠し、調査地点に騒音計を設置し測定する方法	時間率騒音レベル	「環境騒音の表示・測定方法」(JIS Z 8731)に準拠し、調査地点に騒音計を設置し測定する方法	交通量	時間交通量	調査地点において調査員が目視しカウンターにより計測する方法(上下線別車種別)	走行速度	調査地点において、調査員が一定区間を通過する車両の通過時間をストップウォッチにより計測し算出する方法	道路構造	調査地点において、調査員による計測を行う方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 騒音の状況は、既存資料において対象事業実施区域周辺で騒音調査が実施されていないことから現地調査により把握する。</li> <li>・ 騒音の調査は、法令等により定められた方法に準拠した手法とする。</li> </ul>
項目	細項目	調査手法															
騒音	等価騒音レベル	「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)及び「環境騒音の表示・測定方法」(JIS Z 8731)に準拠し、調査地点に騒音計を設置し測定する方法															
	時間率騒音レベル	「環境騒音の表示・測定方法」(JIS Z 8731)に準拠し、調査地点に騒音計を設置し測定する方法															
交通量	時間交通量	調査地点において調査員が目視しカウンターにより計測する方法(上下線別車種別)															
	走行速度	調査地点において、調査員が一定区間を通過する車両の通過時間をストップウォッチにより計測し算出する方法															
	道路構造	調査地点において、調査員による計測を行う方法															
調査地域	調査地域は、廃棄物運搬車両の通行が想定される搬入道路沿道を含む対象事業実施区域及びその周辺とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 騒音、交通量の状況は、廃棄物運搬車両の通行が想定される道路沿道で廃棄物運搬車両の走行による影響が想定される範囲とする。</li> </ul>															
調査地点	<p>調査地点は、図4-3-1-3に示す計5地点(県道鶯宿中道線、一般国道358号、金川曾根広域農道)とする。</p> <p>現地調査地点</p> <table border="1"> <tr> <th>No.</th> <th>調査地点</th> </tr> <tr> <td>No.2</td> <td>県道鶯宿中道線(東側)</td> </tr> <tr> <td>No.3</td> <td>県道鶯宿中道線(中央)</td> </tr> <tr> <td>No.4</td> <td>県道鶯宿中道線(西側)</td> </tr> <tr> <td>No.5</td> <td>一般国道358号</td> </tr> <tr> <td>No.6</td> <td>金川曾根広域農道</td> </tr> </table>	No.	調査地点	No.2	県道鶯宿中道線(東側)	No.3	県道鶯宿中道線(中央)	No.4	県道鶯宿中道線(西側)	No.5	一般国道358号	No.6	金川曾根広域農道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 騒音、交通量調査地点は、廃棄物運搬車両の通行が想定される搬入道路沿道で、道路に近接して住宅地がある地点とする。</li> </ul>			
No.	調査地点																
No.2	県道鶯宿中道線(東側)																
No.3	県道鶯宿中道線(中央)																
No.4	県道鶯宿中道線(西側)																
No.5	一般国道358号																
No.6	金川曾根広域農道																
調査期間等	<p>騒音、交通量の調査期間等は以下のとおりとする。</p> <p>調査期間等</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>調査期間等</th> </tr> <tr> <td>騒音、交通量</td> <td>年2回(平日、休日の各1日間(24時間))</td> </tr> </table>	項目	調査期間等	騒音、交通量	年2回(平日、休日の各1日間(24時間))	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 騒音、交通量の調査時期は、虫の鳴き声などの要因をできる限り避けた時期に実施し、降雨時、強風時には実施しない。</li> <li>・ 廃棄物運搬車両の走行は、平日及び休日が想定されることから平日及び休日に実施する。</li> </ul>											
項目	調査期間等																
騒音、交通量	年2回(平日、休日の各1日間(24時間))																

環境影響評価項目の区分		騒音						
環境影響要因の区分		存在・供用時：廃棄物運搬車両の走行						
環境影響評価を行う事業		ごみ処理施設及び最終処分場						
項目	調査、予測及び評価の手法							
予測の基本的手法	<p>①予測項目 予測項目は、廃棄物運搬車両の走行による等価騒音レベル (Leq) とする。</p> <p>②予測方法 「道路環境影響評価の技術手法 追補版-2」(財)道路環境研究所, 2004年)に基づき「道路交通騒音の予測モデル “ASJ RTN-Model 2003”」((社)日本音響学会, 2004年)による予測式(道路に連続的に配置した点音源からの距離減衰式)とする。</p> <p>③その他条件 ごみ処理施設及び最終処分場の両施設に係る複合影響についても検討を行う。 環境保全措置の検討においては、廃棄物運搬車両台数の分散や運行経路の検討など考えられる複数案の保全措置による比較検討を行う。</p>							
	予測地域	<p>予測地域は、廃棄物運搬車両の通行が想定される搬入道路沿道を含む対象事業実施区域及びその周辺とする。</p> <p>・ 予測地域は、廃棄物運搬車両の通行が想定される道路沿道で廃棄物運搬車両の走行による影響が想定される範囲とする。</p>						
	予測地点	<p>予測地点は、廃棄物運搬車両の通行が想定される搬入道路沿道で民家等が存在する地点とする。</p> <p>・ 予測地点は、廃棄物運搬車両の通行が想定される搬入道路沿道で、道路に近接して住宅地がある地点とする。</p>						
	予測対象時期等	<p>予測対象時期は、廃棄物の搬入量が安定し、施設が定常的に稼働する時点とする。</p> <p>・ 廃棄物運搬車両の日台数は、年間を通しほぼ一定であると考えられることから、平均的な事業活動状態である時期の影響を予測することで代表できるものとする。</p>						
評価の手法	<p>①環境影響の回避、<b>最小化</b>に係る評価 騒音の評価に関しては、現況に対する影響の変化の程度を明確にし、運行ルートの違い等の比較検討により本事業の実施が環境に与える影響についてどの程度回避、<b>最小化</b>、代償されるかを明確にする。</p> <p>②環境の保全に関する施策との整合性に係る評価 「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)に基づく環境基準と、予測結果との整合性が図れているかについて評価する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>対象路線</th> <th>環境基準 (等価騒音レベル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国道、県道及び4車線以上の市町村道</td> <td>昼間：70 デシベル</td> </tr> <tr> <td>その他道路</td> <td>昼間：65 デシベル</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 道路交通騒音に対する基準として一般的に認められた基準としては、環境基準及び「騒音規制法」に基づく自動車騒音の限度(要請限度)がある。対象事業実施区域周辺には、騒音に係る環境基準の類型が当てはめられた区域はないが、「騒音規制法」に基づく第二種区域(住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域)となっていることから、環境の保全に関する施策との整合性に係る評価においては、環境基準(道路に面する地域)を評価の指標とする。</p>		対象路線	環境基準 (等価騒音レベル)	国道、県道及び4車線以上の市町村道	昼間：70 デシベル	その他道路	昼間：65 デシベル
対象路線	環境基準 (等価騒音レベル)							
国道、県道及び4車線以上の市町村道	昼間：70 デシベル							
その他道路	昼間：65 デシベル							



#### (4) 空気振動(低周波音)

空気振動(低周波音)の調査、予測及び評価の手法は、表 4-3-1-4 に示すとおりとする。

表 4-3-1-4 空気振動(低周波音)に係る調査、予測及び評価の手法

環境影響評価項目の区分		空気振動(低周波音)	
環境影響要因の区分		存在・供用時：施設の稼働	
環境影響評価を行う事業		ごみ処理施設	
項目	調査、予測及び評価の手法		選定理由
調査すべき情報の手法	空気振動(低周波音)の調査すべき情報は、次に示す項目とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地形・地物の状況</li> <li>・ 土地利用の状況</li> <li>・ 空気振動(低周波音)の発生源の状況</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象事業実施区域及びその周辺は、現況において空気振動(低周波音)の発生要因となる工場、事業場、道路高架橋などが存在しない。したがって、現況で空気振動(低周波音)が問題となるような状況は考えられないため、低周波音圧レベルは把握しない。</li> </ul>
調査の基本的手法	調査は、資料調査及び現地踏査により、地形・地物、土地利用や一般的に空気振動(低周波音)が発生するとされる発生源(空調室外機、コンプレッサー等)の存在状況を把握し、その結果を整理・解析する。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地形、地物、土地利用及び発生源の状況は、既存の地形図や現地を踏査することによって把握できる。</li> </ul>
調査地域	調査地域は、施設が稼働する対象事業実施区域及びその周辺とする。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空気振動(低周波音)の状況は、施設の稼働による影響が想定される範囲とする。</li> </ul>
調査期間等	調査期間等は、適宜実施する。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資料調査及び現地踏査であるため、調査時期及び期間等は特に定めない。</li> </ul>
予測の基本的手法	①予測項目 予測項目は、施設(ごみ処理施設)の稼働による空気振動(低周波音)の発生の有無及びその程度とする。 ②予測方法 類似事例及び事業計画に基づく環境保全対策の内容から推定する定性的な予測とする。 なお、施設稼働における空気振動(低周波音)の発生機構に関する知見(発生源条件の設定)が確立されていないことから、上記の定性的な予測に加え、事業計画に対し供用後に空気振動(低周波音)の影響が発生した場合の対応方法について整理を行う。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予測方法は、施設稼働における空気振動(低周波音)の発生機構に関する知見(発生源条件の設定)が確立されていないことから、類似事例や事業計画に基づく環境保全対策の内容から推定する手法とする。</li> </ul>
予測地域	予測地域は、施設が稼働する対象事業実施区域及びその周辺とする。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予測地域は、施設の稼働による影響が想定される範囲とする。</li> </ul>
予測地点	予測地点は、対象事業実施区域周辺の周辺民家とする。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予測地点は、空気振動(低周波音)が発生した場合、影響を受けるおそれがある人が生活する空間とする。</li> </ul>
予測対象時期等	予測対象時期は、廃棄物の搬入量が安定し、施設が定常的に稼働する時点とする。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設は、通常の稼働ではその動きは一定であり、稼働状況に著しい変動は考えられないことから、平均的な事業活動状態である時期の影響を予測することで代表できるものとする。</li> </ul>
評価の手法	①環境影響の回避、 <b>最小化</b> に係る評価 空気振動(低周波音)の評価に関しては、現況に対する影響の変化の程度を明確にし、発生源対策(防振対策)の有無等の比較検討により本事業の実施が環境に与える影響についてどの程度回避、 <b>最小化</b> されるかを明確にする。		

(5) 振 動

振動に係る調査、予測及び評価の手法は、表 4-3-1-5 に示すとおりとする。

表 4-3-1-5(1) 振動に係る調査、予測及び評価の手法

環境影響評価項目の区分	振動							
環境影響要因の区分	工事時：建設機械の稼働							
環境影響評価を行う事業	ごみ処理施設及び最終処分場							
項 目	調査、予測及び評価の手法	選定理由						
調査すべき情報の手法	<p>調査すべき情報</p> <table border="1"> <tr> <th>項 目</th> <th>調査すべき情報</th> </tr> <tr> <td>振 動</td> <td>環境振動の振動レベル (時間率振動レベル(L<sub>x</sub>))</td> </tr> </table>	項 目	調査すべき情報	振 動	環境振動の振動レベル (時間率振動レベル(L <sub>x</sub> ))	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設機械の稼働に先立ち、現況の振動レベルを把握する。</li> <li>対象事業実施区域及びその周辺は、振動規制法の規制基準の適用を受けるため、評価の指標として振動規制法に基づく規制基準を考慮し時間率振動レベルを選定する。</li> </ul> <p>※時間率振動レベル 対象となる時間において全体の X%の時間にわたってその値を超えていることを示した振動レベル</p>		
	項 目	調査すべき情報						
振 動	環境振動の振動レベル (時間率振動レベル(L <sub>x</sub> ))							
調査の基本的手法	<p>調査は、現地調査により調査すべき情報を収集し、その結果を整理・解析する。</p> <p>現地調査の手法</p> <table border="1"> <tr> <th>項 目</th> <th>細項目</th> <th>調査手法</th> </tr> <tr> <td>振 動</td> <td>時間率振動レベル</td> <td>「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)及び「振動レベル測定方法」(JIS Z 8735)に準拠し、調査地点に振動計を設置し測定する方法</td> </tr> </table>	項 目	細項目	調査手法	振 動	時間率振動レベル	「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)及び「振動レベル測定方法」(JIS Z 8735)に準拠し、調査地点に振動計を設置し測定する方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>振動の状況は、既存資料において対象事業実施区域周辺で振動調査が実施されていないことから現地調査により把握する。</li> <li>振動の調査は、法令等により定められた方法に準拠した手法とする。</li> </ul>
項 目	細項目	調査手法						
振 動	時間率振動レベル	「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)及び「振動レベル測定方法」(JIS Z 8735)に準拠し、調査地点に振動計を設置し測定する方法						
調査地域	調査地域は、建設機械が稼働する対象事業実施区域及びその周辺とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>振動の状況は、建設機械の稼働による影響が想定される範囲とする。</li> </ul>						
調査地点	<p>調査地点は、図 4-3-1-3 に示す 1 地点とする。</p> <p>現地調査地点</p> <table border="1"> <tr> <th>No.</th> <th>調査地点</th> </tr> <tr> <td>No.1</td> <td>別当地区</td> </tr> </table>	No.	調査地点	No.1	別当地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>振動調査地点は、影響を受ける恐れのある地域(住宅地周辺など)を代表する地点とする。</li> </ul>		
No.	調査地点							
No.1	別当地区							
調査期間等	<p>振動の調査期間等は以下のとおりとする。</p> <p>調査期間等</p> <table border="1"> <tr> <th>項 目</th> <th>調査期間等</th> </tr> <tr> <td>振 動</td> <td>年 1 回(平日 1 日間(24 時間、毎正時 10 分間))</td> </tr> </table>	項 目	調査期間等	振 動	年 1 回(平日 1 日間(24 時間、毎正時 10 分間))	<ul style="list-style-type: none"> <li>振動の調査時期は、発生源が騒音と共通であるため騒音調査と同時に実施する。</li> <li>建設機械の稼働は、平日の昼間に集中することから平日に実施する。</li> </ul>		
項 目	調査期間等							
振 動	年 1 回(平日 1 日間(24 時間、毎正時 10 分間))							
予測の基本的手法	<p>①予測項目</p> <p>予測項目は、建設機械の稼働による振動レベル(L<sub>x</sub>)を対象とする。</p> <p>②予測方法</p> <p>「建設作業振動対策マニュアル」( (社) 日本建設機械化協会, 1994 年)等に準じて、振動の伝搬理論に基づく予測式(点発生源からの距離減衰式)とする。</p> <p>③その他条件</p> <p>ごみ処理施設及び最終処分場の両施設に係る複合影響についても検討を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域及びその周辺は、振動規制法の規制基準の適用を受けるため、評価の指標として振動規制法に基づく規制基準を考慮し時間率振動レベルとする。</li> <li>予測方法は、一般的に広く振動で用いられており、かつ左記のマニュアル等で示された手法である。</li> </ul>						
	予測地域		<p>予測地域は、建設機械が稼働する対象事業実施区域及びその周辺とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測地域は、建設機械の稼働による影響が想定される範囲とする。</li> </ul>				
予測地点	<p>予測地点は、対象事業実施区域の敷地境界及び対象事業実施区域に近接した周辺民家とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>振動規制法では、特定建設作業振動は敷地境界で評価する。</li> <li>予測地点は、敷地境界のほか通常生活する空間である民家周辺で、最も影響を受ける対象事業実施区域に近接した地点とする。</li> </ul>						

環境影響評価項目の区分		振動					
環境影響要因の区分		工事時：建設機械の稼働					
環境影響評価を行う事業		ごみ処理施設及び最終処分場					
項目	調査、予測及び評価の手法		選定理由				
予測対象時期等	予測対象時期は、建設機械の稼働が最大となる工事時期の時点とする。		・ 予測は、建設機械の稼働が最大となる時期の影響を予測することで代表できるものとする。				
評価の手法	<p>①環境影響の回避、<b>最小化</b>に係る評価</p> <p>振動の評価に関しては、現況に対する影響の変化の程度を明確にし、低振動型建設機械の使用の有無等の比較検討より本事業の実施が環境に与える影響についてどの程度回避、<b>最小化</b>、代償されるかを明確にする。</p> <p>②環境の保全に関する施策との整合性に係る評価</p> <p>敷地境界に対して「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）に基づく特定建設作業の規制に関する基準と、予測結果との整合が図れているかについて評価する。</p> <table border="1" data-bbox="354 719 885 786"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>規制基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>振動レベル</td> <td>75 デシベル</td> </tr> </tbody> </table>		項目	規制基準	振動レベル	75 デシベル	<p>・ 建設作業に伴う振動に対する基準として一般的に認められた基準としては、「振動規制法」に基づく特定建設作業の規制に関する基準があり、対象事業実施区域周辺には、「振動規制法」に基づく規制区域があることから、環境の保全に関する施策との整合性に係る評価においては、「振動規制法」に基づく特定建設作業の規制に関する基準値を評価の指標とする。なお、基準値（振動の大きさ）は規制地域内においては区域の区分に関係なく一律（作業時間・期間については区域毎の摘要がある）である。</p>
項目	規制基準						
振動レベル	75 デシベル						

表 4-3-1-5(2) 振動に係る調査、予測及び評価の手法

環境影響評価項目の区分	振動														
環境影響要因の区分	工事時：資機材の運搬車両の走行														
環境影響評価を行う事業	ごみ処理施設及び最終処分場														
項目	調査、予測及び評価の手法	選定理由													
調査すべき情報の手法	調査すべき情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>資機材運搬車両の走行に先立ち、現況の振動レベルを把握する。</li> <li>振動は、振動規制法の規制基準(道路交通振動の限度)が適用されるため、評価の指標として振動規制法の規制基準を考慮し時間率振動レベルとする。</li> <li>地盤卓越振動数及び交通量は、振動レベルの予測計算を行うための基礎情報として用いる項目として選定する。</li> </ul>													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>調査すべき情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>振動</td> <td>道路交通振動の振動レベル(時間率振動レベル(L<sub>v</sub>))、地盤卓越振動数</td> </tr> <tr> <td>交通量</td> <td>時間交通量(上下線別車種別)、走行速度、道路構造</td> </tr> </tbody> </table>		項目	調査すべき情報	振動	道路交通振動の振動レベル(時間率振動レベル(L <sub>v</sub> ))、地盤卓越振動数	交通量	時間交通量(上下線別車種別)、走行速度、道路構造							
項目	調査すべき情報														
振動	道路交通振動の振動レベル(時間率振動レベル(L <sub>v</sub> ))、地盤卓越振動数														
交通量	時間交通量(上下線別車種別)、走行速度、道路構造														
調査の基本的な手法	調査は、現地調査により調査すべき情報を収集し、その結果を整理・解析する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>振動の状況は、既存資料において対象事業実施区域周辺の道路沿道で振動調査が実施されていないことから現地調査により把握する。</li> <li>振動の調査は、法令等により定められた方法に準拠した手法とする。</li> </ul>													
	<p>現地調査の手法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>細項目</th> <th>調査手法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">振動</td> <td>時間率振動レベル</td> <td>「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)及び「振動レベル測定方法」(JIS Z 8735)に準拠し、調査地点に振動計を設置し測定する方法</td> </tr> <tr> <td>地盤卓越振動数</td> <td>調査地点に振動計を設置し記録したデータを持ち帰り、1/3 オクターブバンド分析器を用いて分析する方法(大型車10台を対象)。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">交通量</td> <td>時間交通量</td> <td>調査地点において調査員が目視しカウンターにより計測する方法(上下線別車種別)</td> </tr> <tr> <td>走行速度</td> <td>調査地点において、調査員が一定区間を通過する車両の通過時間をストップウォッチにより計測し算出する方法</td> </tr> <tr> <td>道路構造</td> <td>調査地点において、調査員による計測を行う方法</td> </tr> </tbody> </table>		項目	細項目	調査手法	振動	時間率振動レベル	「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)及び「振動レベル測定方法」(JIS Z 8735)に準拠し、調査地点に振動計を設置し測定する方法	地盤卓越振動数	調査地点に振動計を設置し記録したデータを持ち帰り、1/3 オクターブバンド分析器を用いて分析する方法(大型車10台を対象)。	交通量	時間交通量	調査地点において調査員が目視しカウンターにより計測する方法(上下線別車種別)	走行速度	調査地点において、調査員が一定区間を通過する車両の通過時間をストップウォッチにより計測し算出する方法
項目	細項目	調査手法													
振動	時間率振動レベル	「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)及び「振動レベル測定方法」(JIS Z 8735)に準拠し、調査地点に振動計を設置し測定する方法													
	地盤卓越振動数	調査地点に振動計を設置し記録したデータを持ち帰り、1/3 オクターブバンド分析器を用いて分析する方法(大型車10台を対象)。													
交通量	時間交通量	調査地点において調査員が目視しカウンターにより計測する方法(上下線別車種別)													
	走行速度	調査地点において、調査員が一定区間を通過する車両の通過時間をストップウォッチにより計測し算出する方法													
	道路構造	調査地点において、調査員による計測を行う方法													
調査地域	調査地域は、資機材運搬車両の通行が想定される搬入道路沿道を含む対象事業実施区域及びその周辺とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>振動、交通量の状況は資機材運搬車両の通行が想定される道路沿道で資機材運搬車両の走行による影響が想定される範囲とする。</li> </ul>													
調査地点	調査地点は、図 4-3-1-3 に示す計 5 地点(県道鶯宿中道線、一般国道 358 号、金川曾根広域農道)とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>振動、交通量調査地点は、資機材運搬車両の通行が想定される搬入道路沿道で、道路に近接して住宅地がある地点とする。</li> </ul>													
	<p>現地調査地点</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>調査地点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>No.2</td> <td>県道鶯宿中道線(東側)</td> </tr> <tr> <td>No.3</td> <td>県道鶯宿中道線(中央)</td> </tr> <tr> <td>No.4</td> <td>県道鶯宿中道線(西側)</td> </tr> <tr> <td>No.5</td> <td>一般国道 358 号</td> </tr> <tr> <td>No.6</td> <td>金川曾根広域農道</td> </tr> </tbody> </table>		No.	調査地点	No.2	県道鶯宿中道線(東側)	No.3	県道鶯宿中道線(中央)	No.4	県道鶯宿中道線(西側)	No.5	一般国道 358 号	No.6	金川曾根広域農道	
No.	調査地点														
No.2	県道鶯宿中道線(東側)														
No.3	県道鶯宿中道線(中央)														
No.4	県道鶯宿中道線(西側)														
No.5	一般国道 358 号														
No.6	金川曾根広域農道														

環境影響評価項目の区分	振動						
環境影響要因の区分	工事時：資機材の運搬車両の走行						
環境影響評価を行う事業	ごみ処理施設及び最終処分場						
項目	調査、予測及び評価の手法	選定理由					
調査期間等	<p>振動、交通量の調査期間等は以下のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>項目</td> <td>調査期間等</td> </tr> <tr> <td>振動、交通量</td> <td>年1回(平日1日間(24時間、毎正時10分間))</td> </tr> </table>	項目	調査期間等	振動、交通量	年1回(平日1日間(24時間、毎正時10分間))	<ul style="list-style-type: none"> <li>振動の調査時期は、発生源が騒音と共通であるため騒音調査と同時に実施する。</li> <li>資機材運搬車両の走行は、平日の昼間に集中することから平日に実施する。</li> </ul>	
項目	調査期間等						
振動、交通量	年1回(平日1日間(24時間、毎正時10分間))						
予測の基本的手法	<p>①予測項目 予測項目は、資機材運搬車両の走行による振動レベル(Lx)とする。</p> <p>②予測方法 「道路環境影響評価の技術手法」(財)道路環境研究所, 2000年)に基づき建設省土木研究所の提案式、またはINCE/J RTV-model2003(日本騒音制御工学会)とする。</p> <p>③その他条件 ごみ処理施設及び最終処分場の両施設に係る複合影響についても検討を行う。 環境保全措置の検討においては、資機材運搬車両台数の分散や運行経路の検討など考えられる複数案の保全措置による比較検討を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測項目は、振動規制法施行規則に定められた時間率振動レベルとする。</li> <li>予測方法は、一般的に広く振動で用いられており、かつ左記のマニュアル等で示された手法である。</li> </ul>					
予測地域	予測地域は、資機材運搬車両の通行が想定される搬入道路沿道を含む対象事業実施区域及びその周辺とする。	予測地域は、資機材運搬車両の通行が想定される道路沿道で資機材運搬車両の走行による影響が想定される範囲とする。					
予測地点	予測地点は、資機材運搬車両の通行が想定される搬入道路沿道で民家等が存在する地点とする。	予測地点は、資機材運搬車両の通行が想定される搬入道路沿道で、道路に近接して住宅地がある地点とする。					
予測対象時期等	予測対象時期は、資機材運搬車両の走行台数が最大となる時点とする。	予測は、資機材運搬車両の走行による振動の影響が最も著しい時期とする。					
評価の手法	<p>①環境影響の回避、<b>最小化</b>に係る評価 振動の評価に関しては、現況に対する影響の変化の程度を明確にし、運行ルートの違い等の比較検討により本事業の実施が環境に与える影響についてどの程度回避、<b>最小化</b>、代償されるかを明確にする。</p> <p>②環境の保全に関する施策との整合性に係る評価 「振動規制法」(昭和51年法律第64号)に基づく道路交通振動の限度(要請限度)と、予測結果との整合が図れているかについて評価する。</p> <table border="1"> <tr> <td>項目</td> <td>規制基準</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">振動レベル</td> <td>昼間：65 デシベル</td> </tr> <tr> <td>夜間：60 デシベル</td> </tr> </table>	項目	規制基準	振動レベル	昼間：65 デシベル	夜間：60 デシベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路交通振動に対する基準として一般的に認められた基準としては、「振動規制法」に基づく道路交通振動の限度(要請限度)があり、対象事業実施区域周辺には、「振動規制法」に基づく規制区域があることから、環境の保全に関する施策との整合性に係る評価においては、「振動規制法」に基づく道路交通振動の限度(要請限度)を評価の指標とする。なお、基準値については、対象事業実施区域周辺の規制区域は、一部、第二種区域、第三種区域があるが、沿道に住居等が存在する区域は主に第一種区域であることから、「振動規制法」に基づく道路交通振動の限度(要請限度)における第一種区域の基準値を用いて評価を行う。</li> </ul>
項目	規制基準						
振動レベル	昼間：65 デシベル						
	夜間：60 デシベル						

表 4-3-1-5(3) 振動に係る調査、予測及び評価の手法

環境影響評価項目の区分	振動					
環境影響要因の区分	存在・供用時：施設の稼働					
環境影響評価を行う事業	ごみ処理施設及び最終処分場					
項目	調査、予測及び評価の手法	選定理由				
調査の手法	調査すべき情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の稼働に先立ち、現況の振動レベルを把握する。</li> <li>対象事業実施区域及びその周辺は、振動規制法の規制基準の適用を受けるため、評価の指標として振動規制法に基づく規制基準を考慮し時間率振動レベルを選定する。</li> </ul>				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>調査すべき情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>振動</td> <td>環境振動の振動レベル (時間率振動レベル(L<sub>x</sub>))</td> </tr> </tbody> </table>		項目	調査すべき情報	振動	環境振動の振動レベル (時間率振動レベル(L <sub>x</sub> ))
項目	調査すべき情報					
振動	環境振動の振動レベル (時間率振動レベル(L <sub>x</sub> ))					
調査の基本的手法	調査は、現地調査により調査すべき情報を収集し、その結果を整理・解析する。 現地調査の手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>振動の状況は、既存資料において対象事業実施区域周辺で振動調査が実施されていないことから現地調査により把握する。</li> <li>振動の調査は、法令等により定められた方法に準拠した手法とする。</li> </ul>				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>細項目</th> <th>調査手法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>振動</td> <td>時間率振動レベル</td> <td>「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和 51 年環境庁告示第 90 号)及び「振動レベル測定方法」(JIS Z 8735)に準拠し、調査地点に振動計を設置し測定する方法</td> </tr> </tbody> </table>		項目	細項目	調査手法	振動
項目	細項目	調査手法				
振動	時間率振動レベル	「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和 51 年環境庁告示第 90 号)及び「振動レベル測定方法」(JIS Z 8735)に準拠し、調査地点に振動計を設置し測定する方法				
調査地域	調査地域は、施設が稼働する対象事業実施区域及びその周辺とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>振動の状況は、施設の稼働による影響が想定される範囲とする。</li> </ul>				
調査地点	調査地点は、図 4-3-1-3 に示す 1 地点とする。 現地調査地点	<ul style="list-style-type: none"> <li>振動調査地点は、影響を受ける恐れのある地域(住宅地周辺など)を代表する地点とする。</li> </ul>				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>調査地点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>No.1</td> <td>別当地区</td> </tr> </tbody> </table>		No.	調査地点	No.1	別当地区
No.	調査地点					
No.1	別当地区					
調査期間等	振動の調査期間等は以下のとおりとする。 調査期間等	<ul style="list-style-type: none"> <li>振動の調査時期は、発生源が騒音と共通であるため騒音調査と同時に実施する。</li> <li>施設の稼働が代表される平日に実施する。</li> </ul>				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>調査期間等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>振動</td> <td>年 1 回(平日 1 日間(24 時間、毎正時 10 分間))</td> </tr> </tbody> </table>		項目	調査期間等	振動	年 1 回(平日 1 日間(24 時間、毎正時 10 分間))
項目	調査期間等					
振動	年 1 回(平日 1 日間(24 時間、毎正時 10 分間))					
予測の手法	<p>ア. ごみ処理施設の稼働</p> <p>①予測項目 予測項目は、施設の稼働による振動レベル(L<sub>x</sub>)とする。</p> <p>②予測方法 「新・公害防止の技術と法規 2006〔騒音・振動編〕」(公害防止の技術と法規編集委員会, 平成 18 年)等に準じて、振動の伝搬理論に基づく予測式(点発生源からの距離減衰式)とする。</p> <p>③その他条件 予測は、施設配置の違いによる複数の条件について比較検討を行う。 ごみ処理施設及び最終処分場の両施設に係る複合影響についても検討を行う。</p> <p>イ. 施設(浸出液処理設備)の稼働及び廃棄物の埋立</p> <p>①予測項目 予測項目は、施設(浸出液処理設備)の稼働による振動レベル(L<sub>x</sub>)及び埋立作業による振動レベル(L<sub>x</sub>)とする。</p> <p>②予測方法 施設(浸出液処理設備)の稼働による振動レベルの予測は、「新・公害防止の技術と法規 2006〔騒音・振動編〕」(公害防止の技術と法規編集委員会, 平成 18 年)等に準じて、振動の伝搬理論に基づく予測式(点発生源からの距離減衰式)とする。 埋立作業による振動レベルの予測は、「建設作業振動対策マニュアル」(環境庁, 1994 年)等に準じて、振動の伝搬理論に基づく予測式(点発生源からの距離減衰式)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域及びその周辺は、振動規制法の規制基準の適用を受けるため、評価の指標として振動規制法に基づく規制基準を考慮し時間率振動レベルとする。</li> <li>予測方法は、一般的に広く振動で用いられており、かつ左記のマニュアル等で示された手法である。</li> </ul>				

環境影響評価項目の区分	振動						
環境影響要因の区分	存在・供用時：施設の稼働						
環境影響評価を行う事業	ごみ処理施設及び最終処分場						
項目	調査、予測及び評価の手法	選定理由					
	とする。 ③その他条件 ごみ処理施設及び最終処分場の両施設に係る複合影響についても検討を行う。						
予測地域	予測地域は、施設が稼働する対象事業実施区域及びその周辺とする。	・ 予測地域は、施設の稼働による影響が想定される範囲とする。					
予測地点	予測地点は、対象事業実施区域の敷地境界及び対象事業実施区域に近接した周辺民家とする。	・ 振動規制法では、特定工場振動は敷地境界で評価する。 ・ 予測地点は、敷地境界のほか通常生活する空間である民家周辺で、最も影響を受ける対象事業実施区域に近接した地点とする。					
予測対象時期等	予測対象時期は、廃棄物の搬入量が安定し、施設が定期的に稼働する時点(昼間及び夜間)とする。	・ 予測は、施設振動が振動レベルの変動がほとんどない定常振動で稼働していることから、その平均的な事業活動状態である時期の影響を予測することで代表できるものとする。					
評価の手法	<p>①環境影響の回避、<b>最小化</b>に係る評価 振動の評価に関しては、現況に対する影響の変化の程度を明確にし、施設配置の違い等の比較検討により本事業の実施が環境に与える影響についてどの程度回避、<b>最小化</b>、代償されるかを明確にする。</p> <p>②環境の保全に関する施策との整合性に係る評価 「振動規制法」(昭和51年法律第64号)に基づく特定工場等において発生する振動の規制に関する基準(現況の基準値)と、予測結果との整合が図れているかについて評価する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>規制基準(第一種区域)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">振動レベル</td> <td>昼間：60 デシベル</td> </tr> <tr> <td>夜間：55 デシベル</td> </tr> </tbody> </table>	項目	規制基準(第一種区域)	振動レベル	昼間：60 デシベル	夜間：55 デシベル	<p>・ 工場等で発生する振動に対する基準として一般的に認められた基準としては、「振動規制法」に基づく特定工場等において発生する振動の規制に関する基準があり、対象事業実施区域周辺には、「振動規制法」に係る規制区域があることから、環境の保全に関する施策との整合性に係る評価においては、「振動規制法」に基づく特定工場等において発生する振動の規制に関する基準を評価の指標とする。なお、本事業により対象事業実施区域においては規制区域の変更の可能性があるが、環境影響評価の手続き中には不明であること、現況の対象事業実施区域敷地境界付近における「振動規制法」に基づく規制区域は第一種区域であることから、評価は「振動規制法」(昭和51年法律第64号)に基づく特定工場等において発生する振動の規制に関する基準のうち第一種区域の基準値を用いて行う。</p>
項目	規制基準(第一種区域)						
振動レベル	昼間：60 デシベル						
	夜間：55 デシベル						

表 4-3-1-5(4) 振動に係る調査、予測及び評価の手法

環境影響評価項目の区分	振動																
環境影響要因の区分	存在・供用時：廃棄物運搬車両の走行																
環境影響評価を行う事業	ごみ処理施設及び最終処分場																
項目	調査、予測及び評価の手法	選定理由															
調査すべき情報の手法	調査すべき情報																
	<table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>調査すべき情報</th> </tr> <tr> <td>振動</td> <td>道路交通振動の振動レベル(時間率振動レベル(L<sub>v</sub>))、地盤卓越振動数</td> </tr> <tr> <td>交通量</td> <td>時間交通量(上下線別車種別)、走行速度、道路構造</td> </tr> </table>	項目	調査すべき情報	振動	道路交通振動の振動レベル(時間率振動レベル(L <sub>v</sub> ))、地盤卓越振動数	交通量	時間交通量(上下線別車種別)、走行速度、道路構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物運搬車両の走行に先立ち、現況の振動レベルを把握する。</li> <li>振動は、振動規制法の規制基準(道路交通振動の限度)が適用されるため、評価の指標として振動規制法の規制基準を考慮し時間率振動レベルとする。</li> <li>地盤卓越振動数及び交通量は、振動レベルの予測計算を行うための基礎情報として用いる項目として選定する。</li> </ul>									
項目	調査すべき情報																
振動	道路交通振動の振動レベル(時間率振動レベル(L <sub>v</sub> ))、地盤卓越振動数																
交通量	時間交通量(上下線別車種別)、走行速度、道路構造																
調査の基本的な手法	<p>調査は、現地調査により調査すべき情報を収集し、その結果を整理・解析する。</p> <p>現地調査の手法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>細項目</th> <th>調査手法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">振動</td> <td>時間率振動レベル</td> <td>「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)及び「振動レベル測定方法」(JIS Z 8735)に準拠し、調査地点に振動計を設置し測定する方法</td> </tr> <tr> <td>地盤卓越振動数</td> <td>調査地点に振動計を設置し記録したデータを持ち帰り、1/3 オクターブバンド分析器を用いて分析する方法(大型車10台を対象)。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">交通量</td> <td>時間交通量</td> <td>調査地点において調査員が目視しカウンターにより計測する方法(上下線別車種別)</td> </tr> <tr> <td>走行速度</td> <td>調査地点において、調査員が一定区間を通過する車両の通過時間をストップウォッチにより計測し算出する方法</td> </tr> <tr> <td>道路構造</td> <td>調査地点において、調査員による計測を行う方法</td> </tr> </tbody> </table>	項目	細項目	調査手法	振動	時間率振動レベル	「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)及び「振動レベル測定方法」(JIS Z 8735)に準拠し、調査地点に振動計を設置し測定する方法	地盤卓越振動数	調査地点に振動計を設置し記録したデータを持ち帰り、1/3 オクターブバンド分析器を用いて分析する方法(大型車10台を対象)。	交通量	時間交通量	調査地点において調査員が目視しカウンターにより計測する方法(上下線別車種別)	走行速度	調査地点において、調査員が一定区間を通過する車両の通過時間をストップウォッチにより計測し算出する方法	道路構造	調査地点において、調査員による計測を行う方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>振動の状況は、既存資料において対象事業実施区域周辺の道路沿道で振動調査が実施されていないことから現地調査により把握する。</li> <li>振動の調査は、法令等により定められた方法に準拠した手法とする。</li> </ul>
項目	細項目	調査手法															
振動	時間率振動レベル	「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)及び「振動レベル測定方法」(JIS Z 8735)に準拠し、調査地点に振動計を設置し測定する方法															
	地盤卓越振動数	調査地点に振動計を設置し記録したデータを持ち帰り、1/3 オクターブバンド分析器を用いて分析する方法(大型車10台を対象)。															
交通量	時間交通量	調査地点において調査員が目視しカウンターにより計測する方法(上下線別車種別)															
	走行速度	調査地点において、調査員が一定区間を通過する車両の通過時間をストップウォッチにより計測し算出する方法															
	道路構造	調査地点において、調査員による計測を行う方法															
調査地域	調査地域は、廃棄物運搬車両の通行が想定される搬入道路沿道を含む対象事業実施区域及びその周辺とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>振動、交通量の状況は、廃棄物運搬車両の通行が想定される道路沿道で廃棄物運搬車両の走行による影響が想定される範囲とする。</li> </ul>															
調査地点	<p>調査地点は、図4-3-1-3に示す計5地点(県道鶯宿中道線、一般国道358号、金川曾根広域農道)とする。</p> <p>現地調査地点</p> <table border="1"> <tr> <th>No.</th> <th>調査地点</th> </tr> <tr> <td>No.2</td> <td>県道鶯宿中道線(東側)</td> </tr> <tr> <td>No.3</td> <td>県道鶯宿中道線(中央)</td> </tr> <tr> <td>No.4</td> <td>県道鶯宿中道線(西側)</td> </tr> <tr> <td>No.5</td> <td>一般国道358号</td> </tr> <tr> <td>No.6</td> <td>金川曾根広域農道</td> </tr> </table>	No.	調査地点	No.2	県道鶯宿中道線(東側)	No.3	県道鶯宿中道線(中央)	No.4	県道鶯宿中道線(西側)	No.5	一般国道358号	No.6	金川曾根広域農道	<ul style="list-style-type: none"> <li>振動、交通量調査地点は、廃棄物運搬車両の通行が想定される搬入道路沿道で、道路に近接して住宅地がある地点とする。</li> </ul>			
No.	調査地点																
No.2	県道鶯宿中道線(東側)																
No.3	県道鶯宿中道線(中央)																
No.4	県道鶯宿中道線(西側)																
No.5	一般国道358号																
No.6	金川曾根広域農道																
調査期間等	<p>振動、交通量の調査期間等は以下のとおりとする。</p> <p>調査期間等</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>調査期間等</th> </tr> <tr> <td>振動、交通量</td> <td>年2回(平日、休日の各1日間(24時間))</td> </tr> </table>	項目	調査期間等	振動、交通量	年2回(平日、休日の各1日間(24時間))	<ul style="list-style-type: none"> <li>振動の調査時期は、発生源が騒音と共通であるため騒音調査と同時に実施する。</li> <li>廃棄物運搬車両の走行は、平日及び休日が想定されることから平日及び休日を実施する。</li> </ul>											
項目	調査期間等																
振動、交通量	年2回(平日、休日の各1日間(24時間))																



環境影響評価項目の区分		振動					
環境影響要因の区分		存在・供用時：廃棄物運搬車両の走行					
環境影響評価を行う事業		ごみ処理施設及び最終処分場					
項目	調査、予測及び評価の手法						
予測の手法	予測の基本的な手法	<p>①予測項目 予測項目は、廃棄物運搬車両の走行による振動レベル(Lx)とする。</p> <p>②予測方法 「道路環境影響評価の技術手法」(財)道路環境研究所, 2000年)に基づき建設省土木研究所の提案式、またはINCE/J RTV-model2003(日本騒音制御工学会式)とする。</p> <p>③その他条件 ごみ処理施設及び最終処分場の両施設に係る複合影響についても検討を行う。 環境保全措置の検討においては、廃棄物運搬車両台数の分散や運行経路の検討など考えられる複数案の保全措置による比較検討を行う。</p>					
	予測地域	<p>予測地域は、廃棄物運搬車両の通行が想定される搬入道路沿道を含む対象事業実施区域及びその周辺とする。</p>					
	予測地点	<p>予測地点は、廃棄物運搬車両の通行が想定される搬入道路沿道で民家等が存在する地点とする。</p>					
	予測対象時期等	<p>予測対象時期は、廃棄物の搬入量が安定し、施設が定常的に稼働する時点とする。</p>					
評価の手法	<p>①環境影響の回避、<b>最小化</b>に係る評価 振動の評価に関しては、現況に対する影響の変化の程度を明確にし、運行ルートの違い等の比較検討により本事業の実施が環境に与える影響についてどの程度回避、<b>最小化</b>、代償されるかを明確にする。</p> <p>②環境の保全に関する施策との整合性に係る評価 「振動規制法」(昭和51年法律第64号)に基づく道路交通振動の限度(要請限度)と、予測結果との整合が図れているかについて評価する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>規制基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">振動レベル</td> <td>昼間：65 デシベル</td> </tr> <tr> <td>夜間：60 デシベル</td> </tr> </tbody> </table>		項目	規制基準	振動レベル	昼間：65 デシベル	夜間：60 デシベル
項目	規制基準						
振動レベル	昼間：65 デシベル						
	夜間：60 デシベル						

(6) 水質汚濁

水質汚濁に係る調査、予測及び評価の手法は、表 4-3-1-6 に示すとおりとする。

表 4-3-1-6(1) 水質汚濁に係る調査、予測及び評価の手法

環境影響評価項目の区分	水質汚濁（水質、水底の底質）																						
環境影響要因の区分	工事時：造成等の施工による一時的な影響																						
環境影響評価を行う事業	ごみ処理施設及び最終処分場																						
項目	調査、予測及び評価の手法	選定理由																					
調査すべき情報の手法	調査すべき情報																						
	項目	調査すべき情報																					
	平常時水質	濁度、浮遊物質質量、水素イオン濃度、透視度、流量																					
	降雨時水質	濁度、浮遊物質質量、水素イオン濃度、透視度、流量、降雨量																					
	土壌の状況	対象事業実施区域内の造成区域土壌の粒度組成、沈降速度																					
水底の底質	粒度組成	<ul style="list-style-type: none"> <li>造成等の工事の実施に先立ち、現況の水の濁りの状況を把握する。</li> <li>降雨時調査は、水の濁りの原因となる降雨量と水の濁りとの関連性を把握するために実施する。</li> <li>土壌の状況調査は、水の濁りの発生源である土砂の土質を把握するために実施する。</li> <li>水底の底質調査は、現況の底質の粒度組成を把握するために実施する。</li> </ul>																					
調査の基本的手法	<p>調査は、現地調査により調査すべき情報を収集し、その結果を整理・解析する。</p> <p>現地調査の手法</p> <table border="1"> <tr> <td>項目</td> <td>調査手法</td> </tr> <tr> <td>平常時水質</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>濁度、浮遊物質質量、水素イオン濃度については、「水質調査法」（昭和46年環水管第30号）、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）等に準拠し、調査地点において採水した試料を持ち帰り、分析する方法</li> <li>透視度は、調査地点において採水時に透視度計を用いて測定する方法</li> <li>流量は、「工業用水・工場排水の試料採取方法」（JIS K 0094）に準拠し、河川断面と流速の測定により算出する方法。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>降雨時水質</td> <td>平常時水質と同じ方法</td> </tr> <tr> <td>土壌の状況、水底の底質</td> <td>「土の粒度試験方法」（JIS A 1204）及び濁水沈降試験に準拠し、調査地点で採取した試料を持ち帰り、分析する方法</td> </tr> </table>	項目	調査手法	平常時水質	<ul style="list-style-type: none"> <li>濁度、浮遊物質質量、水素イオン濃度については、「水質調査法」（昭和46年環水管第30号）、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）等に準拠し、調査地点において採水した試料を持ち帰り、分析する方法</li> <li>透視度は、調査地点において採水時に透視度計を用いて測定する方法</li> <li>流量は、「工業用水・工場排水の試料採取方法」（JIS K 0094）に準拠し、河川断面と流速の測定により算出する方法。</li> </ul>	降雨時水質	平常時水質と同じ方法	土壌の状況、水底の底質	「土の粒度試験方法」（JIS A 1204）及び濁水沈降試験に準拠し、調査地点で採取した試料を持ち帰り、分析する方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>水の濁りの状況は、既存資料等において対象事業実施区域及びその周辺で把握されていないことから現地調査により把握する。</li> <li>水質、土壌の状況及び水底の底質の調査は、法令等により定められた方法に準拠した手法とする。</li> </ul>													
項目	調査手法																						
平常時水質	<ul style="list-style-type: none"> <li>濁度、浮遊物質質量、水素イオン濃度については、「水質調査法」（昭和46年環水管第30号）、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）等に準拠し、調査地点において採水した試料を持ち帰り、分析する方法</li> <li>透視度は、調査地点において採水時に透視度計を用いて測定する方法</li> <li>流量は、「工業用水・工場排水の試料採取方法」（JIS K 0094）に準拠し、河川断面と流速の測定により算出する方法。</li> </ul>																						
降雨時水質	平常時水質と同じ方法																						
土壌の状況、水底の底質	「土の粒度試験方法」（JIS A 1204）及び濁水沈降試験に準拠し、調査地点で採取した試料を持ち帰り、分析する方法																						
調査地域	調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺の間門川、蟹沢川の流域とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>降雨により起因する濁水の流出が関連する流域とする。</li> </ul>																					
調査地点	<p>調査地点は、図 4-3-1-4 に示す河川 5 地点、対象事業実施区域 1 地点の計 6 地点とする。</p> <p>現地調査地点</p> <table border="1"> <tr> <th>No.</th> <th>調査地点</th> <th>調査項目</th> </tr> <tr> <td>No.1</td> <td>間門川下流（蟹沢川合流後）</td> <td>平常時水質、降雨時水質、水底の底質</td> </tr> <tr> <td>No.2</td> <td>間門川上流</td> <td>平常時水質、降雨時水質、水底の底質</td> </tr> <tr> <td>No.3</td> <td>蟹沢川下流</td> <td>平常時水質、降雨時水質、水底の底質</td> </tr> <tr> <td>No.4</td> <td>蟹沢川上流</td> <td>平常時水質、降雨時水質、水底の底質</td> </tr> <tr> <td>No.5</td> <td>間門川上流</td> <td>平常時水質、降雨時水質、水底の底質</td> </tr> <tr> <td>No.6</td> <td>対象事業実施区域</td> <td>土壌の状況</td> </tr> </table>	No.	調査地点	調査項目	No.1	間門川下流（蟹沢川合流後）	平常時水質、降雨時水質、水底の底質	No.2	間門川上流	平常時水質、降雨時水質、水底の底質	No.3	蟹沢川下流	平常時水質、降雨時水質、水底の底質	No.4	蟹沢川上流	平常時水質、降雨時水質、水底の底質	No.5	間門川上流	平常時水質、降雨時水質、水底の底質	No.6	対象事業実施区域	土壌の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>水質の調査地点は、対象事業実施区域において、造成等の工事により裸地の一時的な出現に伴い、降雨時における濁水の流出により影響が考えられる河川下流域の地点とする。</li> <li>土壌の状況は、流出する土砂の土質を把握するため、対象事業実施区域の改変区域の地点とする。なお、平均的な土砂の土質を把握するため、改変区域 3 地点程度の土砂を混合し、1 試料とする。</li> </ul>
No.	調査地点	調査項目																					
No.1	間門川下流（蟹沢川合流後）	平常時水質、降雨時水質、水底の底質																					
No.2	間門川上流	平常時水質、降雨時水質、水底の底質																					
No.3	蟹沢川下流	平常時水質、降雨時水質、水底の底質																					
No.4	蟹沢川上流	平常時水質、降雨時水質、水底の底質																					
No.5	間門川上流	平常時水質、降雨時水質、水底の底質																					
No.6	対象事業実施区域	土壌の状況																					

環境影響評価項目の区分	水質汚濁（水質、水底の底質）													
環境影響要因の区分	工事時：造成等の施工による一時的な影響													
環境影響評価を行う事業	ごみ処理施設及び最終処分場													
項目	調査、予測及び評価の手法	選定理由												
調査期間等	<p>水質の調査期間等は以下のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">調査期間等</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>調査期間等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平常時水質</td> <td>年4回(春季、夏季、秋季、冬季の各1回)</td> </tr> <tr> <td>降雨時水質</td> <td>年1回(1降雨あたりのピーク時)</td> </tr> <tr> <td>土壌の状況</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>水底の底質</td> <td>1回</td> </tr> </tbody> </table>	調査期間等		項目	調査期間等	平常時水質	年4回(春季、夏季、秋季、冬季の各1回)	降雨時水質	年1回(1降雨あたりのピーク時)	土壌の状況	1回	水底の底質	1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>平常時水質の調査時期は、降雨時との変化を比較するため、季節変化を把握できる四季に実施する。</li> <li>土壌の状況は、その特性から季節変動がほとんど考えられないため、適宜1回調査を実施する。</li> <li>降雨時調査は、代表的な降雨時において、1降雨あたりのピーク時に実施する。なお、ピーク時を把握するため、調査期間中に濁度測定を定期的に行い、最大時濁度時のSS等を分析する。</li> <li>降雨時調査に先立ち、既存の降雨量データの集計を行い、代表的な降雨を設定し調査対象降雨を想定するものとする。</li> </ul>
調査期間等														
項目	調査期間等													
平常時水質	年4回(春季、夏季、秋季、冬季の各1回)													
降雨時水質	年1回(1降雨あたりのピーク時)													
土壌の状況	1回													
水底の底質	1回													
予測の基本的手法	<p>①予測項目 予測項目は、工事中の降雨により流出する水の濁りの状況(浮遊物質、粒度組成)を対象とする。</p> <p>②予測方法 水の濁りに係る予測は、事業計画に基づき濁水対策の内容から定性的な予測若しくは類似事例による予測を基本とし、必要に応じて完全混合式による予測とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測項目は、濁水の影響を把握できる浮遊物質とする。</li> <li>予測方法は、一般的に広く水質予測計算で用いられており、かつ「環境アセスメントの技術」((社)環境情報科学センター, 1999年)等で示された手法である。</li> </ul>												
予測地域	予測地域は、調査地域と同様とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測地域は、降雨により起因する濁水の流出が関連する流域とする。</li> </ul>												
予測地点	予測地点は、濁水放流先下流側の河川の現地調査地点とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川の予測地点は、濁水の影響を最も受ける濁水放流先下流側の河川の地点とする。</li> </ul>												
予測対象時期等	予測対象時期は、工事中の降雨に伴う水の濁りの影響が大きい時点とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測は、濁水の発生が大きい時期の影響を予測することで代表できるものとする。</li> </ul>												
評価の手法	<p>①環境影響の回避、<b>最小化</b>に係る評価</p> <p>水の濁りの評価項目に関しては、現況の降雨時における水の濁りの状況(降雨時現地調査で得られた実測値：浮遊物質、粒度組成)に対し、事業の実施による影響の程度を明らかにするとともに、仮設沈砂池の容量の違い等の比較検討により本事業の実施が環境に与える影響についてどの程度回避、<b>最小化</b>、代償されるかを明確にする。</p>													

表 4-3-1-6(2) 水質汚濁に係る調査の手法

環境影響評価項目の区分	水質汚濁（水 質）	
環境影響要因の区分	存在・供用時：施設の稼働	
環境影響評価を行う事業	最終処分場	
項 目	調査の手法	選定理由
調査すべき情報 の 手 法	調査すべき情報	
	項 目	調査すべき情報
	水質の状況	水素イオン濃度, 生物化学的酸素要求量, 浮遊物質量, ダイオキシン類, カドミウム, 全シアン, 鉛, 六価クロム, 砒素, 総水銀, アルキル水銀, PCB, シクロメタン, 四塩化炭素, 1, 2-ジクロロエタン, 1, 1-ジクロロエチレン, シス-1, 2-ジクロロエチレン, 1, 1, 1-トリクロロエタン, 1, 1, 2-トリクロロエタン, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, 1, 3-ジクロロプロペン, チウラム, シマジン, チオベンカルブ, ベンゼン, セレン, 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素, ふっ素, ほう素, 流量
		<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の供用に先立ち、現況の水質の状況を把握する。</li> <li>調査項目は、最終処分場の生活環境影響調査項目において河川が対象となる項目及び環境基準が定められた健康項目を選定する。</li> </ul>
調査の基本的 手 法	調査は、現地調査により調査すべき情報を収集し、その結果を整理・解析する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>水質の状況は、対象事業実施区域及びその周辺において、既存資料等で現況が把握されていないことから、現地調査により把握する。</li> <li>水質の状況の調査は、法令等により定められた方法に準拠した手法とする。</li> </ul>
	調査の手法	
	項 目	調査手法
	水質の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>水質は、「水質調査法」（昭和 46 年環水管第 30 号）、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）等に準拠し、調査地点において採水した試料を持ち帰り、分析する方法</li> <li>流量は、「工業用水・工場排水の試料採取方法」（JIS K 0094）に準拠し、河川断面と流速の測定により算出する方法。</li> </ul>
調査地域	調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺とする。	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>調査地域は、最終処分場が設置される区域及びその周辺とする。</li> </ul>
調査地点	調査地点は、図 4-3-1-4 に示す河川 5 地点とする。 現地調査地点	
	No.	調査地点
	No.1	間門川下流（蟹沢川合流後）
	No.2	間門川上流
	No.3	蟹沢川下流
	No.4	蟹沢川上流
	No.5	間門川上流
		<ul style="list-style-type: none"> <li>調査地点は、最終処分場が設置される区域に対する河川下流域の地点とする。</li> </ul>
調査期間等	調査期間等は以下のとおりとする。 調査期間等	
	項 目	調査期間等
	水質の状況	年 4 回（春季、夏季、秋季、冬季の各 1 回）
		<ul style="list-style-type: none"> <li>調査時期は、季節変化を把握できる四季に実施する。</li> </ul>

注) 本環境影響評価項目は、現況把握のため調査のみを行う項目である。

表 4-3-1-6(3) 水質汚濁に係る調査の手法

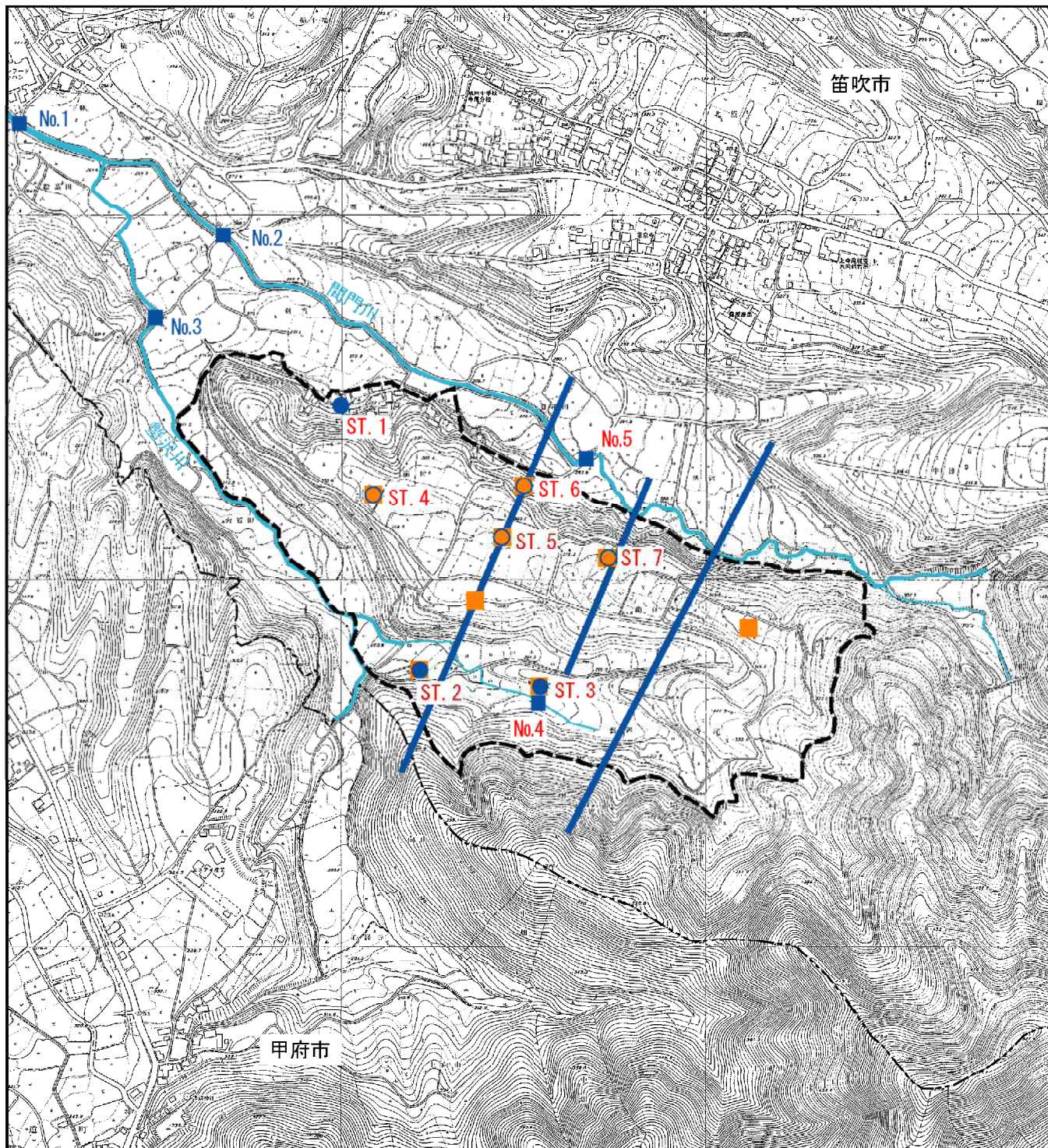
環境影響評価項目の区分	水質汚濁（地下水の水質）									
環境影響要因の区分	存在・供用時：施設の稼働									
環境影響評価を行う事業	最終処分場									
項目	調査の手法	選定理由								
調査すべき情報の手法	調査すべき情報									
	項目	調査すべき情報								
	地下水の利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺地域における地下水の利用状況</li> </ul>								
地下水の水質の状況	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、ダイオキシン類、電気伝導率、塩素イオン濃度、水素イオン濃度	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の供用に先立ち、現況の地下水利用、地下水水質及び水位の状況を把握する。</li> <li>地下水水質の調査項目は、環境基準が定められた健康項目及びダイオキシン類とし、その他浸出水の影響を把握する上で、浸出水の特性を把握できる電気伝導率及び塩素イオン濃度とする。</li> </ul>								
地下水の水位の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下水の水位</li> <li>地下水の賦存状況、流動状況</li> </ul>									
調査の基本的な手法	調査は、既存資料又は現地調査により調査すべき情報を収集し、その結果を整理・解析する。 調査の手法 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>項目</th> <th>調査手法</th> </tr> <tr> <td>地下水の利用状況</td> <td>既存資料及び現地の聞き取り調査により情報を収集整理する。</td> </tr> <tr> <td>地下水の水質の状況</td> <td>「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第10号）等に準拠し、調査地点で採水した試料を持ち帰り分析する方法</td> </tr> <tr> <td>地下水の水位の状況</td> <td>地下水の水位については、水位計を用いて測定する方法。地下水の賦存状況、流動状況については、地質調査で実施されるボーリング調査、現場透水試験等の調査結果を収集・整理する。</td> </tr> </table>		項目	調査手法	地下水の利用状況	既存資料及び現地の聞き取り調査により情報を収集整理する。	地下水の水質の状況	「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第10号）等に準拠し、調査地点で採水した試料を持ち帰り分析する方法	地下水の水位の状況	地下水の水位については、水位計を用いて測定する方法。地下水の賦存状況、流動状況については、地質調査で実施されるボーリング調査、現場透水試験等の調査結果を収集・整理する。
項目	調査手法									
地下水の利用状況	既存資料及び現地の聞き取り調査により情報を収集整理する。									
地下水の水質の状況	「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第10号）等に準拠し、調査地点で採水した試料を持ち帰り分析する方法									
地下水の水位の状況	地下水の水位については、水位計を用いて測定する方法。地下水の賦存状況、流動状況については、地質調査で実施されるボーリング調査、現場透水試験等の調査結果を収集・整理する。									
調査地域	調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査地域は、最終処分場が設置される区域及びその周辺とする。</li> <li>地下水の調査地点は、別途実施される対象事業実施区域における地質調査（ボーリング孔）地点及び既存資料及び聞き取り等により把握できた事業実施区域周辺で利用している井戸とする。</li> </ul>								
調査地点	地下水水質及び水位の調査地点は、地質調査時に設置される観測孔（ボーリング孔）（ST. 2、ST. 3）及び事業実施区域周辺で利用している井戸（ST. 1）とする。 現地調査地点 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>調査地点</th> <th>調査項目</th> </tr> <tr> <td>堰堤部及び事業実施区域周辺で利用されている井戸</td> <td>地下水の水質の状況、地下水位</td> </tr> <tr> <td>埋立部</td> <td>地下水位</td> </tr> </table>		調査地点	調査項目	堰堤部及び事業実施区域周辺で利用されている井戸	地下水の水質の状況、地下水位	埋立部	地下水位		
調査地点	調査項目									
堰堤部及び事業実施区域周辺で利用されている井戸	地下水の水質の状況、地下水位									
埋立部	地下水位									
調査期間等	地下水水質の調査期間等は以下のとおりとする。 調査期間等 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>項目</th> <th>調査期間等</th> </tr> <tr> <td>地下水の水質の状況</td> <td>年2回（夏季、冬季の各1回）</td> </tr> <tr> <td>地下水の水位の状況（地下水の水位）</td> <td>年4回（春季、夏季、秋季、冬季の各1回）</td> </tr> </table>	項目	調査期間等	地下水の水質の状況	年2回（夏季、冬季の各1回）	地下水の水位の状況（地下水の水位）	年4回（春季、夏季、秋季、冬季の各1回）	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下水の水質は、季節に応じて著しい変化はないと考えられることから、豊水期（夏季）、渇水期（冬季）に実施する。</li> <li>地下水の水位は、季節変動が考えられることから、四季に実施する。</li> </ul>		
項目	調査期間等									
地下水の水質の状況	年2回（夏季、冬季の各1回）									
地下水の水位の状況（地下水の水位）	年4回（春季、夏季、秋季、冬季の各1回）									

注）本環境影響評価項目は、現況把握のため調査のみを行う項目である。

表 4-3-1-6(4) 水質汚濁に係る調査の手法

環境影響評価項目の区分	水質汚濁（水底の底質）	
環境影響要因の区分	存在・供用時：施設の稼働	
環境影響評価を行う事業	最終処分場	
項目	調査の手法	
調査すべき情報の手法	調査すべき情報	
	項目	調査すべき情報
	水底の底質の状況	化学的酸素要求量, ダイオキシン類, カドミウム, 全シアン, 鉛, 六価クロム, 砒素, 総水銀, アルキル水銀, PCB, シクロメタン, 四塩化炭素, 1, 2-ジクロロエタン, 1, 1-ジクロロエチレン, シス-1, 2-ジクロロエチレン, 1, 1, 1-トリクロロエタン, 1, 1, 2-トリクロロエタン, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, 1, 3-ジクロロプロペン, チラム, シマジソン, チオベンソール, ベンゼン, セレン, ふっ素, ほう素, 粒度組成
調査の基本的な手法	調査は、現地調査により調査すべき情報を収集し、その結果を整理・解析する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の供用に先立ち、現況の水底の底質の状況を把握する。</li> <li>調査項目は、水質の調査項目から想定される、水底の底質に影響を与える可能性のある項目を選定する。</li> </ul>
	調査の手法	
	項目	調査手法
	水底の底質の状況	調査は、「底質調査方法」(昭和46年環境水管第127号)、JIS K 0102、JIS K 0125、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成11年環境庁告示第68号)等に準拠し、調査地点において採取した試料を持ち帰り、分析する方法
調査地域	調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査地域は、最終処分場が設置される区域及びその周辺とする。</li> </ul>
調査地点	調査地点は、図4-3-1-4に示す河川5地点とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査地点は、最終処分場が設置される区域に対する河川下流域の地点とする。</li> </ul>
	現地調査地点	
	No.	調査地点
	No.1	間門川下流(蟹沢川合流後)
	No.2	間門川上流
	No.3	蟹沢川下流
	No.4	蟹沢川上流
	No.5	間門川上流
調査期間等	調査期間等は以下のとおりとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査時期は、底質の特性から季節変動が小さいと考えられるため、1回の調査とする。</li> </ul>
	調査期間等	
	項目	調査期間等
	水底の底質の状況	年1回

注) 本環境影響評価項目は、現況把握のため調査のみを行う項目である。



- 注1) 平成16年10月12日,平成18年8月1日に旧石和町、旧御坂町、旧 宮町、旧八代町、旧境川村、旧春日居町、旧芦川村が合併し笛吹市となっている。
- 注2) 平成18年3月1日に旧甲府市、旧中道町、旧上九一色村の一部が合併し甲府市となっている。
- 注3) 図中に記載の対象事業実施区域は方法書段階の想定範囲であり、今後若干変更される可能性がある。

凡 例	
	対象事業実施区域
	行政界
	水質(表流水)調査地点
	地下水(水質、水位)調査地点
	地下水(水位)調査地点
	機械ボーリング調査地点
	二次元比抵抗電気探査測線



S=1:8,000  
0 50 100 150 200m

図4-3-1-4 水質汚濁、水象、地盤沈下の現地調査地点図

(7) 水 象

水象に係る調査、予測及び評価の手法は、表 4-3-1-7 に示すとおりとする。

表 4-3-1-7(1) 水象に係る調査、予測及び評価の手法

環境影響評価項目の区分	水象（表流水）																		
環境影響要因の区分	存在・供用時：施設の存在																		
環境影響評価を行う事業	ごみ処理施設及び最終処分場																		
項 目	調査、予測及び評価の手法																		
調査すべき情報の手法	調査すべき情報																		
	項 目	調査すべき情報																	
	河川の状況	・ 流量																	
	水利用の状況	・ 周辺地域における水利用の状況																	
調査の基本的な手法	調査は、現地調査により調査すべき情報を収集し、その結果を整理・解析する。 現地調査の手法																		
	項 目	調査手法																	
	河川の状況	流量は、「工業用水・工場排水の試料採取方法」（JIS K 0094）に準拠し、河川断面と流速の測定により算出する方法。なお、調査は水質に係る調査と兼ねるものとする。																	
	水利用の状況 集水域の状況	資料調査及び現地踏査による確認する方法																	
調査地域	調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺の間門川、蟹沢川の流域とする。																		
調査地点	<p>流量の調査地点は、水質と同じ図 4-3-1-4 に示す河川 5 地点とする。</p> <p>現地調査地点</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>No.</th> <th>調査地点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">河川の状況</td> <td>No.1</td> <td>間門川下流(蟹沢川合流後)</td> </tr> <tr> <td>No.2</td> <td>間門川上流</td> </tr> <tr> <td>No.3</td> <td>蟹沢川下流</td> </tr> <tr> <td>No.4</td> <td>蟹沢川上流</td> </tr> <tr> <td>No.5</td> <td>間門川上流</td> </tr> <tr> <td>集水域の状況</td> <td>—</td> <td>対象事業実施区域</td> </tr> </tbody> </table>		項目	No.	調査地点	河川の状況	No.1	間門川下流(蟹沢川合流後)	No.2	間門川上流	No.3	蟹沢川下流	No.4	蟹沢川上流	No.5	間門川上流	集水域の状況	—	対象事業実施区域
項目	No.	調査地点																	
河川の状況	No.1	間門川下流(蟹沢川合流後)																	
	No.2	間門川上流																	
	No.3	蟹沢川下流																	
	No.4	蟹沢川上流																	
	No.5	間門川上流																	
集水域の状況	—	対象事業実施区域																	
調査期間等	<p>流量の調査期間等は以下のとおりとする。</p> <p>調査期間等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>調査期間等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川の状況</td> <td>年 4 回(春季、夏季、秋季、冬季の各 1 回)</td> </tr> </tbody> </table>		項 目	調査期間等	河川の状況	年 4 回(春季、夏季、秋季、冬季の各 1 回)													
項 目	調査期間等																		
河川の状況	年 4 回(春季、夏季、秋季、冬季の各 1 回)																		
予測の基本的な手法	<p>①予測項目 予測項目は、土地利用の変化、河川(蟹沢川)の付け替えによる河川下流況の変化の程度を対象とする。</p> <p>②予測方法 予測は、土地の改変前後の土地利用の変化を考慮した水収支計算(流出係数を用いた表面流出量、ソースウェイト式を用いた蒸発散量を算出する手法等)による方法若しくは定性的な手法とする。</p> <p>③その他条件 ごみ処理施設及び最終処分場の両施設に係る複合影響についても検討を行う。</p>																		
予測地域	予測地域は、調査地域と同様とする。																		



環境影響評価項目の区分	水象（表流水）	
環境影響要因の区分	存在・供用時：施設が存在	
環境影響評価を行う事業	ごみ処理施設及び最終処分場	
項目	調査、予測及び評価の手法	選定理由
予測地点	予測地点は、対象事業実施区域の下流域で水利用が考えられる地点とする。	・ 予測地点は、流況の変化によって影響が考えられる地点とする。
予測対象時期等	予測対象時期は、施設が存在する時期とする。	・ 流況の変化は、土地利用（表面流出率）の変化に起因することから、施設存在時で代表できるものとする。
評価の手法	<p>①環境影響の回避、<b>最小化</b>に係る評価</p> <p>水象の評価に関しては、現況に対する影響の変化の程度を明確にし、造成面の緑化率・緑化面積の違い等の比較検討により本事業の実施が環境に与える影響についてどの程度回避、<b>最小化</b>、代償されるかを明確にする。</p>	

表 4-3-1-7(2) 水象に係る調査、予測及び評価の手法

環境影響評価項目の区分	水象（地下水水位(地下水の流れ)）										
環境影響要因の区分	存在・供用時：施設の稼働										
環境影響評価を行う事業	ごみ処理施設										
項目	調査、予測及び評価の手法	選定理由									
調査すべき情報の手法	調査すべき情報										
	項目	調査すべき情報									
	地下水の利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺地域における地下水の利用状況</li> <li>周辺地域の適正汲み上げ量</li> </ul>									
	地下水の水位の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下水の水位</li> <li>地下水の賦存状況、流動状況</li> </ul>									
集水域の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>地形・地物の状況</li> <li>土地利用状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の供用に先立ち、現況の地下水の利用、地下水水位及び集水域の状況を把握する。</li> <li>地下水水位の調査項目は、施設の稼働(地下水の揚水)による地下水水位への影響範囲を検討できる項目とする。</li> </ul>									
調査の基本的手法	<p>調査は、既存資料又は現地調査により調査すべき情報を収集し、その結果を整理・解析する。</p> <p>調査の手法</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>調査手法</th> </tr> <tr> <td>地下水の利用状況</td> <td>既存資料及び現地での聞き取り調査により情報を収集整理する。</td> </tr> <tr> <td>地下水の水位の状況</td> <td>地下水の水位については、水位計による方法。地下水の賦存状況、流動状況については、地質調査で実施されるボーリング調査、水露頭調査、現場透水試験、揚水試験等の調査結果を収集・整理する。周辺地域の適正汲み上げ量については、既存資料により把握する。</td> </tr> <tr> <td>集水域の状況</td> <td>資料調査及び現地踏査による確認する方法</td> </tr> </table>		項目	調査手法	地下水の利用状況	既存資料及び現地での聞き取り調査により情報を収集整理する。	地下水の水位の状況	地下水の水位については、水位計による方法。地下水の賦存状況、流動状況については、地質調査で実施されるボーリング調査、水露頭調査、現場透水試験、揚水試験等の調査結果を収集・整理する。周辺地域の適正汲み上げ量については、既存資料により把握する。	集水域の状況	資料調査及び現地踏査による確認する方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下水の水位の状況は、対象事業実施区域及びその周辺において、既存資料等で現況が把握されていないことから、現地調査により把握する。</li> <li>地形、地物、土地利用の状況は、既存の地形図や現地を踏査することによって把握できる。</li> </ul>
項目	調査手法										
地下水の利用状況	既存資料及び現地での聞き取り調査により情報を収集整理する。										
地下水の水位の状況	地下水の水位については、水位計による方法。地下水の賦存状況、流動状況については、地質調査で実施されるボーリング調査、水露頭調査、現場透水試験、揚水試験等の調査結果を収集・整理する。周辺地域の適正汲み上げ量については、既存資料により把握する。										
集水域の状況	資料調査及び現地踏査による確認する方法										
調査地域	調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査地域は、地下水の揚水による影響が考えられる範囲とする。</li> </ul>									
調査地点	<p>地下水水位の調査地点は、<b>図 4-3-1-4 に示す</b>地質調査時に設置される観測孔(ボーリング孔)(ST. 2、ST. 3、ST. 4、ST. 5、ST. 6、ST. 7)及び事業実施区域周辺で利用されている井戸(ST. 1)とする。</p> <p>現地調査地点</p> <table border="1"> <tr> <th>調査項目</th> <th>調査地点</th> </tr> <tr> <td>地下水の利用状況及び地下水水位</td> <td>ごみ処理施設計画部及び事業実施区域周辺で利用されている井戸</td> </tr> <tr> <td>集水域の状況</td> <td>対象事業実施区域</td> </tr> </table>	調査項目	調査地点	地下水の利用状況及び地下水水位	ごみ処理施設計画部及び事業実施区域周辺で利用されている井戸	集水域の状況	対象事業実施区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下水水位の調査地点は、別途実施される対象事業実施区域における地質調査(ボーリング孔)地点及び既存資料及び聞き取り等により把握できた事業実施区域周辺で利用している井戸とする。</li> <li>集水域の状況は、土地利用の改変が考えられる対象事業実施区域とする。</li> </ul>			
調査項目	調査地点										
地下水の利用状況及び地下水水位	ごみ処理施設計画部及び事業実施区域周辺で利用されている井戸										
集水域の状況	対象事業実施区域										
調査期間等	<p>地下水水位の調査期間等は以下のとおりとする。</p> <p>調査期間等</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>調査期間等</th> </tr> <tr> <td>地下水の水位の状況(地下水の水位)</td> <td>年4回(春季、夏季、秋季、冬季の各1回)</td> </tr> </table>	項目	調査期間等	地下水の水位の状況(地下水の水位)	年4回(春季、夏季、秋季、冬季の各1回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下水の水位は、季節変動が考えられることから、四季に実施する。</li> </ul>					
項目	調査期間等										
地下水の水位の状況(地下水の水位)	年4回(春季、夏季、秋季、冬季の各1回)										

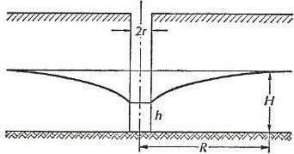
環境影響評価項目の区分	水象（地下水位（地下水の流れ））	
環境影響要因の区分	存在・供用時：施設の稼働	
環境影響評価を行う事業	ごみ処理施設	
項目	調査、予測及び評価の手法	選定理由
予測の基本的手法	<p>①予測項目 予測項目は、地下水の揚水による周辺地下水位及び流れへの影響とする。</p> <p>②予測方法 地下水水位及び流れの予測は、揚水による地下水低下や周辺への影響を、地質調査結果に基づき「新版 地下水調査法」（昭和58年、山本）に準じて、平衡式（完全不圧井）を用いて予測する。なお、必要に応じて揚水試験などで揚水による地下水水位低下の影響を詳細に検討する。</p> $K = \frac{Q(\ln R - \ln r)}{\pi(H^2 - h^2)} = \frac{0.732 Q(\log R - \log r)}{(H^2 - h^2)}$ 	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測項目は、地下水の揚水による影響を把握できる項目とする。</li> <li>予測方法は、地質調査結果から、揚水による周辺への地下水低下の影響を予測できる手法とする。この手法により想定した地下水状況を考慮し、必要に応じて揚水試験などを実施して、その結果から予測する。</li> </ul>
予測地域	予測地域は、調査地域と同様とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測地域は、地下水の揚水による影響が考えられる範囲とする。</li> </ul>
予測地点	予測地点は、対象事業実施区域及びその周辺で地下水を利用している地点とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域周辺において調査により地下水を利用していることが確認された地点とする。</li> </ul>
予測対象時期等	予測対象時期は、廃棄物の搬入量が安定し、施設が定常的に稼働する時点とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下水水位の変化は、揚水量に依存することから、施設の定常的な稼働状態で予測結果が代表できるものとする。</li> </ul>
評価の手法	<p>①環境影響の回避、<b>最小化</b>に係る評価 水象の評価に関しては、現況に対する影響の変化の程度を明確にし、地下水取水量の違い等の比較検討により本事業の実施が環境に与える影響についてどの程度回避、<b>最小化</b>、代償されるかを明確にする。</p>	

表 4-3-1-7(3) 水象に係る調査、予測及び評価の手法

環境影響評価項目の区分	水象（地下水水位（地下水の流れ））					
環境影響要因の区分	存在・供用時：施設の存在					
環境影響評価を行う事業	最終処分場					
項目	調査、予測及び評価の手法					
調査すべき情報の手法	調査すべき情報					
	項目	調査すべき情報				
	地下水の水位の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下水の水位</li> <li>地下水の賦存状況、流動状況</li> </ul>				
調査の基本的な手法	<p>調査は、既存資料又は現地調査により調査すべき情報を収集し、その結果を整理・解析する。</p> <p>調査の手法</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>調査手法</th> </tr> <tr> <td>地下水の水位の状況</td> <td>地下水の水位については、水位計による方法。地下水の賦存状況、流動状況については、地質調査で実施されるボーリング調査、水露頭調査等の調査結果を収集・整理する。</td> </tr> </table>	項目	調査手法	地下水の水位の状況	地下水の水位については、水位計による方法。地下水の賦存状況、流動状況については、地質調査で実施されるボーリング調査、水露頭調査等の調査結果を収集・整理する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の存在に先立ち、現況の地下水水位の状況を把握する。</li> <li>地下水水位の調査項目は、最終処分場の存在による地下水水位への影響範囲を検討できる項目とする。</li> <li>地下水の水位の状況は、対象事業実施区域及びその周辺において、既存資料等で現況が把握されていないことから、現地調査により把握する。</li> </ul>
項目	調査手法					
地下水の水位の状況	地下水の水位については、水位計による方法。地下水の賦存状況、流動状況については、地質調査で実施されるボーリング調査、水露頭調査等の調査結果を収集・整理する。					
調査地域	調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査地域は、最終処分場の存在による地下水への影響が考えられる範囲とする。</li> </ul>				
調査地点	地下水水位の調査地点は、 <b>図 4-3-1-4 に示す</b> 地質調査時に設置される観測孔（ボーリング孔）（ST. 2、ST. 3、ST. 4、ST. 5、ST. 6、ST. 7）及び事業実施区域周辺で利用されている井戸（ST. 1）とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下水水位の調査地点は、別途実施される対象事業実施区域における地質調査（ボーリング孔）地点及び既存資料及び聞き取り等により把握できた事業実施区域周辺で利用している井戸とする。</li> </ul>				
調査期間等	<p>地下水水位の調査期間等は以下のとおりとする。</p> <p>調査期間等</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>調査期間等</th> </tr> <tr> <td>地下水の水位の状況（地下水の水位）</td> <td>年 4 回（春季、夏季、秋季、冬季の各 1 回）</td> </tr> </table>	項目	調査期間等	地下水の水位の状況（地下水の水位）	年 4 回（春季、夏季、秋季、冬季の各 1 回）	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下水の水位は、季節変動が考えられることから、四季に実施する。</li> </ul>
項目	調査期間等					
地下水の水位の状況（地下水の水位）	年 4 回（春季、夏季、秋季、冬季の各 1 回）					
予測の基本的な手法	<p>①予測項目</p> <p>予測項目は、最終処分場の存在による対象事業実施区域周辺の地下水水位及び流れへの影響とする。</p> <p>②予測方法</p> <p>地下水水位及び地下水の流れの予測は、地質調査結果及び地下水水位観測結果と事業計画（掘削深度など）の重ね合わせによる地下水の水位、流れの変化を<b>できる限り定量的に</b>予測する手法とする。</p>					
		<ul style="list-style-type: none"> <li>予測項目は、最終処分場の存在による対象事業実施区域周辺地下水水位への影響を把握できる項目とする。</li> <li>予測方法は、地質調査結果から、周辺への地下水低下の影響を予測できる手法とする。</li> </ul>				
予測地域	予測地域は、調査地域と同様とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測地域は、最終処分場の存在による対象事業実施区域周辺地下水水位への影響が考えられる範囲とする。</li> </ul>				
予測地点	予測地点は、対象事業実施区域及びその周辺で地下水を利用している地点とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域周辺において調査により地下水を利用していることが確認されている地点とする。</li> </ul>				
予測対象時期等	予測対象時期は、施設の完成時とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下水水位の変化は、施設の完成時で予測結果が代表できるものとする。</li> </ul>				
評価の手法	<p>①環境影響の回避、<b>最小化</b>に係る評価</p> <p>水象の評価に関しては、現況に対する影響の変化の程度を明確にし、必要に応じて環境保全措置の実施の有無等の比較検討により本事業の実施が環境に与える影響についてどの程度回避、<b>最小化</b>、代償されるかを明確にする。</p>					

(8) 地盤沈下

地盤沈下に係る調査、予測及び評価の手法は、表 4-3-1-8 に示すとおりとする。

表 4-3-1-8(1) 地盤沈下に係る調査、予測及び評価の手法

環境影響評価項目の区分	地盤沈下							
環境影響要因の区分	存在・供用時：施設の稼働							
環境影響評価を行う事業	ごみ処理施設							
項目	調査、予測及び評価の手法	選定理由						
調査すべき情報の手法	調査すべき情報 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">調査すべき情報</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>調査すべき情報</th> </tr> <tr> <td>地下水位の状況</td> <td>地下水位の変化</td> </tr> </table>	調査すべき情報		項目	調査すべき情報	地下水位の状況	地下水位の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の供用に先立ち、現況の地下水水位の状況を把握する。</li> <li>地下水水位の状況は、対象事業実施区域及びその周辺において、既存資料等で現況が把握されていないことから、現地調査により把握する。</li> </ul>
	調査すべき情報							
項目	調査すべき情報							
地下水位の状況	地下水位の変化							
調査の基本的手法	<p>調査は、現地調査により調査すべき情報を収集し、その結果を整理・解析する。</p> <p>調査の手法</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>調査手法</th> </tr> <tr> <td>地下水位の状況</td> <td>地下水位観測孔における地下水位の経時変化を観測する方法</td> </tr> </table>	項目	調査手法	地下水位の状況	地下水位観測孔における地下水位の経時変化を観測する方法			
項目	調査手法							
地下水位の状況	地下水位観測孔における地下水位の経時変化を観測する方法							
調査地域	調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査地域は、地下水の揚水による影響が考えられる範囲とする。</li> </ul>						
調査地点	<p>調査地点は、<b>図 4-3-1-4 に示すとおり</b>対象事業実施区域内のごみ処理施設が計画されている丘陵部 (ST. 5) 及び最終処分場計画部 (ST. 2) において、地質調査時に設置される観測孔 (ボーリング孔) とする。</p> <p>現地調査地点</p> <table border="1"> <tr> <th>調査地点</th> <th>調査項目</th> </tr> <tr> <td>ごみ処理施設計画部及び最終処分場計画部</td> <td>地下水位</td> </tr> </table>	調査地点	調査項目	ごみ処理施設計画部及び最終処分場計画部	地下水位	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下水水位の調査地点は、別途実施される対象事業実施区域における地質調査 (ボーリング孔) 地点とする。</li> </ul>		
調査地点	調査項目							
ごみ処理施設計画部及び最終処分場計画部	地下水位							
調査期間等	<p>地盤沈下の調査期間等は以下のとおりとする。</p> <p>調査期間等</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>調査期間等</th> </tr> <tr> <td>地下水位の状況</td> <td>通年</td> </tr> </table>	項目	調査期間等	地下水位の状況	通年	<ul style="list-style-type: none"> <li>地盤沈下に対しては、地下水位変動の挙動を詳細にとらえる必要があることから、時期は通年 (自記計測) とする。</li> </ul>		
項目	調査期間等							
地下水位の状況	通年							
予測の基本的手法	<p>①予測項目</p> <p>予測項目は、地下水位変動の程度とする。</p> <p>②予測方法</p> <p>予測方法は、調査結果による丘陵部の地下水位変化と低地部の地下水位の変化の関係及び水象の項目で行う地下水位変化の予測結果から周辺地域での地盤沈下の可能性を判断する方法とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測項目は、地下水の揚水による地下水位低下により低地部地盤への影響を把握できる項目とする。</li> </ul>						
	予測地域		<p>予測地域は、調査地域と同様とする。</p>					
予測地点	<p>予測地点は、対象事業実施区域及びその周辺の低地部とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ処理施設供用時の揚水により、低地部で地下水位低下に伴う地盤沈下が発生する可能性があると考ええる。</li> </ul>						
予測対象時期等	<p>予測対象時期は、廃棄物の搬入量が安定し、施設が定常的に稼働する時点とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下水位の変化は、揚水量に依存することから、施設の定常的な稼働状態で予測結果が代表できるものと考ええる。</li> </ul>						
評価の手法	<p>①環境影響の回避、<b>最小化</b>に係る評価</p> <p>地盤沈下の評価に関しては、現況に対する影響の変化の程度を明確にし、地下水取水量の違い等の比較検討により本事業の実施が環境に与える影響についてどの程度回避、<b>最小化</b>、代償されるかを明確にする。</p>							

表 4-3-1-8(2) 地盤沈下に係る調査、予測及び評価の手法

環境影響評価項目の区分	地盤沈下					
環境影響要因の区分	存在・供用時：施設の存在					
環境影響評価を行う事業	最終処分場					
項目	調査、予測及び評価の手法	選定理由				
調査の手法	調査すべき情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工作物の出現に先立ち、盛土構造物や廃棄物最終処分場が施工される対象事業実施区域の地盤の状況を把握する。</li> </ul>				
	<table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>調査すべき情報</th> </tr> <tr> <td>地盤の状況</td> <td>基礎地盤、軟弱地盤の分布状況、土質の状況</td> </tr> </table>		項目	調査すべき情報	地盤の状況	基礎地盤、軟弱地盤の分布状況、土質の状況
項目	調査すべき情報					
地盤の状況	基礎地盤、軟弱地盤の分布状況、土質の状況					
調査の基本的手法	<p>調査は、当該地域で実施される地質調査結果を収集し、その結果を整理・解析する。</p> <p>地質調査の手法</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>調査手法</th> </tr> <tr> <td>地盤の状況</td> <td>基礎地盤、軟弱地盤の分布状況は、機械ボーリング試験、標準貫入試験による方法。土質の状況は、室内土質試験(物理、力学、圧密等)による方法。</td> </tr> </table>	項目	調査手法	地盤の状況	基礎地盤、軟弱地盤の分布状況は、機械ボーリング試験、標準貫入試験による方法。土質の状況は、室内土質試験(物理、力学、圧密等)による方法。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象事業実施区域内の盛土が計画されている箇所及び廃棄物埋立部を対象に、盛土荷重や廃棄物の荷重に対する沈下検討を実施するための基礎資料を把握する。</li> </ul>
	項目	調査手法				
地盤の状況	基礎地盤、軟弱地盤の分布状況は、機械ボーリング試験、標準貫入試験による方法。土質の状況は、室内土質試験(物理、力学、圧密等)による方法。					
調査地域	調査地域は、対象事業実施区域とする。					
調査地点	調査地点は、対象事業実施区域内の盛土構造物施工箇所及び埋立部とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査地点は、対象事業実施区域内で盛土構造物や廃棄物埋立の施工により地盤が沈下する可能性がある箇所を対象とする。</li> </ul>				
調査期間等	<p>地盤沈下の調査期間等は以下のとおりとする。</p> <p>調査期間等</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>調査期間等</th> </tr> <tr> <td>地盤の状況</td> <td>1回</td> </tr> </table>		項目	調査期間等	地盤の状況	1回
項目	調査期間等					
地盤の状況	1回					
予測の手法	<p>①予測項目</p> <p>予測項目は、盛土・廃棄物埋立による地盤沈下(沈下量及び沈下時間)の程度とする。</p> <p>②予測方法</p> <p>予測方法は、「道路土工 軟弱地盤対策工指針」(日本道路協会)に基づき以下に示す圧密沈下理論式とする。</p> $S_c = \frac{e_0 - e_1}{1 + e_0} \cdot H$ <p>ここに <math>e_0</math> : 圧密層の初期間げき比  <math>e_1</math> : 圧密層の圧密後間げき比  <math>H</math> : 圧密層の層厚 (cm)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予測項目は、盛土構造物や廃棄物埋立の加重による地盤への影響を把握できる項目とする。</li> </ul>				
	予測地域		予測地域は、調査地域と同様とする。			
予測地点	予測地点は、調査地点と同様とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予測地点は、対象事業実施区域内で盛土構造物や廃棄物埋立の施工により地盤が沈下する可能性がある箇所を対象とする。</li> </ul>				
予測対象時期等	予測対象時期は、施設が存在する時期とする。					
評価の手法	<p>①環境影響の回避、最小化に係る評価</p> <p>地盤沈下の評価に関しては、現況に対する影響の変化の程度を明確にし、必要に応じて環境保全措置(地盤改良など)の実施の有無等の比較検討により本事業の実施が環境に与える影響についてどの程度回避、最小化、代償されるかを明確にする。</p>					

(9) 土壌汚染

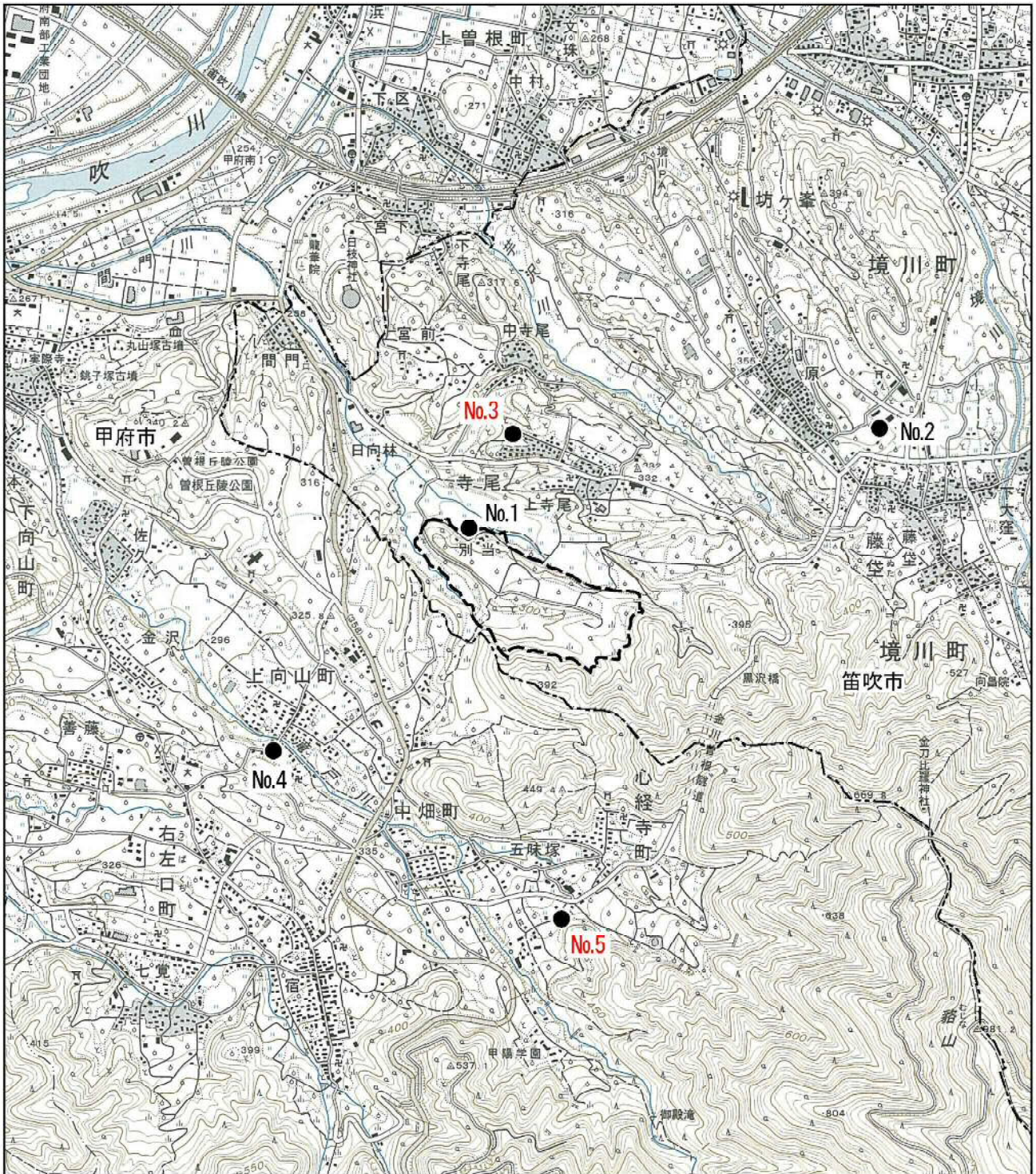
土壌汚染に係る調査、予測及び評価の手法は、表 4-3-1-9 に示すとおりとする。

表 4-3-1-9 土壌汚染に係る調査、予測及び評価の手法

環境影響評価項目の区分	土壌汚染													
環境影響要因の区分	存在・供用時：施設の稼働													
環境影響評価を行う事業	ごみ処理施設及び最終処分場													
項目	調査、予測及び評価の手法	選定理由												
調査すべき情報の手法	調査すべき情報は、土壌中のダイオキシン類とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の稼働に先立ち、現況の土壌汚染の状況を把握する。</li> <li>土壌汚染の状況は、環境基準が定められている項目のうち、土壌への蓄積性が高く、長期的な暴露による影響が考えられるダイオキシン類を対象とする。</li> </ul>												
調査の基本的手法	<p>調査は、現地調査により調査すべき情報を収集し、その結果を整理・解析する。</p> <p style="text-align: center;">現地調査の手法</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>調査手法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む)及び土壌汚染に係る環境基準について」(平成 11 年環境庁告示第 68 号)に準拠し、調査地点の土壌を採取し、持ち帰って分析する方法</td> </tr> </tbody> </table>	項目	調査手法	ダイオキシン類	「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む)及び土壌汚染に係る環境基準について」(平成 11 年環境庁告示第 68 号)に準拠し、調査地点の土壌を採取し、持ち帰って分析する方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>土壌汚染の調査は、法令等により定められた方法を踏まえた手法とする。</li> </ul>								
項目	調査手法													
ダイオキシン類	「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む)及び土壌汚染に係る環境基準について」(平成 11 年環境庁告示第 68 号)に準拠し、調査地点の土壌を採取し、持ち帰って分析する方法													
調査地域	調査地域は、煙突排ガス及び粉じんの飛散による影響が把握できる地点を含む対象事業実施区域及びその周辺とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>土壌汚染の状況は、施設の稼働に係る大気汚染と同様の範囲とする。</li> </ul>												
調査地点	<p>調査地点は、図 4-3-1-5 に示す計 5 地点とする。</p> <p style="text-align: center;">現地調査地点</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>調査地点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>No.1</td> <td>別当地区</td> </tr> <tr> <td>No.2</td> <td>藤堡地区</td> </tr> <tr> <td>No.3</td> <td>上寺尾地区</td> </tr> <tr> <td>No.4</td> <td>上向山地区</td> </tr> <tr> <td>No.5</td> <td>心経寺地区</td> </tr> </tbody> </table>	No.	調査地点	No.1	別当地区	No.2	藤堡地区	No.3	上寺尾地区	No.4	上向山地区	No.5	心経寺地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>土壌調査地点は、大気質と同様に影響を受ける恐れのある地域(住宅地周辺)を代表する地点とする。</li> </ul>
No.	調査地点													
No.1	別当地区													
No.2	藤堡地区													
No.3	上寺尾地区													
No.4	上向山地区													
No.5	心経寺地区													
調査期間等	<p>土壌の調査期間等は以下のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">調査期間等</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>調査期間等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>1 回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	調査期間等	ダイオキシン類	1 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査時期は、土壌汚染の特性から季節変動が考えられないため、土壌を採取しやすい時期に適宜実施する。</li> </ul>								
項目	調査期間等													
ダイオキシン類	1 回													
予測の基本的手法	<p>ア. <u>ごみ処理施設の稼働</u></p> <p>① <u>予測項目</u> 予測項目は、ごみ処理施設の稼働による煙突排ガスからの大気汚染物質(ダイオキシン類)の降下による影響とする。</p> <p>② <u>予測方法</u> 施設の稼働による大気汚染の予測結果を踏まえて土壌汚染に係る環境影響の程度を定性的に予測する手法とする。</p> <p>③ <u>その他条件</u> ごみ処理施設及び最終処分場の両施設に係る複合影響についても検討を行う。</p> <p>イ. <u>廃棄物の埋立</u></p> <p>① <u>予測項目</u> 予測項目は、最終処分場からの粉じん(ダイオキシン類)の飛散による影響とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測方法は、施設(ごみ処理施設、最終処分場)の稼働による大気汚染の影響について、大気拡散式を用いた定量的な予測を行うことから、その結果を踏まえて土壌への影響の程度を把握する手法とする。</li> </ul>												

環境影響評価項目の区分	土壌汚染					
環境影響要因の区分	存在・供用時：施設の稼働					
環境影響評価を行う事業	ごみ処理施設及び最終処分場					
項目	調査、予測及び評価の手法	選定理由				
	<p>②予測方法 施設の稼働（廃棄物の埋立）による粉じんの予測結果を踏まえて土壌汚染に係る環境影響の程度を定性的に予測する手法とする。</p> <p>③その他条件 ごみ処理施設及び最終処分場の両施設に係る複合影響についても検討を行う。</p>					
予測地域	予測地域は、施設の稼働による大気汚染と同様とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ処理施設の稼働に係る予測地域は、現時点で想定される最大着地地点を含む範囲とする。</li> <li>廃棄物の埋立に係る予測地域は、埋立機械の稼働による影響が想定される範囲とする。</li> </ul>				
予測地点	予測地域の中で施設の稼働に係る大気汚染の予測における最大着地地点出現地点とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の稼働に係る大気質の予測結果の最大値を予測地域の代表値として基準・目標との整合を評価することにより予測地域全体を評価することが可能と考える。</li> </ul>				
予測対象時期等	予測対象時期は、廃棄物の搬入量が安定し、施設が定常的に稼働する時点とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設からの排ガス量は、廃棄物の量や質によって変化するが、定常的な稼働状態の排ガス量で予測結果が代表できるものとする。</li> <li>廃棄物の埋立に伴う粉じんに係る予測は、季節別粉じん量を予測するものであることから、定常的な稼働状態で代表できるものとする。</li> </ul>				
評価の手法	<p>①環境影響の回避、<b>最小化</b>に係る評価 土壌汚染の評価に関しては、現況に対する影響の変化の程度を明確にし、ごみ処理施設及び最終処分場の施設の稼働における大気汚染の予測結果の違い等の比較検討により本事業の実施が環境に与える影響についてどの程度回避、<b>最小化</b>、代償されるかを明確にする。</p> <p>②環境の保全に関する施策との整合性に係る評価 「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）第 7 条に基づく環境基準と、予測結果との整合が図れているかについて評価する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>環境基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>1,000pg-TEQ/g</td> </tr> </tbody> </table>	項目	環境基準	ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダイオキシン類に係る土壌の一般環境中の濃度に対する基準として一般的に認められた基準は環境基準であることから、環境の保全に関する施策との整合性に係る評価においては環境基準を評価指標とする。なお、ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準の当てはめについては、地域の指定はなく、一律の値の当てはめである。</li> </ul>
項目	環境基準					
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g					





注1) 平成16年10月12日,平成18年8月1日に旧石和町、旧御坂町、旧宮町、旧八代町、旧境川村、旧春日居町、旧芦川村が合併し笛吹市となっている。  
 注2) 平成18年3月1日に旧甲府市、旧中道町、旧上九一色村の一部が合併し甲府市となっている。

凡 例	
	対象事業実施区域
	行政界
	土壌調査地点

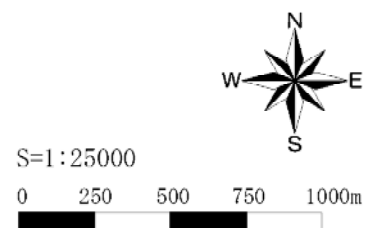


図4-3-1-5 土壌汚染の現地調査地点位置図

(10) 日照阻害

日照阻害に係る調査、予測及び評価の手法は、表 4-3-1-10 に示すとおりとする。

表 4-3-1-10 日照阻害の調査、予測及び評価の手法

環境影響評価項目の区分		日照阻害				
環境影響要因の区分		存在・供用時：施設の存在				
環境影響評価を行う事業		ごみ処理施設				
項目	調査、予測及び評価の手法		選定理由			
調査の手法	調査すべき情報	日照阻害の調査すべき情報は、次に示す項目とする。 ・ 地形、工作物の状況 ・ 土地利用の状況	・ 施設の存在に先立ち、現況の地形、工作物、土地利用の状況を把握する。			
	調査の基本的手法	調査は、資料調査及び現地踏査により調査すべき情報を収集し、その結果を整理・解析する。	・ 地形、工作物及び土地利用の状況は、既存の地形図や現地を踏査することによって把握できる。			
	調査地域	調査地域は、対象事業実施区域周辺の北側とする。	・ 調査地域は、施設（ごみ処理施設）の存在によって、日照阻害の影響が考えられる対象事業実施区域周辺の北側とする。			
	調査期間等	調査期間等は以下のとおりとする。 調査期間等 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>項目</th> <th>調査期間等</th> </tr> <tr> <td>地形、工作物の状況 土地利用の状況</td> <td>1 回</td> </tr> </table>	項目	調査期間等	地形、工作物の状況 土地利用の状況	1 回
項目	調査期間等					
地形、工作物の状況 土地利用の状況	1 回					
予測の手法	予測の基本的手法	①予測項目 予測項目は、ごみ処理施設の存在によって発生する日照阻害の状況とする。 ②予測方法 予測は、「環境アセスメントの技術」（（社）環境情報科学センター，1999 年）等に準拠し、太陽の方位、高度及び構造物高さとの関係から日影線の範囲を予測する手法とする。 ③その他条件 予測は、施設配置の違いによる複数の条件について比較検討を行う。	・ 予測方法は、施設（ごみ処理施設）の存在によって、日影ができる範囲・時間を定量的に把握する手法とする。			
	予測地域	予測地域は、調査地域と同様とする。	・ 予測地域は、調査範囲と同様な範囲とすることで、日照阻害の影響を予測できると考える。			
	予測対象時期等	予測対象時期は、新たな工作物が存在する時点とする。	・ 施設（工作物）の存在を予測対象とするので、施設が存在する時期を代表できるものとする。			
評価の手法	①環境影響の回避、 <b>最小化</b> に係る評価 日照阻害の評価に関しては、現況に対する影響の変化の程度を明確にし、施設配置の違い等の比較検討により本事業の実施が環境に与える影響についてどの程度回避、 <b>最小化</b> 、代償されるかを明確にする。					

4.3.3 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として

調査、予測及び評価されるべき項目

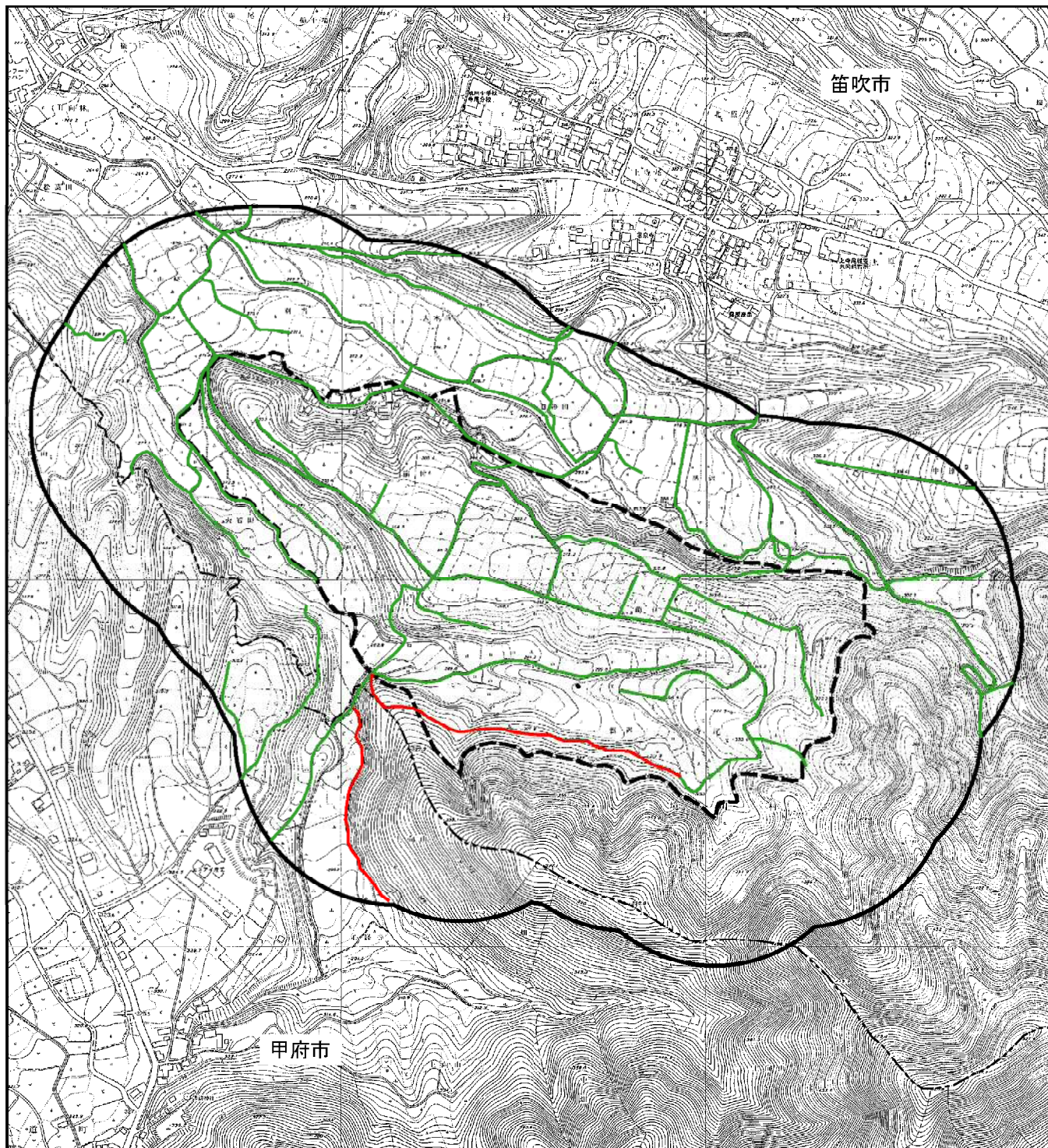
(1) 陸上植物

陸上植物に係る調査、予測及び評価の手法は、表 4-3-2-1 に示すとおりとする。

表 4-3-2-1 陸上植物の調査、予測及び評価の手法

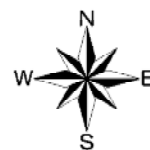
環境影響評価項目の区分	陸上植物	
環境影響要因の区分	工事時：造成等の施工による一時的な影響 存在・供用時：施設の存在	
環境影響評価を行う事業	ごみ処理施設及び最終処分場	
項目	調査、予測及び評価の手法	選定理由
調査すべき情報の手法	陸上植物について、調査すべき情報は、次の項目とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>植物相(種子植物、シダ植物の種類、分布状況)</li> <li>植生(現存植生の種類、種構成、構造及び分布状)</li> <li>保全すべき植物種、植物群落の生育状況(保全すべき植物種、植物群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>造成等の施工及び施設の存在に先立ち、現況の対象事業実施区域及び周辺の植物相、現存植生及び保全すべき植物種、植物群落を把握する。</li> </ul>
調査の基本的な手法	調査は、現地調査により調査すべき情報を収集し、その結果を整理・解析する。	
	現地調査の手法	
	項目	調査手法
	植物相、保全すべき植物種	<ul style="list-style-type: none"> <li>植物相については、現地踏査により、シダ植物以上の高等植物を目視観察し、出現種を記録する。現地において同定が困難な種については、標本を持ち帰り、室内にて同定する。</li> <li>保全すべき植物種については、植物相調査において、「文化財保護法」、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の法令、及び「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物—レッドデータブック 8 植物 I (維管束植物)」(環境庁, 2000 年)、「2005 山梨県レッドデータブック—山梨県の絶滅のおそれのある野生生物—」(山梨県, 2005 年)、「山梨の植物誌」(1981 年)の文献に基づき、保全すべき植物種を選定し、生育位置及び生育状況等を記録する。</li> </ul>
	植生、保全すべき植物群落	<ul style="list-style-type: none"> <li>植生については、植物社会学的植生調査法(Braun-Blanquet 1964)によるものとし、現地踏査により植物群落を目視観察し、記録する。群落区分はテーブル処理法(Mueller-Dombois and Ellenberg 1974)により行う。また、現存植生図は現地にて植物群落の優占種の相観をもとに地形図に描く。室内作業にて、現地で描いた原図を、植生調査から得られた群落区分の結果により整理し完成する。</li> <li>保全すべき植物群落については、植生調査において植生自然度 10 及び 9 (自然植生)、国、県、市町村の天然記念物に指定されている植物群落、「特定植物群落選定基準(環境庁, 1983 年)」にあてはまる植物群落に基づき、保全すべき植物群落を選定し、生育位置及び生育状況を記録する。</li> </ul>
調査地域	調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺 200m の範囲を基本とし、地形や集水域を考慮した範囲を設定する(図 4-3-2-1 参照)。	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査地域は、樹木の伐採等による日照条件の変化、水分条件の変化が及ぶ地域を包括する範囲とする。</li> </ul>
調査地点	植物相調査の調査経路は、対象事業実施区域及びその周辺の植物種の生育環境(耕作地、樹林地等)を勘察し、図 4-3-2-1 に示す基本踏査経路を基に踏査経路を設定する。 植生調査の調査地点は、調査範囲に分布する全ての群落に対して、各 1~2 地点程度を想定する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査経路及び調査地点は、調査地域の植物相・植生の特性が把握できる経路及び地点とする。</li> </ul>

環境影響評価項目の区分	陸上植物							
環境影響要因の区分	工事時：造成等の施工による一時的な影響 存在・供用時：施設の使用							
環境影響評価を行う事業	ごみ処理施設及び最終処分場							
項目	調査、予測及び評価の手法	選定理由						
調査期間等	陸上植物の調査期間等は以下のとおりとする。 調査期間等 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>項目</td> <td>調査期間等</td> </tr> <tr> <td>植物相</td> <td>年4回(早春、春季、夏季、秋季)</td> </tr> <tr> <td>植生</td> <td>年1回(夏季)</td> </tr> </table>	項目	調査期間等	植物相	年4回(早春、春季、夏季、秋季)	植生	年1回(夏季)	<ul style="list-style-type: none"> <li>植物相の調査時期は、種によって確認適期が異なるため、早春から秋の間とする。</li> <li>植生の調査時期は多くの植物が繁茂する夏季とする。</li> </ul>
項目	調査期間等							
植物相	年4回(早春、春季、夏季、秋季)							
植生	年1回(夏季)							
予測の基本的な手法	<p>①予測項目(工事時) 予測項目は、造成等の土地の改変による保全すべき植物種及び群落への影響の有無及びその程度とする。</p> <p>(存在・供用時) 予測項目は、改変後の地形・樹木伐採後の状態における保全すべき植物種及び群落への影響の有無及びその程度とする。</p> <p>②予測方法 保全すべき植物種及び群落の生育分布域を把握し、生育環境の改変の程度を勘案し、事例の引用や解析による手法とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測項目は、保全すべき植物種及び群落に及ぼす直接的な影響、間接的な影響を把握できる項目とする。</li> </ul>						
予測地域	予測地域は、調査地域と同じとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測地域は、調査地域と同様な範囲とすることで、陸上植物への影響を予測できると考える。</li> </ul>						
予測対象時期等	<p>(工事時) 予測対象時期は、造成工事等により改変区域が最大となる時期とする。</p> <p>(存在・供用時) 予測対象時期は、改変後の地形・樹木伐採後の状態が安定する時期とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保全すべき植物種及び群落に対し、直接的な改変が行われる造成工事の時期、間接的な影響を及ぼす改変後の地形・樹木伐採後の状態が安定する時期で代表できるものとする。</li> </ul>						
評価の手法	<p>①環境影響の回避、<b>最小化</b>に係る評価</p> <p>陸上植物の評価に関しては、現況に対する影響の変化の程度を明確にし、必要に応じて改変区域の変更、保全すべき植物種及び群落の移植など実行可能な環境保全措置の比較検討により本事業の実施が環境に与える影響についてどの程度回避、<b>最小化</b>、代償されるかを明確にする。</p>							



- 注1) 平成16年10月12日,平成18年8月1日に旧石和町、旧御坂町、旧 宮町、旧八代町、旧境川村、旧春日居町、旧芦川村が合併し笛吹市となっている。
- 注2) 平成18年3月1日に旧甲府市、旧中道町、旧上九一色村の一部が合併し甲府市となっている。
- 注3) 図中に記載の対象事業実施区域は方法書段階の想定範囲であり、今後若干変更される可能性がある。

凡 例	
	対象事業実施区域
	行政界
	調査範囲
	基本踏査経路



S=1:8,000  
0 50 100 150 200m

図4-3-2-1 陸上植物の現地調査範囲図

(2) 陸上動物

陸上動物に係る調査、予測及び評価の手法は、表 4-3-2-2 に示すとおりとする。

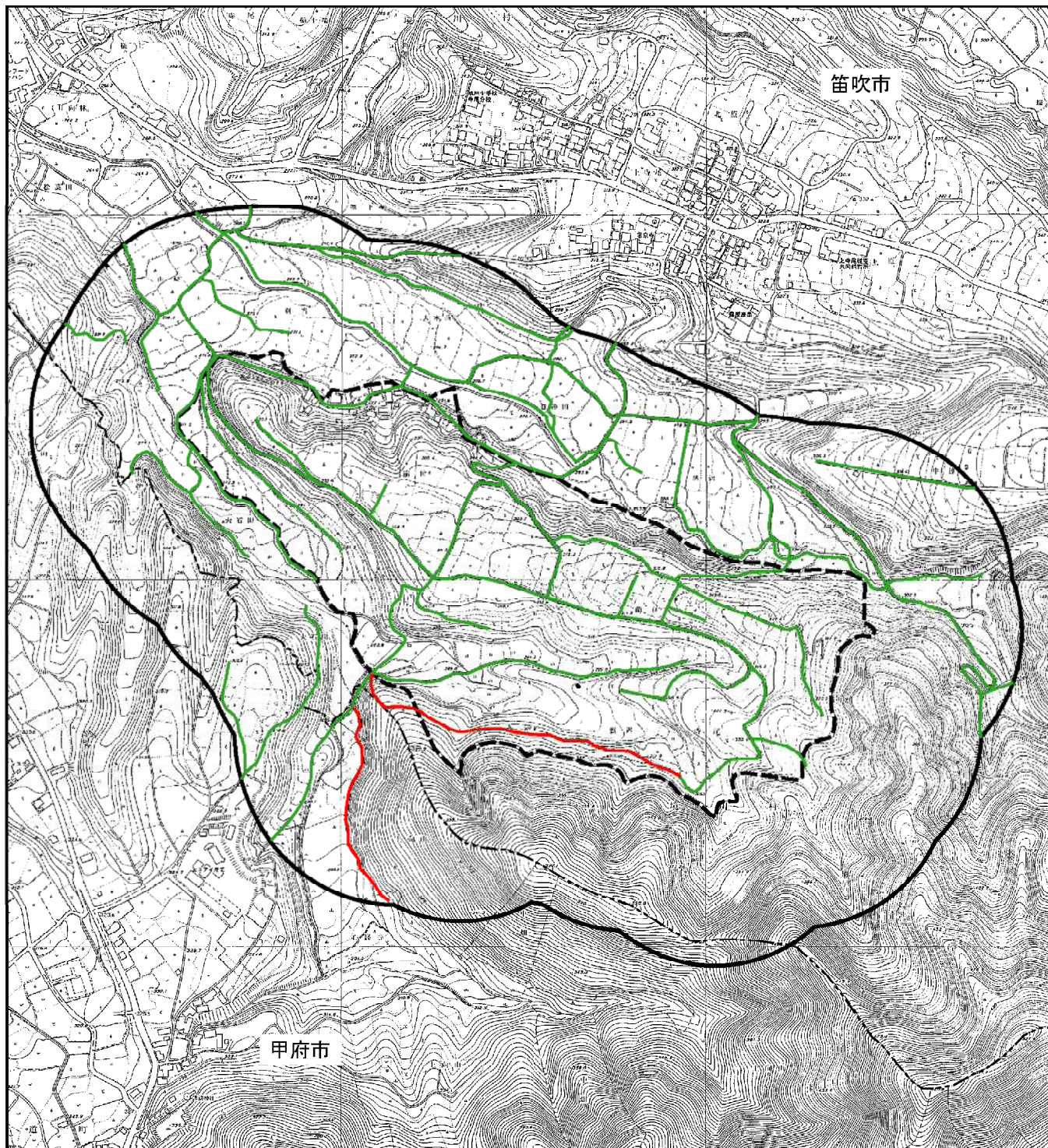
表 4-3-2-2 陸上動物の調査、予測及び評価の手法

環境影響評価項目の区分	陸上動物														
環境影響要因の区分	工事時：造成等の施工による一時的な影響、建設機械の稼働、資機材の運搬車両の走行 存在・供用時：施設の存在、施設の稼働、廃棄物運搬車両の走行														
環境影響評価を行う事業	ごみ処理施設及び最終処分場														
項目	調査、予測及び評価の手法	選定理由													
調査すべき情報の手法	陸上動物について、調査すべき情報は、次の項目とする。 ・ 動物相(哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類の種類及び生息状況) ・ 保全すべき動物種(上記陸上動物の保全すべき動物種の分布、生息の状況及び生息環境の状況)	・ 造成等の施工及び施設の存在に先立ち、現況の対象事業実施区域及び周辺の動物相及び保全すべき動物種を把握する。													
調査の基本的な手法	調査は、現地調査により調査すべき情報を収集し、その結果を整理・解析する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存資料調査では、対象事業実施区域及びその周辺の動物相の状況が十分に把握されていないことから現地調査により把握する。</li> <li>陸上動物の調査は、「山梨県環境影響評価等技術指針」(山梨県、平成 11 年)に示された方法を基に、「自然環境アセスメント技術マニュアル」(自然環境アセスメント研究会編, 1995 年)等で示された手法とする。</li> <li>保全すべき動物種は、動物相調査と兼ねるものとし、確認された場合には生息位置及び生息状況を記録する。</li> </ul>													
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">現地調査の手法</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>調査手法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">動物相</td> <td>哺乳類</td> <td>任意踏査(目撃法、フィールドサイン法) トラップ調査(シャーマントラップ)</td> </tr> <tr> <td>鳥類</td> <td>ラインセンサス調査 定点センサス調査 任意踏査 夜間調査(夜行性鳥類を対象とした任意踏査)</td> </tr> <tr> <td>爬虫類 両生類</td> <td>任意踏査(目撃法、フィールドサイン法)</td> </tr> <tr> <td>昆虫類</td> <td>任意踏査(スィーピング及びビーティングによる直接採取、目撃法) トラップ調査(バイトトラップ、ライトトラップ)</td> </tr> <tr> <td>保全すべき動物種</td> <td>保全すべき動物種については、動物相調査において、「文化財保護法」、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の法令、及び「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物—レッドデータブック 1 哺乳類」(環境省, 2002 年)等、「2005 山梨県レッドデータブック—山梨県の絶滅のおそれのある野生生物—」(山梨県, 2005 年)の文献に基づき、保全すべき動物種を選定し、生息位置及び生息状況等を記録する。 希少猛禽類については、動物相の調査において、生息が確認又は繁殖に係る行動が得られた場合には、必要に応じて「猛禽類保護の進め方」(環境庁, 1996 年)にならい、調査を実施することとする。</td> </tr> </tbody> </table>		現地調査の手法		項目	調査手法	動物相	哺乳類	任意踏査(目撃法、フィールドサイン法) トラップ調査(シャーマントラップ)	鳥類	ラインセンサス調査 定点センサス調査 任意踏査 夜間調査(夜行性鳥類を対象とした任意踏査)	爬虫類 両生類	任意踏査(目撃法、フィールドサイン法)	昆虫類	任意踏査(スィーピング及びビーティングによる直接採取、目撃法) トラップ調査(バイトトラップ、ライトトラップ)
現地調査の手法															
項目	調査手法														
動物相	哺乳類	任意踏査(目撃法、フィールドサイン法) トラップ調査(シャーマントラップ)													
	鳥類	ラインセンサス調査 定点センサス調査 任意踏査 夜間調査(夜行性鳥類を対象とした任意踏査)													
	爬虫類 両生類	任意踏査(目撃法、フィールドサイン法)													
	昆虫類	任意踏査(スィーピング及びビーティングによる直接採取、目撃法) トラップ調査(バイトトラップ、ライトトラップ)													
保全すべき動物種	保全すべき動物種については、動物相調査において、「文化財保護法」、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の法令、及び「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物—レッドデータブック 1 哺乳類」(環境省, 2002 年)等、「2005 山梨県レッドデータブック—山梨県の絶滅のおそれのある野生生物—」(山梨県, 2005 年)の文献に基づき、保全すべき動物種を選定し、生息位置及び生息状況等を記録する。 希少猛禽類については、動物相の調査において、生息が確認又は繁殖に係る行動が得られた場合には、必要に応じて「猛禽類保護の進め方」(環境庁, 1996 年)にならい、調査を実施することとする。														
調査地域	調査地域は対象事業実施区域及びその周辺 200m の範囲を基本とし、地形や集水域を考慮した範囲を設定する。なお、現地調査時に確認された保全すべき動物種の行動範囲がこれを超えた場合は、適宜、調査範囲を拡大する(図 4-3-2-2 参照)。	・ 調査地域は、土地の改変に伴う周辺地域への影響も十分考慮した範囲とする。													

環境影響評価項目の区分	陸上動物		
環境影響要因の区分	工事時：造成等の施工による一時的な影響、建設機械の稼働、資機材の運搬車両の走行 存在・供用時：施設の使用、施設の稼働、廃棄物運搬車両の走行		
環境影響評価を行う事業	ごみ処理施設及び最終処分場		
項目	調査、予測及び評価の手法	選定理由	
調査地点	調査地点は、陸上動物の生息可能な地点及び採餌等のための移動経路と考えられる地点とする。 現地調査地点		
	項目	調査手法	調査地点
	哺乳類	任意踏査	対象事業実施区域及びその周辺の動物種の生息環境（耕作地、樹林地等）を勘案し、図 4-3-2-2 に示す基本踏査経路を基に踏査経路を設定する。
		トラップ調査	生息環境の異なる 5 地点で各 20 個設置する。
	鳥類	ラインセンサス調査	対象事業実施区域及びその周辺の生息環境を勘案し、4 ルートを設定する。
		定点センサス調査	調査地域内の見通しの良い 2 地点を設定する。
		任意踏査	哺乳類の任意踏査と同じ。
	爬虫類	任意踏査	哺乳類の任意踏査と同じ。
	両生類	任意踏査	哺乳類の任意踏査と同じ。
	昆虫類	任意踏査	哺乳類の任意踏査と同じ。
ベイトトラップ調査		生息環境の異なる 5 地点で各 20 個設置する。	
ライトトラップ調査		耕作地、林縁部の計 5 地点を設置する。	
調査期間等	陸上動物の調査期間等は以下のとおりとする。 調査期間等		
項目	調査期間等		
哺乳類	年 4 回(春季、夏季、秋季、冬季)		
鳥類	年 4 回(春季、初夏、秋季、冬季)		
爬虫類	年 3 回(春季、夏季、秋季)		
両生類	年 4 回(早春、春季、夏季、秋季)		
昆虫類	年 3 回(春季、夏季、秋季)		
予測の基本的手法	<p>①予測項目 (工事時) 予測項目は、造成等の土地の改変による保全すべき動物種への影響の有無及びその程度とする。 さらに、建設機械の稼働に伴う騒音、振動、資機材の運搬車両の走行に伴う騒音、振動、ロードキルによる保全すべき動物種への影響の有無及びその程度とする。 (存在・供用時) 予測項目は、改変後の地形・樹木伐採後の状態における保全すべき動物種への影響の有無及びその程度とする。 さらに、施設の稼働に伴う騒音、振動、廃棄物運搬車両の走行に伴う騒音、振動、ロードキルによる保全すべき動物種への影響の有無及びその程度とする。</p> <p>②予測方法 保全すべき動物種の生息分布域を把握し、生息環境の改変の程度を勘案し、事例の引用や解析による手法とする。 また、建設機械の稼働、資機材運搬車両の走行、施設の稼働、廃棄物運搬車両の走行による影響については、「騒音」、「振動」における予測結果と、保全すべき動物種の生息位置、生息状況等を重ね合わせるにより予測する。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査地域の生息環境の違いを勘案し、動物相が適切かつ効果的に把握できる経路及び地点とする。</li> <li>調査期間は、季節による移動特性や捕獲適期を勘案し、調査地域の動物相が適切かつ効果的に把握できる時期とする。</li> <li>予測項目は、保全すべき動物種の生息に及ぼす直接的な影響、間接的な影響を把握できる項目とする。</li> </ul>		

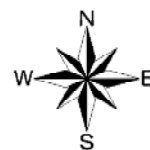
環境影響評価項目の区分	陸上動物	
環境影響要因の区分	工事時：造成等の施工による一時的な影響、建設機械の稼働、資機材の運搬車両の走行 存在・供用時：施設の使用、施設の稼働、廃棄物運搬車両の走行	
環境影響評価を行う事業	ごみ処理施設及び最終処分場	
項目	調査、予測及び評価の手法	選定理由
予測地域	予測地域は、調査地域と同じとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測地域は、調査地域と同様な範囲とすることで、陸上動物への影響を予測できると考える。</li> </ul>
予測対象時期等	<p>(工事時) 予測対象時期は、造成工事等により変更区域が最大となる時期とする。また、建設機械の稼働が最大となる時期、資材等の運搬車両の交通量が最大となる時期とする。</p> <p>(存在・供用時) 予測対象時期は、変更後の地形・樹木伐採後の状態が安定する時期とする。また、施設の稼働、廃棄物運搬車両の走行に係る影響については、廃棄物の搬入量が安定し、施設が定常的に稼働する時期とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保全すべき動物種に対し、直接的な変更が行われる造成工事の時期、間接的な影響を及ぼす変更後の地形・樹木伐採後の状態が安定する時期で代表できるものとする。</li> </ul>
評価の手法	<p>①環境影響の回避、<b>最小化</b>に係る評価</p> <p>陸上動物の評価に関しては、現況に対する影響の変化の程度を明確にし、必要に応じて変更区域の変更、保全すべき動物種の移殖など実行可能な環境保全措置の比較検討により本事業の実施が環境に与える影響についてどの程度回避、<b>最小化</b>、代償されるかを明確にする。</p>	





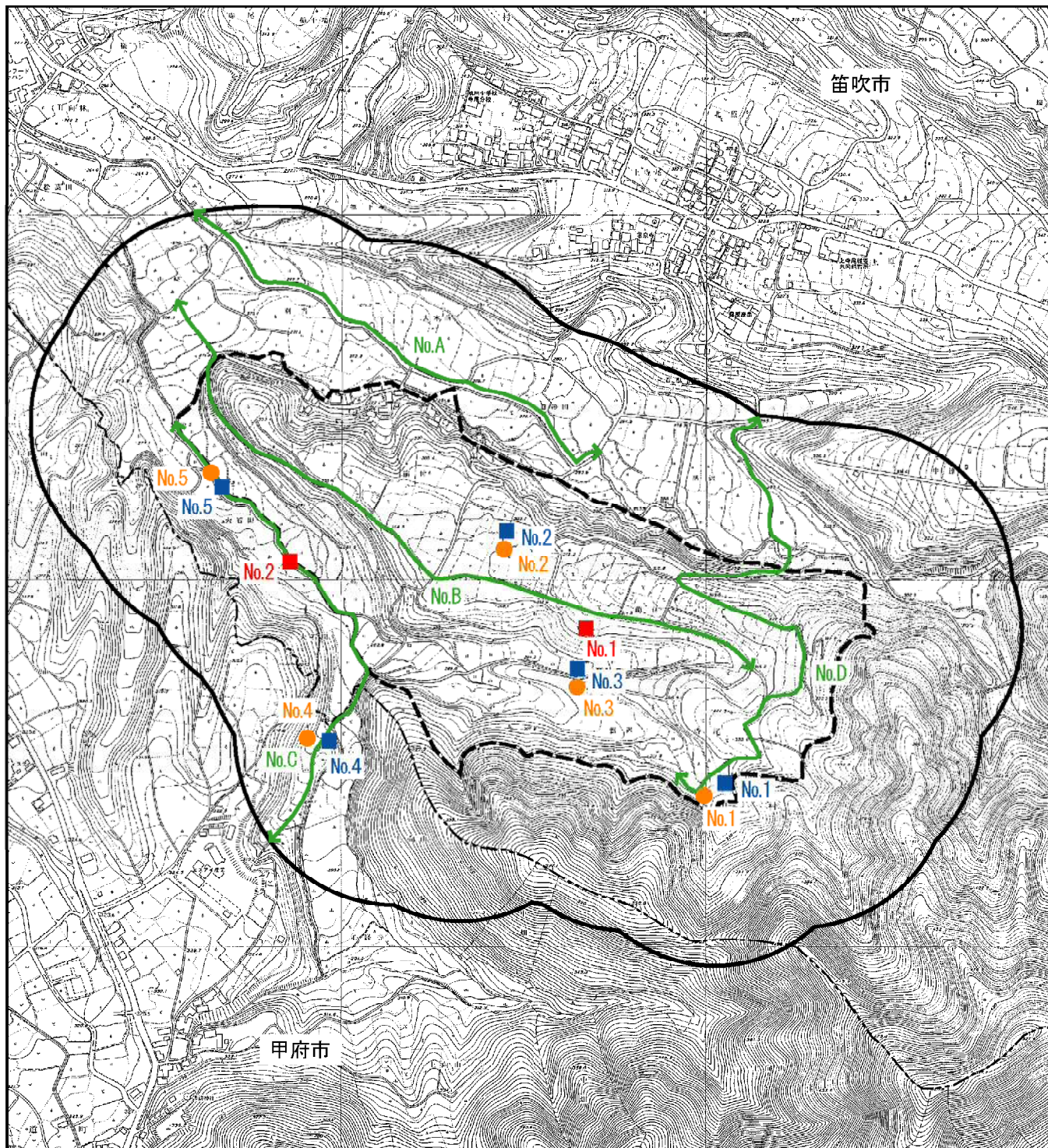
- 注1) 平成16年10月12日,平成18年8月1日に旧石和町、旧御坂町、旧 宮町、旧八代町、旧境川村、旧春日居町、旧芦川村が合併し笛吹市となっている。
- 注2) 平成18年3月1日に旧甲府市、旧中道町、旧上九一色村の一部が合併し甲府市となっている。
- 注3) 図中に記載の対象事業実施区域は方法書段階の想定範囲であり、今後若干変更される可能性がある。

凡 例	
	対象事業実施区域
	行政界
	調査範囲
	基本踏査経路



S=1:8,000  
0 50 100 150 200m

図4-3-2-2 陸上動物の現地調査範囲図



注1) 平成16年10月12日,平成18年8月1日に旧石和町、旧御坂町、旧 宮町、旧八代町、旧境川村、旧春日居町、旧芦川村が合併し笛吹市となっている。  
 注2) 平成18年3月1日に旧甲府市、旧中道町、旧上九一色村の一部が合併し甲府市となっている。  
 注3) 図中に記載の対象事業実施区域は方法書段階の想定範囲であり、今後若干変更される可能性がある。

凡		例	
	対象事業実施区域		昆虫類ライトトラップ
	行政界		
	調査範囲		
	鳥類ラインセンサス		
	鳥類定点センサス		
	哺乳類トラップ、昆虫類ライトトラップ		



S=1:8,000  
 0 50 100 150 200m

図4-3-2-3 陸上動物の現地調査地点図

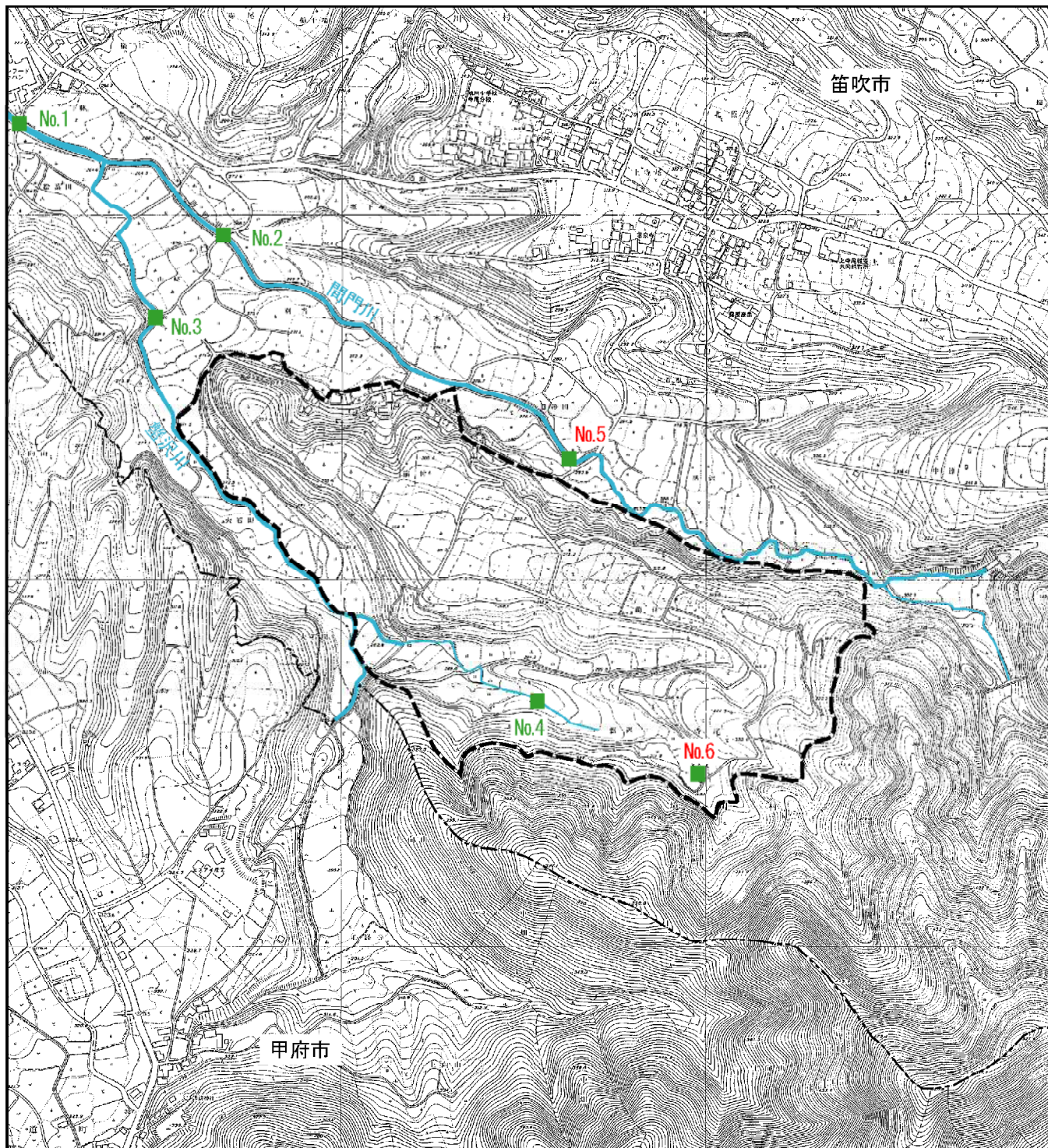
(3) 水生生物

水生生物に係る調査、予測及び評価の手法は、表 4-3-2-3 に示すとおりとする。


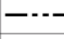

表 4-3-2-3 水生生物の調査、予測及び評価の手法

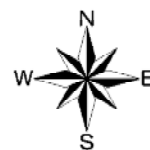
環境影響評価項目の区分	水生生物															
環境影響要因の区分	工事時：造成等の施工による一時的な影響 存在・供用時：施設が存在															
環境影響評価を行う事業	ごみ処理施設及び最終処分場															
項目	調査、予測及び評価の手法	選定理由														
調査すべき情報の手法	水生生物について、調査すべき情報は次の項目とする。 ・ 水生生物相(付着藻類、魚類、底生動物の種類、生育・生息状況) ・ 保全すべき水生生物種(上記水生生物の保全すべき水生生物種の分布、生育・生息の状況及び生育・生息環境の状況)	・ 造成等の施工及び施設の存在に先立ち、現況の対象事業実施区域及び周辺の水生生物相及び保全すべき水生生物種の状況を把握する。														
調査の基本的な手法	調査は、現地調査により調査すべき情報を収集し、その結果を整理・解析する。  現地調査の手法 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>調査手法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">水生生物相</td> <td>付着藻類</td> <td>コドラート法</td> </tr> <tr> <td>魚類</td> <td>直接観察法、任意捕獲法</td> </tr> <tr> <td>底生動物</td> <td>コドラート法、任意捕獲法</td> </tr> <tr> <td>保全すべき水生生物種</td> <td colspan="2">保全すべき水生生物種については、水生生物相調査において、「文化財保護法」、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の法令、及び「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物—レッドデータブック 4 汽水・淡水魚類」(環境省, 2003 年)等、「2005 山梨県レッドデータブック—山梨県の絶滅のおそれのある野生生物—」(山梨県, 2005 年)の文献に基づき、保全すべき水生生物種を選定し、生育・生息位置及び生育・生息状況等を記録する。 <b>また、水生生物調査時には、両生類・爬虫類も併せて把握する。</b></td> </tr> </tbody> </table>	項目		調査手法	水生生物相	付着藻類	コドラート法	魚類	直接観察法、任意捕獲法	底生動物	コドラート法、任意捕獲法	保全すべき水生生物種	保全すべき水生生物種については、水生生物相調査において、「文化財保護法」、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の法令、及び「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物—レッドデータブック 4 汽水・淡水魚類」(環境省, 2003 年)等、「2005 山梨県レッドデータブック—山梨県の絶滅のおそれのある野生生物—」(山梨県, 2005 年)の文献に基づき、保全すべき水生生物種を選定し、生育・生息位置及び生育・生息状況等を記録する。 <b>また、水生生物調査時には、両生類・爬虫類も併せて把握する。</b>		・ 既存資料調査では、対象事業実施区域及びその周辺の水生生物相の状況が十分に把握されていないことから現地調査により把握する。 ・ 水生生物の調査は、「山梨県環境影響評価等技術指針」(山梨県, 平成 11 年)に示された方法を基に、「自然環境アセスメント技術マニュアル」(自然環境アセスメント研究会編, 1995 年)等で示された手法とする。 ・ 保全すべき水生生物種は、水生生物相調査と兼ねるものとし、確認された場合には生育・生息位置及び生育・生息状況を記録する。	
項目		調査手法														
水生生物相	付着藻類	コドラート法														
	魚類	直接観察法、任意捕獲法														
	底生動物	コドラート法、任意捕獲法														
保全すべき水生生物種	保全すべき水生生物種については、水生生物相調査において、「文化財保護法」、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の法令、及び「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物—レッドデータブック 4 汽水・淡水魚類」(環境省, 2003 年)等、「2005 山梨県レッドデータブック—山梨県の絶滅のおそれのある野生生物—」(山梨県, 2005 年)の文献に基づき、保全すべき水生生物種を選定し、生育・生息位置及び生育・生息状況等を記録する。 <b>また、水生生物調査時には、両生類・爬虫類も併せて把握する。</b>															
調査地域	調査地域は、造成等による土地の改変、工事に伴う濁水、土地利用の変化に伴い水象の変化が考えられる対象事業実施区域及びその周辺の間門川、蟹沢川の流域とする。	・ 調査地域は、土地の改変に伴う周辺地域への影響も十分考慮した範囲とする。														
調査地点	調査地点は、図 4-3-2-4 に示す計 6 地点とする。  現地調査地点 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>調査地点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>No.1</td> <td>間門川下流(蟹沢川合流後)</td> </tr> <tr> <td>No.2</td> <td>間門川上流</td> </tr> <tr> <td>No.3</td> <td>蟹沢川下流</td> </tr> <tr> <td>No.4</td> <td>蟹沢川上流(対象事業実施区域内)</td> </tr> <tr> <td>No.5</td> <td>間門川上流</td> </tr> <tr> <td>No.6</td> <td>南東側の湿地</td> </tr> </tbody> </table>	No.	調査地点	No.1	間門川下流(蟹沢川合流後)	No.2	間門川上流	No.3	蟹沢川下流	No.4	蟹沢川上流(対象事業実施区域内)	No.5	間門川上流	No.6	南東側の湿地	・ 調査地域の生育・生息の違いを勘案し、水生生物相が適切かつ効果的に把握できる地点とする。
No.	調査地点															
No.1	間門川下流(蟹沢川合流後)															
No.2	間門川上流															
No.3	蟹沢川下流															
No.4	蟹沢川上流(対象事業実施区域内)															
No.5	間門川上流															
No.6	南東側の湿地															
調査期間等	水生生物の調査期間等は、年 4 回(春季、夏季、秋季、冬季)とする。	・ 調査期間は、調査地域の水生生物相が適切かつ効果的に把握できる時期とする。														

環境影響評価項目の区分	水生生物	
環境影響要因の区分	工事時：造成等の施工による一時的な影響 存在・供用時：施設の使用	
環境影響評価を行う事業	ごみ処理施設及び最終処分場	
項目	調査、予測及び評価の手法	選定理由
予測の基本的手法	<p>①予測項目 (工事時) 予測項目は、造成等の土地の改変、濁水の発生による保全すべき水生生物種への影響の有無及びその程度とする。</p> <p>(存在・供用時) 予測項目は、水象の変化による保全すべき水生生物種への影響の有無及びその程度とする。</p> <p>②予測方法 保全すべき水生生物種の生育・生息分布域を把握し、生育・生息環境の改変の程度を勘案し、事例の引用や解析による手法とする。 また、濁水の発生、水象の変化による影響については、「水質汚濁」、「水象」における予測結果と、保全すべき水生生物種の生育・生息位置、生育・生息状況等を重ね合わせるにより予測する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測項目は、保全すべき水生生物種の生育・生息に及ぼす直接的な影響、間接的な影響を把握できる項目とする。</li> </ul>
予測地域	予測地域は、調査地域と同じとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測地域は、調査範囲と同様な範囲とすることで、水生生物への影響を予測できると考える。</li> </ul>
予測対象時期等	<p>(工事時) 予測対象時期は、造成工事等により改変区域が最大となる時期とする。</p> <p>(存在・供用時) 予測対象時期は、改変後の地形・樹木伐採後の状態が安定する時期とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保全すべき水生生物種に対し、直接的な改変が行われる造成工事の時期、間接的な影響を及ぼす改変後の地形・樹木伐採後の状態が安定する時期で代表できるものと考えられる。</li> </ul>
評価の手法	<p>①環境影響の回避、<b>最小化</b>に係る評価</p> <p>水生生物の評価に関しては、現況に対する影響の変化の程度を明確にし、必要に応じて改変区域の変更、保全すべき種の移植など実行可能な環境保全措置の比較検討により本事業の実施が環境に与える影響についてどの程度回避、<b>最小化</b>、代償されるかを明確にする。</p>	



- 注1) 平成16年10月12日,平成18年8月1日に旧石和町,旧御坂町,旧宮町,旧八代町,旧境川村,旧春日居町,旧芦川村が合併し笛吹市となっている。
- 注2) 平成18年3月1日に旧甲府市,旧中道町,旧上九一色村の一部が合併し甲府市となっている。
- 注3) 図中に記載の対象事業実施区域は方法書段階の想定範囲であり,今後若干変更される可能性がある。

凡 例	
	対象事業実施区域
	行政界
	水生生物調査地点



S=1:8,000  
0 50 100 150 200m

図4-3-2-4 水生生物の現地調査地点図

(4) 生態系

生態系に係る調査、予測及び評価の手法は、表 4-3-2-4 に示すとおりとする。

表 4-3-2-4 生態系の調査、予測及び評価の手法

環境影響評価項目の区分	生態系	
環境影響要因の区分	工事時：造成等の施工による一時的な影響 存在・供用時：施設の使用	
環境影響評価を行う事業	ごみ処理施設及び最終処分場	
項目	調査、予測及び評価の手法	選定理由
調査すべき情報の手法	生態系について、調査すべき情報は次の項目とする。 ・ 生態系の要素(気候、地形・地質、水象、植生、動植物等の生態系を構成する重要な要素) ・ 生態系の機能(生物の生息・生育地、水源涵養、水質浄化、浸食防止等の生態系の果たす主要な機能)	・ 造成等の施工及び施設の使用に先立ち、現況の対象事業実施区域及び周辺の生態系の状況を把握する。
調査の基本的な手法	調査は、「陸上植物」、「陸上動物」、「水生生物」等に関する現地調査により調査すべき情報を収集し、その結果を整理・解析する。	・ 対象事業実施区域周辺は、現在、田畑、果樹園等の農地及び樹林地が大きく占め、対象実施区域北西側の水田は圃場整備が行われてなく、樹林地も近いことから、里山的な環境となっており、既存資料調査では、対象事業実施区域及びその周辺の生態系の状況が十分に把握できないことから現地調査により把握する。
調査地域	「陸上植物」、「陸上動物」、「水生生物」の調査地域と同様とする。	・ 調査地域は、土地の改変に伴う周辺地域への影響も十分考慮した範囲である。
調査地点	「陸上植物」、「陸上動物」、「水生生物」の調査地点と同様とする。	・ 調査地点は、土地の改変に伴う周辺地域への影響も十分考慮した地点である。
調査期間等	「陸上植物」、「陸上動物」、「水生生物」の調査期間と同様とする。	・ 調査期間は、調査地域の動植物相が適切かつ効果的に把握できる時期とする。
予測の基本的な手法	①予測項目 予測項目は、造成等の工事の実施、施設の使用による影響に対して、次の項目について予測する。 ・ 事業の実施による生態系の重要な要素に与える影響の程度 ・ 事業の実施による生態系の重要な機能に与える影響の程度 ②予測方法 予測は、対象事業の計画、周辺の土地利用等及び次に掲げる事項を考慮して、生態系の重要な「要素」及び「機能」への影響を HEP(ハビタット評価手続き)に準じた定量的に把握する方法とする。 なお、SI モデルの構築にあたり種の選定にあたっては、現地調査結果を踏まえ、施設稼働時における騒音や施設照明による影響を考慮できるよう配慮する。 ア 生態系の立地条件に与える影響 イ 生態系の面的な広がり及び質に与える影響	・ 予測項目は、技術指針に基づき造成の施工及び施設の使用による生態系への影響とする。
予測地域	予測地域は、調査地域と同じとする。	・ 予測地域は、調査範囲と同様な範囲とすることで、生態系への影響を予測できると考える。
予測対象時期等	(工事時) 予測対象時期は、造成工事等により改変区域が最大となる時期とする。 (存在・供用時) 予測対象時期は、改変後の地形・樹木伐採後の状態が安定する時期とする。	・ 動植物の生育・生息環境へ直接的な改変が行われる造成工事の時期、間接的な影響を及ぼす改変後の地形・樹木伐採後の状態が安定する時期で代表できるものとする。

環境影響評価項目の区分	生態系	
環境影響要因の区分	工事時：造成等の施工による一時的な影響 存在・供用時：施設の存在	
環境影響評価を行う事業	ごみ処理施設及び最終処分場	
項目	調査、予測及び評価の手法	選定理由
評価の手法	<p>①環境影響の回避、<b>最小化</b>に係る評価</p> <p>生態系の評価に関しては、現況に対する影響の変化の程度を明確にし、必要に応じて改変区域の変更、保全すべき種の移植など実行可能な環境保全措置の比較検討により本事業の実施が環境に与える影響についてどの程度回避、<b>最小化</b>、代償されるかを明確にする。</p>	

#### 4.3.4 人と自然との豊かな触れ合いの確保のため調査、予測及び評価されるべき項目

##### (1) 景観・風景

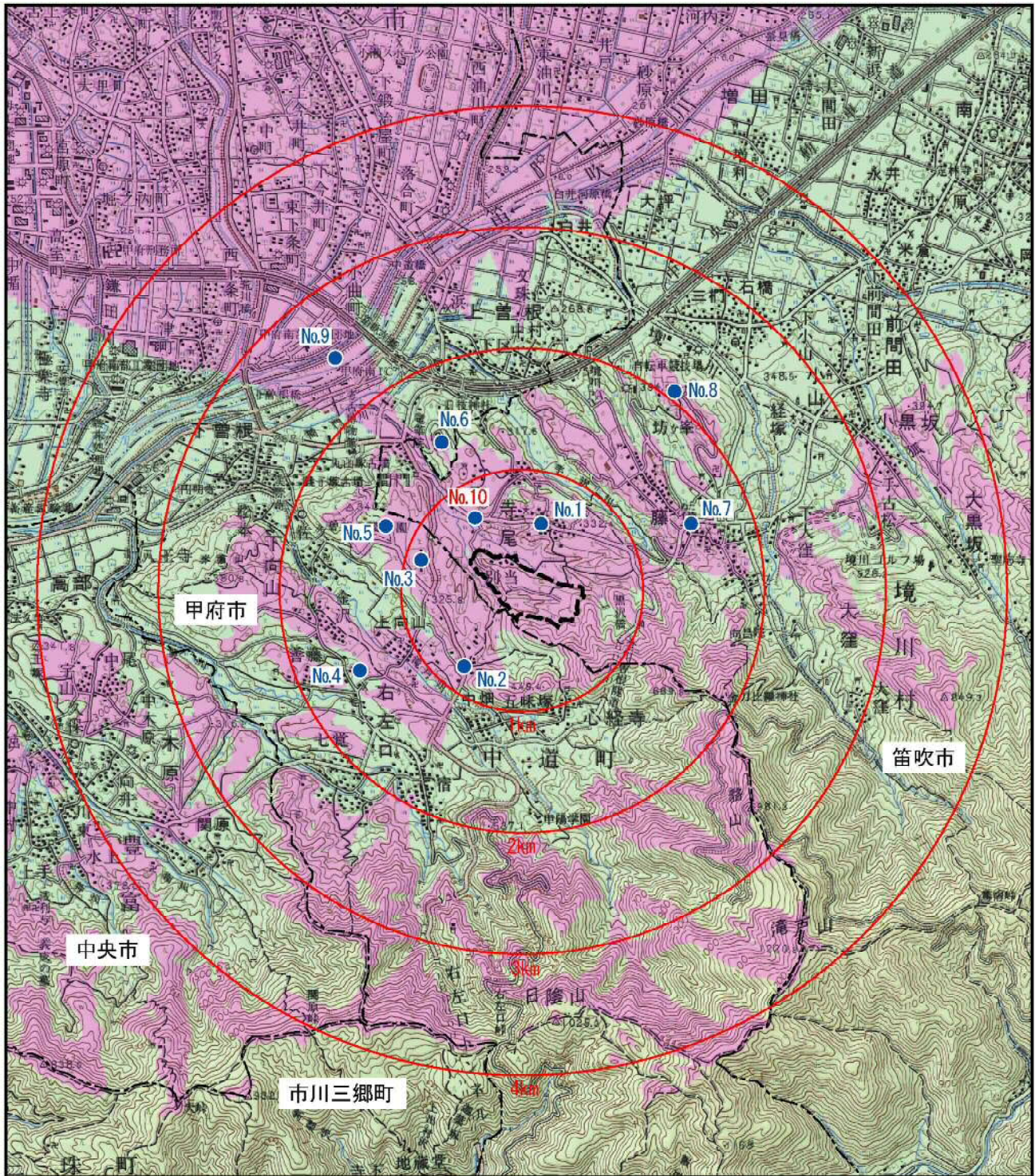
景観・風景に係る調査、予測及び評価の手法は、表 4-3-3-1 に示すとおりとする。

表 4-3-3-1 景観・風景に係る調査、予測及び評価の手法

環境影響評価項目の区分		景観・風景																									
環境影響要因の区分		存在・供用時：施設の存在																									
環境影響評価を行う事業		ごみ処理施設及び最終処分場																									
項目	調査、予測及び評価の手法		選定理由																								
調査すべき情報の手法	景観・風景について、調査すべき情報は次の項目とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の風景の特性</li> <li>・ 主要な眺望地点及び地域の風景を代表する地点の位置及び状況</li> <li>・ 土地利用の状況</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の存在に先立ち、現況の風景の特性、眺望景観の状況、土地利用の状況を把握する。</li> </ul>																								
調査の基本的な手法	調査は、資料調査及び現地調査により調査すべき情報を収集し、その結果を整理・解析する。 資料調査・現地調査の手法 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項目</th> <th>調査手法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域の風景の特性</td> <td>既存資料の収集整理、現地踏査及び写真撮影により行う。</td> </tr> <tr> <td>主要な眺望地点及び地域の風景を代表する地点の位置及び状況</td> <td>主要な眺望地点及び地域の風景を代表する地点の位置は、現地踏査及び聞き取り調査により把握する。</td> </tr> <tr> <td>主要な眺望地点及び地域の風景を代表する地点の位置及び状況</td> <td>主要な眺望地点及び地域の風景を代表する地点の状況は、既存資料の収集整理、現地踏査及び写真撮影により行う。</td> </tr> <tr> <td>土地利用の状況</td> <td>既存資料の収集整理、現地踏査により行う。</td> </tr> </tbody> </table>		項目	調査手法	地域の風景の特性	既存資料の収集整理、現地踏査及び写真撮影により行う。	主要な眺望地点及び地域の風景を代表する地点の位置及び状況	主要な眺望地点及び地域の風景を代表する地点の位置は、現地踏査及び聞き取り調査により把握する。	主要な眺望地点及び地域の風景を代表する地点の位置及び状況	主要な眺望地点及び地域の風景を代表する地点の状況は、既存資料の収集整理、現地踏査及び写真撮影により行う。	土地利用の状況	既存資料の収集整理、現地踏査により行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象実施区域周辺の景観構成要素としては樹林地、棚田が存在し、水田は圃場整備が行われていないことや樹林地に近いことなどから里山的な風景を呈しているが、景観・風景の状況は、既存資料等において対象事業実施区域及びその周辺で十分に把握されていないことから現地調査も含めて把握する。</li> </ul>														
項目	調査手法																										
地域の風景の特性	既存資料の収集整理、現地踏査及び写真撮影により行う。																										
主要な眺望地点及び地域の風景を代表する地点の位置及び状況	主要な眺望地点及び地域の風景を代表する地点の位置は、現地踏査及び聞き取り調査により把握する。																										
主要な眺望地点及び地域の風景を代表する地点の位置及び状況	主要な眺望地点及び地域の風景を代表する地点の状況は、既存資料の収集整理、現地踏査及び写真撮影により行う。																										
土地利用の状況	既存資料の収集整理、現地踏査により行う。																										
調査地域	調査地域は、主要な眺望景観の視覚的変化の可能性のある範囲(約 3.5km)とする。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知限界距離を算出するには、熟視角(対象をはっきりと見ることのできる視角)として 1~2° が使われている(「新体系土木工学 59 土木景観計画」(篠原修, 1982 年))。熟視角を 1° とした場合は、対象をその大きさの約 58 倍の距離から見た場合に相当する。本事業において最も高い建築物は煙突であり、高さ 59m 以上を想定している。認知限界距離を算出すると、<math>58 \times 59 = 3,420\text{m}</math> となり調査地域は約 3.5km とする。</li> </ul>																								
調査地点	①地域の風景の特性、主要な眺望地点の状況 調査地域内に分布する地域の風景を代表する地点、主要な眺望地点として、対象事業実施区域を臨める図 4-3-3-1 に示す計 10 地点とする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">現地調査地点</th> </tr> <tr> <th>No.</th> <th>調査地点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>No.1</td><td>寺尾地区</td></tr> <tr><td>No.2</td><td>中畑地区</td></tr> <tr><td>No.3</td><td>スポーツ広場</td></tr> <tr><td>No.4</td><td>中道南小学校</td></tr> <tr><td>No.5</td><td>甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園</td></tr> <tr><td>No.6</td><td>幸せの丘ありあす美術館</td></tr> <tr><td>No.7</td><td>藤壘地区</td></tr> <tr><td>No.8</td><td>坊ヶ峯展望台</td></tr> <tr><td>No.9</td><td>笛吹川サイクリングロード</td></tr> <tr><td>No.10</td><td>搬入ルートの沿道</td></tr> </tbody> </table>		現地調査地点		No.	調査地点	No.1	寺尾地区	No.2	中畑地区	No.3	スポーツ広場	No.4	中道南小学校	No.5	甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園	No.6	幸せの丘ありあす美術館	No.7	藤壘地区	No.8	坊ヶ峯展望台	No.9	笛吹川サイクリングロード	No.10	搬入ルートの沿道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査地域における可視不可視領域図を作成し、主要な眺望点及び視点場と重ね合わせることで、調査地点を設定する。</li> <li>・ 聞き取り調査により新たに地域の風景を代表する地点等が把握された場合には、調査地点として追加・設定する。</li> </ul>
現地調査地点																											
No.	調査地点																										
No.1	寺尾地区																										
No.2	中畑地区																										
No.3	スポーツ広場																										
No.4	中道南小学校																										
No.5	甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園																										
No.6	幸せの丘ありあす美術館																										
No.7	藤壘地区																										
No.8	坊ヶ峯展望台																										
No.9	笛吹川サイクリングロード																										
No.10	搬入ルートの沿道																										



環境影響評価項目の区分	景観・風景									
環境影響要因の区分	存在・供用時：施設の存在									
環境影響評価を行う事業	ごみ処理施設及び最終処分場									
項目	調査、予測及び評価の手法	選定理由								
調査期間等	<p>景観の調査期間等は以下のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">調査期間等</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>調査期間等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域の風景の特性、主要な眺望地点及び地域の風景を代表する地点の位置及び状況</td> <td>2回(着葉期、落葉期)</td> </tr> <tr> <td>土地利用の状況</td> <td>1回</td> </tr> </tbody> </table>	調査期間等		項目	調査期間等	地域の風景の特性、主要な眺望地点及び地域の風景を代表する地点の位置及び状況	2回(着葉期、落葉期)	土地利用の状況	1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査時期については、対象事業実施区域及びその周辺の土地利用は樹林地が多く占めており、葉の落着によって眺望の状況が変化すると想定されるため着葉期、落葉期に実施する。</li> <li>写真撮影は、視程状況を考慮して晴天日とする。</li> </ul>
調査期間等										
項目	調査期間等									
地域の風景の特性、主要な眺望地点及び地域の風景を代表する地点の位置及び状況	2回(着葉期、落葉期)									
土地利用の状況	1回									
予測の基本的手法	<p>①予測項目</p> <p>予測項目は、施設の存在による景観・風景への影響として次の項目を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の風景の変化の程度</li> <li>主要な眺望地点からの景観の変化の程度</li> </ul> <p>②予測方法</p> <p>事業計画に基づき、景観予測図(フォトモンタージュ、<b>鳥瞰図</b>)の作成による検討を行い、地域の風景を代表する地点、主要な眺望地点からの景観の変化を予測する手法とする。<b>なお、廃棄物運搬車両の走行も予測対象とする。</b></p> <p>③その他条件</p> <p>ごみ処理施設及び最終処分場の両施設に係る複合影響についても検討を行う。</p> <p>環境保全措置の検討においては、建物の色調や植栽の実施など考えられる複数案の保全措置による比較検討を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測項目は、山梨県環境影響評価技術指針に基づき地域の風景を代表する地点、主要な眺望地点における視覚的な変化を把握する項目とする。</li> </ul>								
予測地域	予測地域は、調査地域と同様とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測地域は、調査範囲と同様な範囲とすることで、地域の風景、主要な眺望地点からの景観への影響を予測できると考える。</li> </ul>								
予測地点	<p>①眺望景観</p> <p>予測地点は、現地調査地点と同様とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の存在前後を比較することで景観への影響を予測することから予測地点は調査地点とする。</li> <li>聞き取り調査により追加・設定される調査地点を含む。</li> </ul>								
予測対象時期等	予測対象時期は、新たな工作物が存在する時点 <b>及び埋立完了後</b> とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設(工作物)の存在を予測対象とするので、施設が存在する時期を代表できると考える。</li> </ul>								
評価の手法	<p>①環境影響の回避、<b>最小化</b>に係る評価</p> <p>景観・風景の評価に関しては、現況に対する影響の変化の程度を明確にし、施設配置や建物の色調の違い、植栽の有無等の比較検討により本事業の実施が環境に与える影響についてどの程度回避、<b>最小化</b>、代償されるかを明確にする。</p> <p>②環境の保全に関する施策との整合性に係る評価</p> <p>景観法、山梨県景観条例、笛吹市土地利用条例等の関係法令、笛吹市新市基本計画等の施策と、予測結果との整合が図れているかについて評価する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観に関しては、山梨県景観条例、笛吹市土地利用条例等の関係法令、笛吹市新市基本計画等の施策があることから、環境の保全に関する施策との整合性に係る評価の指標とする。</li> </ul>								



- 注1) 平成16年10月12日,平成18年8月1日に旧石和町、旧御坂町、旧一宮町、旧八代町、旧境川村、旧春日居町、旧芦川村が合併し笛吹市となっている。
- 注2) 平成18年3月1日に旧甲府市、旧中道町、旧上九一色村の一部が合併し甲府市となっている。
- 注3) 平成18年2月20日に旧玉徳町、旧田富町、旧豊富村が合併し中央市となっている。
- 注4) 平成17年10月1日に旧三珠町、旧市川大門町、旧六郷町が合併し市川三郷町となっている。

凡 例	
	対象事業実施区域
	行政界
	景観・風景調査地点
	可視範囲
	不可視範囲

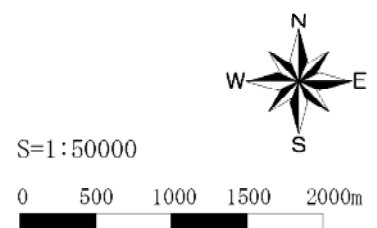


図4-3-3-1 景観・風景の現地調査地点位置図

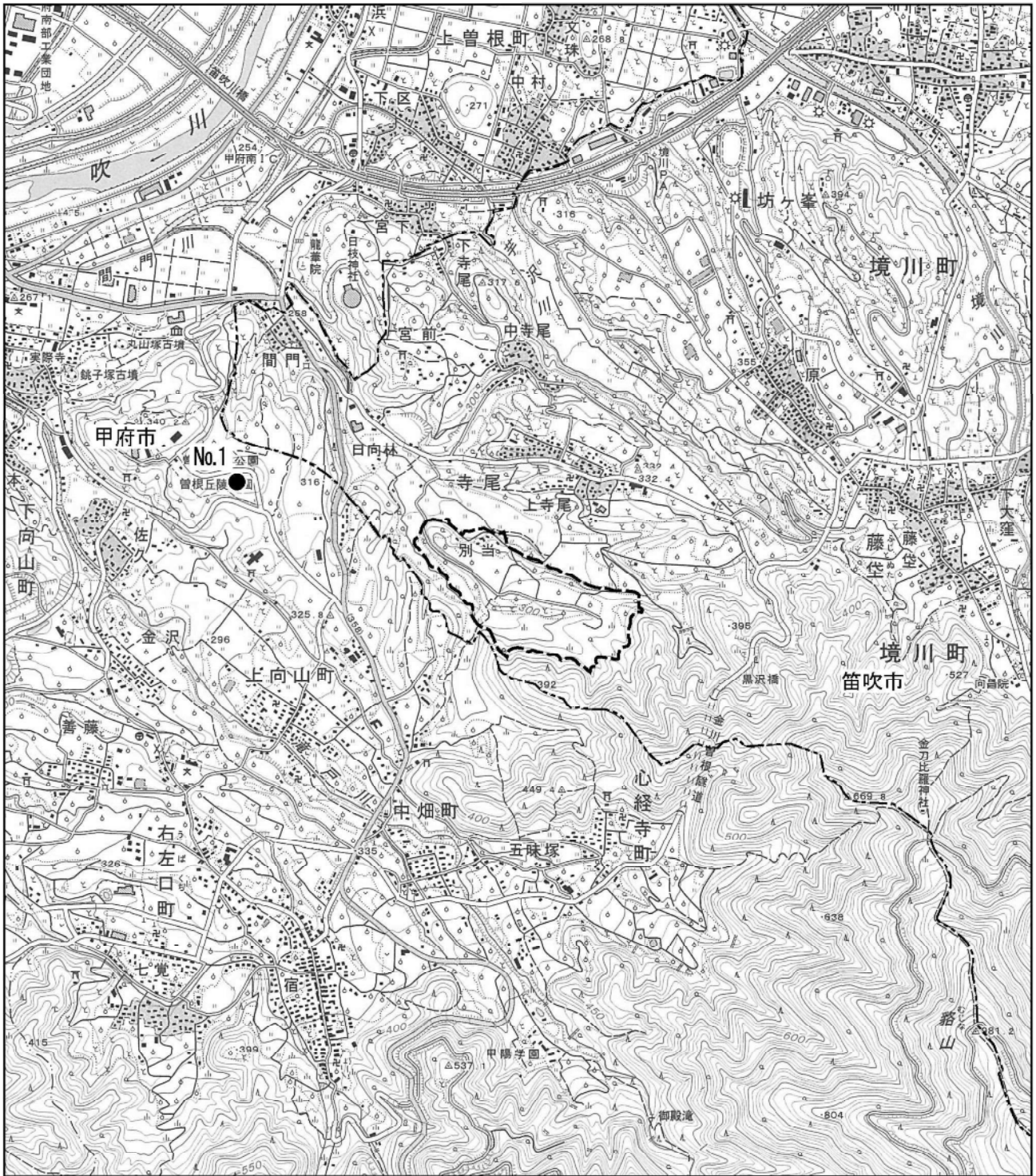
(2) 人と自然との触れ合いの活動の場

人と自然との触れ合いの活動の場に係る調査、予測及び評価の手法は、表 4-3-3-2 に示すとおりとする。

表 4-3-3-2 人と自然との触れ合い活動の場の調査、予測及び評価の手法

環境影響評価項目の区分	人と自然との触れ合いの活動の場							
環境影響要因の区分	存在・供用時：施設の存在							
環境影響評価を行う事業	ごみ処理施設及び最終処分場							
項目	調査、予測及び評価の手法	選定理由						
調査すべき情報の手法	<p>人と自然との触れ合いの活動の場について、調査すべき情報は、次の項目とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況（位置、分布状況等）</li> <li>・ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の立地環境</li> <li>・ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況、利用形態等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の存在及び供用に先立ち、現況の人と自然との触れ合いの活動の場の状況等を把握する。</li> </ul>						
調査の基本的手法	<p>調査は、資料調査及び現地踏査及び写真撮影により調査すべき情報を収集し、その結果を整理・解析する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人と自然との触れ合いの活動の場からの景観等の状況は、既存資料等において把握できないことから現地調査も含めて把握する。</li> </ul>						
調査地域	<p>調査地域は、施設の存在により景観の変化の可能性のある範囲とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の存在により景観の変化が考えられる範囲とする。</li> </ul>						
調査地点	<p>調査地域内に分布する主要な人と自然との触れ合いの活動の場のうち、環境影響を受けるおそれがある図 4-3-3-2 に示す計 1 地点とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">現地調査地点</th> </tr> <tr> <th>調査地点</th> <th>調査項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>甲斐風土記の丘・曽根丘陵公園</td> <td>利用状況及び利用形態</td> </tr> </tbody> </table>	現地調査地点		調査地点	調査項目	甲斐風土記の丘・曽根丘陵公園	利用状況及び利用形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象事業実施区域に最寄りの人と自然との触れ合いの活動の場としては、甲斐風土記の丘・曽根丘陵公園が対象事業実施区域から約 600m の位置にあり、地形的に対象事業実施区域北西側の水田及び樹林地で形成されている里山的な風景を含む地域が見える可能性があり、施設の存在により風景の変化による空間特性が変化するおそれがある。</li> <li>・ その他の人と自然との触れ合い活動の場としては、対象事業実施区域から南側及び東側約 1.5km の位置に左右口の里、藤袋の滝があるが、両地点からは対象事業実施区域は見えない状況であり、また、アクセス手段は主に自動車であることから、人と自然との触れ合い活動の場として、対象事業の実施による影響はないものと考えられる。</li> <li>・ 対象事業実施区域周辺には、笛吹市のレクリエーションの場としての散策コース等は存在していない。</li> </ul>
現地調査地点								
調査地点	調査項目							
甲斐風土記の丘・曽根丘陵公園	利用状況及び利用形態							
調査期間等	<p>人と自然との触れ合いの活動の場の調査期間等は以下のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">調査期間等</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>調査期間等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用状況・利用形態調査</td> <td>春季、夏季、秋季の休日の 3 回</td> </tr> </tbody> </table>	調査期間等		項目	調査期間等	利用状況・利用形態調査	春季、夏季、秋季の休日の 3 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査時期は、景観の視点場として利用される可能性のある春季、夏季、秋季に実施する。</li> <li>・ 写真撮影は、視程状況を考慮して晴天日とする。</li> </ul>
調査期間等								
項目	調査期間等							
利用状況・利用形態調査	春季、夏季、秋季の休日の 3 回							

環境影響評価項目の区分	人と自然との触れ合いの活動の場	
環境影響要因の区分	存在・供用時：施設の存在	
環境影響評価を行う事業	ごみ処理施設及び最終処分場	
項目	調査、予測及び評価の手法	選定理由
予測の基本的手法	<p>①予測項目 予測項目は、事業の実施による人と自然との触れ合いの活動の場への影響として次の項目を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人と自然との触れ合いの活動の場の利用環境の変化の程度</li> </ul> <p>②予測方法 景観の予測結果に基づき、事業の実施による人と自然との触れ合いの活動の場の空間特性の変化を予測し、それに伴う活動・利用への影響及び変化の程度について予測する手法とする。</p> <p>③その他条件 ごみ処理施設及び最終処分場の両施設に係る複合影響についても検討を行う。 環境保全措置の検討においては、建物の色調や植栽の実施など考えられる複数案の保全措置による比較検討を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測項目は、技術指針に基づき事業の実施による人と自然との触れ合いの活動の場の変化を把握する項目とする。</li> <li>予測方法は、景観の予測結果を用いることにより変化の程度を視覚的に示すことができると考えられる。</li> <li>人と自然との触れ合い活動の場の影響は、景観の変化によるものであることから、保全措置は景観における保全措置と同じとする。</li> </ul>
予測地域	予測地域は、調査地域と同様とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測地域は、調査地域と同様な範囲とすることで、人と自然との触れ合いの活動の場への影響を予測できると考えられる。</li> </ul>
予測地点	予測地点は、現地調査地点であるの甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園の1地点とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施前後を比較することで人と自然との触れ合い活動の場への影響を予測することから予測地点は調査地点とする。</li> </ul>
予測対象時期等	予測対象時期は、新たな工作物が存在する時点とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設(工作物)の存在を予測対象とするので、施設が存在する時期を代表できるものとする。</li> </ul>
評価の手法	<p>①環境影響の回避、<b>最小化</b>に係る評価 人と自然との触れ合いの活動の場の評価に関しては、現況に対する影響の変化の程度を明確にし、景観の予測結果の違い等の比較検討により本事業の実施が環境に与える影響についてどの程度回避、<b>最小化</b>、代償されるかを明確にする。</p>	



注1) 平成16年10月12日,平成18年8月1日に旧石和町、旧御坂町、旧一宮町、旧八代町、旧境川村、旧春日居町、旧芦川村が合併し笛吹市となっている。  
 注2) 平成18年3月1日に旧甲府市、旧中道町、旧上九一色村の一部が合併し甲府市となっている。

凡 例	
	対象事業実施区域
	行政界
	人と自然との触れ合いの活動の場調査地点

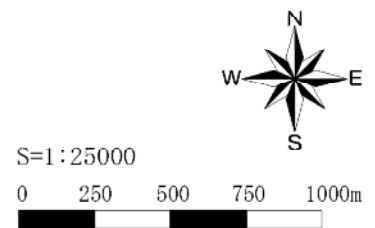


図4-3-3-2 人と自然との触れ合いの活動の場の現地調査地点位置図

#### 4.3.5 環境への負荷の量の低減のため調査、予測及び評価されるべき項目

##### (1) 廃棄物・発生土

廃棄物・発生土の予測及び評価の手法は、表 4-3-4-1 に示すとおりとする。

表 4-3-4-1(1) 廃棄物・発生土に係る予測及び評価の手法

環境影響評価項目の区分	廃棄物・発生土	
環境影響要因の区分	工事時：造成等の施工による一時的な影響	
環境影響評価を行う事業	ごみ処理施設及び最終処分場	
項目	予測及び評価の手法	選定理由
予測の基本的手法	<p>①予測項目 予測項目は、工事の実施に伴い発生する残土、伐採木、建設副産物の発生量、その処理方法を対象とする。</p> <p>②予測方法 事業計画及び類似事例に基づき、廃棄物の種類、発生量及び処理方法、処分先を定量的に整理する手法とする。</p> <p>③その他条件 ごみ処理施設及び最終処分場の両施設に係る複合影響についても検討を行う。 環境保全措置の検討においては、施設配置の違いによる土工量の検討など複数案の保全措置による比較検討を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測項目及び予測手法は、本事業の廃棄物の発生量、種類等が把握できる。</li> </ul>
予測地域	予測地域は、対象事業実施区域とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物は、対象事業実施区域から発生する。</li> </ul>
予測対象時期等	予測対象時期は、工事の期間中とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事の実施に伴う廃棄物の発生量等は、工事期間全体を対象とすることで、工事中に発生する廃棄物の全てが対象となる。</li> </ul>
評価の手法	<p>①環境影響の回避、最小化に係る評価 廃棄・発生土の評価に関しては、施設配置の違いによる土工量等の比較検討により本事業の実施が環境に与える影響についてどの程度回避、最小化、代償されるかを明確にする。</p>	

表 4-3-4-1(2) 廃棄物・発生土に係る予測及び評価の手法

環境影響評価項目の区分	廃棄物・発生土	
環境影響要因の区分	存在・供用時：施設の稼働	
環境影響評価を行う事業	ごみ処理施設及び最終処分場	
項目	予測及び評価の手法	選定理由
予測の基本的手法	<p>①予測項目 予測項目は、ごみ処理施設の稼働に伴い発生する廃棄物(飛灰、残さ)、浸出水処理施設から発生する廃棄物(汚泥)の種類及び発生量、その処理方法を対象とする。</p> <p>②予測方法 事業計画及び類似事例に基づき、廃棄物の種類ごとの発生量と処理状況・処分先(再利用の実態や体制を含む処理の可能性)を整理する手法とする。 また、スラグ等の二次生成物については、現在の関係市の利用状況、今後の対応についても整理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測項目及び予測手法は、本事業の廃棄物の発生量、種類等が把握できる。</li> </ul>
予測地域	予測地域は、対象事業実施区域とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物は、対象事業実施区域から発生する。</li> </ul>
予測対象時期等	予測対象時期は、施設が定常的に稼働する時点とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の稼働に伴う廃棄物の発生量等は、処理量及び処分量に基づくことから、施設の定常的な稼働状態で予測結果が代表できるものとする。</li> </ul>
評価の手法	<p>①環境影響の回避、<b>最小化</b>に係る評価 廃棄物・発生土の評価に関しては、現況と将来のごみ処理における排出量、資源化量、最終処分量の比較検討により本事業の実施が環境に与える影響についての程度回避、<b>最小化</b>、代償されるかを明確にする。</p>	

(2) 大気汚染物質・水質汚濁物質

大気汚染物質・水質汚濁物質に係る予測及び評価の手法は、表 4-3-4-2 に示すとおりとする。

表 4-3-4-2 大気汚染物質・水質汚濁物質に係る予測及び評価の手法

環境影響評価項目の区分		大気汚染物質・水質汚濁物質	
環境影響要因の区分		工事時：建設機械の稼働、資機材の運搬車両の走行 存在・供用時：施設の稼働、廃棄物運搬車両の走行	
環境影響評価を行う事業		ごみ処理施設及び最終処分場	
項目	予測及び評価の手法		選定理由
予測の基本的手法	<p>①予測項目</p> <p>予測項目は、ごみ処理施設の稼働に伴い発生する大気汚染物質(ダイオキシン類)、最終処分場から発生する水質汚濁物質(ダイオキシン類)の発生量及び排出抑制対策の効果の状況とする。</p> <p>また、工事時の建設機械の稼働、資機材運搬車両の走行、供用時の廃棄物運搬車両の走行に係る予測項目は、大気汚染物質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)の発生程度とする。</p> <p>②予測方法</p> <p>予測方法は、対象事業の計画の検討及び類似の事例を参考とし、ごみ処理施設から発生する排ガス量、排ガス濃度より負荷量、最終処分場から発生する排水量、排水濃度より負荷量を算出する手法とする。</p> <p>また、工事時の建設機械の稼働、資機材運搬車両の走行、供用時の廃棄物運搬車両の走行に伴う大気汚染物質については、一般的な環境保全対策で影響の程度を類推する手法とする。</p> <p>③その他条件</p> <p>予測は、処理方式(「焼却+灰溶融」または「ガス化溶融」)の違いによる複数の条件について比較検討を行う。</p> <p>ごみ処理施設及び最終処分場の両施設に係る複合影響についても検討を行う。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>予測項目及び予測手法は、本事業による大気汚染物質・水質汚濁物質の発生量が把握できる。</li> </ul>
予測地域	予測地域は、対象事業実施区域とする。		<ul style="list-style-type: none"> <li>大気汚染物質・水質汚濁物質は、対象事業実施区域から発生する。</li> </ul>
予測対象時期等	<p>(工事時)</p> <p>予測対象時期は、工事の期間中とする。</p> <p>(存在・供用時)</p> <p>予測対象時期は、施設が定常的に稼働する時点とする。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>工事に伴う大気汚染物質の発生量は、工事期間全体を対象とすることで、工事中に発生する大気汚染物質の全てが対象となる。</li> <li>施設からの排ガス量、排ガス濃度、最終処分場からの排水量、排水濃度は、廃棄物の量や質によって変化するが、定常的な稼働状態で予測結果が代表できるものと考えられる。</li> </ul>
評価の手法	<p>①環境影響の回避、<b>最小化</b>に係る評価</p> <p>大気汚染物質・水質汚濁物質の評価に関しては、ごみ処理施設の処理方式の違い等の比較検討により本事業の実施が環境に与える影響についてどの程度回避、<b>最小化</b>、代償されるかを明確にする。</p>		



### (3) 温室効果ガス等

温室効果ガス等に係る予測及び評価の手法は、表 4-3-4-3 に示すとおりとする。

表 4-3-4-3 温室効果ガス等に係る予測及び評価の手法

環境影響評価項目の区分		温室効果ガス等											
環境影響要因の区分		工事時：建設機械の稼働、資機材の運搬車両の走行 存在・供用時：施設の稼働、廃棄物運搬車両の走行											
環境影響評価を行う事業		ごみ処理施設及び最終処分場											
項目	予測及び評価の手法		選定理由										
予測の基本的手法	<p>①予測項目</p> <p>予測項目は、ごみ処理施設等の稼働、廃棄物の埋立処分による温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素)の排出量を対象とする。</p> <p>また、工事時の建設機械の稼働、資機材の運搬車両の走行、存在・供用時の廃棄物運搬車両の走行については、温室効果ガスの発生要因の種類とその程度とする。</p> <p>②予測方法</p> <p>ごみ処理施設等の稼働による燃料等使用量、廃棄物の埋立量に、原単位及び地球温暖化係数を乗じて、温室効果ガスの排出量を算出する手法とする。</p> <p>また、工事時の建設機械の稼働、資機材運搬車両の走行、供用時の廃棄物運搬車両の走行に伴う温室効果ガスについては、一般的な環境保全対策で影響の程度を類推する手法とする。</p> <p>③その他条件</p> <p>予測は、既設の施設との比較検討を行う。 ごみ処理施設及び最終処分場の両施設に係る複合影響についても検討を行う。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>予測項目及び予測手法は、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」(平成 11 年政令第 143 号)に記載された方法、算定式及び係数を用いる。</li> </ul>										
予測地域	予測地域は、対象事業実施区域とする。		<ul style="list-style-type: none"> <li>温室効果ガスは、対象事業実施区域から排出される。</li> </ul>										
予測対象時期等	<p>(工事時)</p> <p>予測対象時期は、工事の期間中とする。</p> <p>(存在・供用時)</p> <p>予測対象時期は、施設が定常的に稼働する時点とする。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>工事に伴う温室効果ガスの発生量は、工事期間全体を対象とすることで、工事中に発生する温室効果ガスの全てが対象となる。</li> <li>温室効果ガス排出量は、燃料等使用量や廃棄物埋立量に基づくことから、施設の定常的な稼働状態で予測結果が代表できるものとする。</li> </ul>										
評価の手法	<p>①環境影響の回避、<b>最小化</b>に係る評価</p> <p>温室効果ガス等の評価に関しては、既設の施設との比較検討により本事業の実施が環境に与える影響についてどの程度回避、<b>最小化</b>、代償されるかを明確にする。</p> <p>②環境の保全に関する施策との整合性に係る評価</p> <p>国、県及び市が実施する環境の保全に関する施策と、予測結果(既設の施設の温室効果ガスの排出量と本事業の温室効果ガスの排出量の差)との整合が図れているかについて評価する。</p> <table border="1" data-bbox="347 1668 893 1921"> <thead> <tr> <th>施策</th> <th>削減目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「地球温暖化対策の推進に関する法律」</td> <td>基準年比 6%の削減</td> </tr> <tr> <td>「山梨県地球温暖化対策推進計画」</td> <td>基準年比 2.1%の削減</td> </tr> <tr> <td>「新甲府市地球温暖化対策推進計画」</td> <td>基準年比 10%の削減</td> </tr> <tr> <td>「山梨市環境基本計画」</td> <td>基準年比 6%の削減</td> </tr> </tbody> </table>		施策	削減目標	「地球温暖化対策の推進に関する法律」	基準年比 6%の削減	「山梨県地球温暖化対策推進計画」	基準年比 2.1%の削減	「新甲府市地球温暖化対策推進計画」	基準年比 10%の削減	「山梨市環境基本計画」	基準年比 6%の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>温室効果ガス等については、国の施策である「地球温暖化対策の推進に関する法律」及び山梨県の施策である「山梨県地球温暖化対策推進計画」があることから、環境の保全に関する施策との整合性に係る評価の指標とする。</li> </ul>
施策	削減目標												
「地球温暖化対策の推進に関する法律」	基準年比 6%の削減												
「山梨県地球温暖化対策推進計画」	基準年比 2.1%の削減												
「新甲府市地球温暖化対策推進計画」	基準年比 10%の削減												
「山梨市環境基本計画」	基準年比 6%の削減												